

## 第5章 中間処理施設の状況

市の中間処理施設は、ごみ焼却施設である戸塚環境センター及び朝日環境センター、資源化施設のリサイクルプラザ、し尿処理を行う鳩ヶ谷衛生センターの4か所である。本章では、各中間処理施設の状況について調査した内容及び調査結果を記載する。

なお、市では現在、新戸塚環境センターの建設整備計画が進んでいる。新戸塚環境センターの建設整備の状況についても、本章に「第5 新戸塚環境センターの建設整備」として記載する。

### 第1 戸塚環境センター

#### 1 施設の概要

##### (1) 所在地

川口市大字藤兵衛新田 290 番地

##### (2) 開設年月日

平成2年1月

##### (3) 敷地面積、建築面積、延床面積

敷地面積：51,865.8 m<sup>2</sup>

建築面積：4,714 m<sup>2</sup>

延床面積：11,885 m<sup>2</sup>

##### (4) 処理能力

300t/日 (150t/日×2炉)

##### (5) 沿革

年月	内容
昭和62年6月	着工 (第1期工事)
平成2年1月	完成
平成3年12月	着工 (第2期工事)
平成6年3月	完成
平成22年12月	着工 (大規模改修工事)
平成25年2月	完成

## 2 施設に対する各種規制

### (1) 排ガス、排水、焼却灰、ばいじん、汚泥等の排出規制とその内容

#### ア ばい煙 (排ガス)

項目	管理値
ばいじん (g/N m <sup>3</sup> )	0.08
硫黄酸化物 (ppm)	30
窒素酸化物 (ppm)	180
塩化水素 (ppm)	25
水銀 (μg/N m <sup>3</sup> )	50

出所: 川口市資料

#### イ 排水水

項目	管理値
水素イオン濃度	5.8 を超え 8.6 未満
生物化学的酸素要求量 (BOD)	25mg/L 未満
浮遊物質量 (SS)	60mg/L 未満
大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	3000
窒素含有量	120mg/L 未満
りん含有量	16mg/L 未満
ふっ素及び化合物	8mg/L 未満
(溶解性) 鉄含有量	10mg/L 未満
(溶解性) マンガン含有量	10mg/L 未満
ほう素及びその化合物	10mg/L 未満

出所: 川口市資料

#### ウ 騒音

時間帯	管理値 dB
朝 (6:00~8:00)	50
昼間 (8:00~19:00)	55
夕 (19:00~22:00)	50
夜間 (22:00~6:00)	45

出所: 川口市資料を加工

#### エ 振動

時間帯	管理値 dB
昼間 (8:00~19:00)	60
夜間 (19:00~8:00)	55

出所: 川口市資料を加工

オ 悪臭

項目	管理値
煙突排出口	55 前後
敷地境界	15 以下

出所:川口市資料を加工

カ ダイオキシン類

項目	管理値
排ガス (ng-TEQ/N m <sup>3</sup> )	1
排出水 (pg-TEQ/L)	10
焼却灰等 (ng-TEQ/g)	3

出所:川口市資料を加工

キ 燃え殻・ばいじん

項目	管理値 (mg/L)
水銀又はその化合物	0.005
カドミウム又はその化合物	0.09
鉛又はその化合物	0.3
六価クロム化合物	1.5
砒素又はその化合物	0.3
セレン又はその化合物	0.3
1,4-ジオキサン	0.5
ダイオキシン類(単位は TEQ 換算)	3ng-TEQ/g

(2) 排出物質量の実績値の推移

戸塚環境センターの直近5年度における排出物質量の推移は以下のとおりである。

戸塚環境センターで発生した焼却主灰(他所灰)は、朝日環境センターにおいて熔融スラグ化し、路盤材等の土木資材として再利用するほか、焼却灰等をリサイクル可能な民間事業者へ処理を委託することで最終処分量の削減を図っている。

また、焼却飛灰については、県外の民間処分場2カ所において最終処分している。

単位当たりの処理料は朝日環境センターが最も経済的で、他の委託業者の10分の1から20分の1程度の金額であるが、朝日環境センターの処理設備における操業度には限界があり、設備の老朽化等も加味して、複数事業者に分散して処理委託ができるよう配慮している。

(単位: t)

項目/年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
焼却主灰 太平洋セメント	498.17	499.56	493.60	1,063.27	1,236.88
焼却主灰 埼玉県環境整備センター	650.00	650.00	450.10	349.80	349.50
焼却主灰 朝日環境センター	5,158.10	5,141.85	5,073.18	5,249.58	4,957.75
焼却主灰 渡辺産業(株)			300.00	300.00	299.93
焼却主灰 メルテック(株)					96.74
焼却主灰 合計	6,306.27	6,291.41	6,316.88	6,962.65	6,940.80
ばいじん(焼却飛灰) ジークライト(株)	1,574.38	1,427.87	1,252.05	1,278.45	1,298.15
ばいじん(焼却飛灰) グリーンフィル小坂(株)	765.02	779.17	968.61	1,075.13	1,162.05
ばいじん(焼却飛灰) (有) 築館クリーンセンター	300.00	300.00	299.96	299.98	299.97
ばいじん(焼却飛灰) 合計	2,639.40	2,507.04	2,520.62	2,653.56	2,760.17
焼却残渣金属 スズキメタル(株)	655.06	656.08	653.48	731.38	796.67

出所:川口市資料を加工

## (3) 委託により処分、再商品化している場合はその金額

戸塚環境センターの直近5年度における排出物質の委託による処分費用の推移は以下のとおりである。

戸塚環境センターでは、焼却灰の溶融スラグ化・セメント資源化のための委託処理を行っている。委託処理された焼却灰はセメント資源や路盤材資源として有効に再利用される。

これは、後述の「4 施設の運営、維持管理の状況 (6) 委託費 ウ 随意契約 (エ) 焼却灰溶融資源化処理委託」及び「第4章 一般廃棄物ごみ処理基本計画 第3 具体的施策 2 リユース(再利用)・リサイクル(再資源化の推進)」においても記載するとおり、最終処分場にて処理するよりも相当に高額な処理委託料となるが、川口市一般廃棄物処理基本計画(第6次及び第7次計画)において掲げた焼却主灰及び焼却飛灰の再資源化施策の一環で実施したものであり、再資源化・資源循環への意欲が高く反映されたものである。

(単位:円)

項目/年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
焼却主灰 太平洋セメント	13,827,201	13,865,782	13,700,357	29,684,362	35,028,852

焼却主灰 埼玉県環境整備センター	17,269,200	17,269,199	11,958,256	9,293,486	9,457,470
焼却主灰 朝日環境センター	11,980,417	11,946,679	11,770,640	12,182,482	11,598,363
焼却主灰 渡辺産業(株)			7,937,998	7,937,998	8,083,113
焼却主灰 メルテック(株)					4,756,704
焼却主灰 合計	43,076,818	43,081,660	45,367,251	59,098,328	68,924,502
ばいじん(焼却飛灰) ジークライト(株)	51,009,912	47,805,083	41,918,628	42,802,501	43,848,555
ばいじん(焼却飛灰) グリーンフィル小坂(株)	26,439,087	26,928,112	33,475,157	37,156,489	41,183,706
ばいじん(焼却飛灰) (有) 築館クリーンセンター	11,015,996	11,015,990	11,014,524	11,015,258	11,119,316
ばいじん(焼却飛灰) 合計	88,464,995	85,749,185	86,408,309	90,974,248	96,151,577
焼却残渣金属 スズキメタル(株)	20,913,051	20,949,988	20,865,401	23,490,826	25,773,218

出所：川口市資料を加工

### 3 施設の稼働状況

#### (1) 搬入量、処分手数料収入の推移

戸塚環境センターの直近5年度における搬入量、処分手数料収入の推移は以下のとおりである。

項目/年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
搬入量(t)	58,788.32	57,478.45	58,164.85	63,724.48	63,930.61
手数料収入(円)	333,101,270	329,713,250	318,839,440	318,800,220	339,023,150

出所：川口市資料を加工

#### (2) 焼却炉の焼却量、運転時間、稼働率

戸塚環境センターの直近5年度における焼却量・運転時間・稼働率の推移は以下のとおりである。

##### ア 焼却設備

項目/年度		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
焼却量 (t)	3号炉	25,877.21	30,128.91	30,555.41	32,859.46	32,070.67
	4号炉	32,965.53	28,102.14	27,485.69	31,572.82	32,230.09
運転時間 (h)	3号炉	4,819	5,576	5,634	6,012	5,861
	4号炉	6,109	5,300	5,189	5,845	5,968

運転日数 (日)	3号炉	201	231	234	253	247
	4号炉	254	219	215	246	252
稼働率 (%)	3号炉	99	105	93	117	105
	4号炉	112	127	118	112	122

出所:川口市資料を加工

### イ 破碎設備

項目/年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
破碎処理量 (t)	4,554.97	4,651.42	4,783.18	5,039.36	5,642.66
運転時間 (h)	284.20	296.65	309.49	340.95	349.50
運転日 (日)	159	176	178	177	177
運転予定日 (日)	166	176	180	188	180
稼働率 (%)	96	100	99	94	98

出所:川口市資料を加工

## (3) 売電事業、資源物売却事業の状況

### ア 売電事業の状況

#### (ア) 発電量・売電量・売電額の状況

戸塚環境センターの直近5年度における売電事業の推移は以下のとおりである。

項目/年度		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
発電量(kWh)		21,564,090	21,226,030	21,418,890	25,005,690	24,768,760
売電	売電量(kWh)	12,985,032	12,715,212	13,025,790	15,821,574	15,836,400
	売電額(円)	253,696,500	200,114,386	192,580,990	244,241,223	242,952,488
	契約業者	㈱F-Power	㈱F-Power	東京電力PG㈱ 丸紅新電力㈱	東京電力PG㈱ 東京瓦斯㈱	東京電力PG㈱ ㈱F-Power

出所:川口市資料を加工

#### (イ) 契約単価の状況

戸塚環境センターの直近5年度における売電事業の推移は以下のとおりである。

契約単価/年度		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
バイオマス (円/kWh)		19.44	18.36	18.36	18.36	18.70
その他 (円/kWh)	昼間 (8:00~22:00)	19.44	11.88	10.61	11.98	11.56
	その他	18.36	8.10	9.80	9.82	10.14

夏季 (円/kWh)	昼間 (8:00~22:00)	20.52	12.42	11.30	16.33	16.55
	その他	18.36	8.10	9.80	9.82	10.14

出所:川口市資料を加工

#### イ 資源物売却の状況

戸塚環境センターの直近 5 年度における資源物売却の推移は以下のとおりである。

	H27 年度		H28 年度		H29 年度	
	売却量 (t)	金額 (円)	売却量 (t)	金額 (円)	売却量 (t)	金額 (円)
破砕前鉄	41.05	420,739	37.80	175,937	36.64	454,465
破砕後鉄	754.34	8,759,776	760.16	7,333,013	766.26	15,221,002
破砕前アルミ	20.47	1,818,826	21.85	1,759,933	22.15	2,032,753
破砕後アルミ	21.69	2,567,923	20.82	2,126,059	19.20	2,149,109
小型家電①	8.47	169,400	10.01	30,030	10.59	31,770
小型家電②	10.61	1,336,500	13.23	1,058,400	11.96	956,800
小型家電③	78.66	116,230	76.02	755	77.19	768
	H30 年度		R1 年度			
	売却量 (t)	金額 (円)	売却量 (t)	金額 (円)		
破砕前鉄	58.91	1,077,872	54.68	409,667		
破砕後鉄	791.98	22,491,611	951.63	14,258,406		
破砕前アルミ	24.03	1,903,314	24.88	1,130,359		
破砕後アルミ	24.27	2,911,241	32.81	2,886,136		
小型家電①	8.44	104,840	0	0		
小型家電②	13.45	1,076,000	13.6	614,800		
小型家電③	52.82	524	0	0		

- ※ 小型家電① ビデオ等の小型家電
- ※ 小型家電② コード類
- ※ 小型家電③ その他扇風機等の小型家電

出所:川口市資料を加工

#### 4 施設の運営、維持管理の状況

##### (1) 現金

令和 2 年 9 月 14 日 (月) 10 時より、戸塚環境センターにて保管している現金の内容を調査した。

当該調査を実施したのは、粗大ごみ受付を停止する土日明けの月曜ということもあり、通常、2~3 日周期で売上金を銀行口座に入金することから、

金庫内には2020年9月10日（木）及び9月11日（金）の売上金が残っていた。その他、金庫内を調査の結果、封筒や缶に入った現金が複数発見された。

これらについて、内容の詳細ヒアリングし、現金実査を実施した結果は以下のとおりである。

ア 一般廃棄物処理手数料売上金（令和2年9月10日分）

一般廃棄物処理手数料（令和2年9月10日分）の実査結果は以下のとおりである。

金種表				実査結果			
■ 令和2年9月10日に現金をカウントして作成				■ 令和2年9月14日に現金実査を実施			
種類		枚数	金額	種類		枚数	金額
銀行券	10,000	2	20,000	銀行券	10,000	0	0
	5,000	8	40,000		5,000	15	75,000
	2,000				2,000	0	0
	1,000	62	62,000		1,000	28	28,000
貨幣	500	9	4,500	貨幣	500	35	17,500
	100	30	3,000		100	77	7,700
	50	4	200		50	25	1,250
	10	1	10		10	29	290
	5	6	30		5		
	1				1		
小計		¥ 129,740		小計		¥129,740	
現金計							
貸し金		¥80,000					
<p>売上金の小計129,740円については、令和2年9月10日（木）のシステムから出力された売上日報（車両区分・ごみ種・業者別日報）の数値と一致していることを確認した。</p>				<p>売上金小計は金種表の金額と一致しているが、金種は一致していない。これは、売上金のうち翌日のつり銭分80,000円ピックアップして、翌日の業務終了後に、金種を区別せずに同額売上金の封筒に戻し入れるためである。</p> <p>実務上、月・金は粗大ごみの受付件数が多いことから80,000円のつり銭を、火～木は60,000円のつり銭を準備するとのことであった。</p>			

当該一般廃棄物処理手数料の売上金については、川口市の指定金融機関における納付書・領収書（令和2年9月16日付）を確認し、金融機関口座に上記と同額の入金がなされていることを確認した。



- イ 一般廃棄物処理手数料売上金（令和2年9月11日（金）分）  
 一般廃棄物処理手数料（令和2年9月11日分）の実査結果は以下のとおりである。

金種表			実査結果				
■ 令和2年9月11日に現金をカウントして作成			■ 令和2年9月14日に現金実査を実施				
種類	枚数	金額	種類	枚数	金額		
銀行券	10,000	6	60,000	銀行券	10,000	6	60,000
	5,000	8	40,000		5,000		
	2,000				2,000		
	1,000	52	52,000		1,000	12	12,000
貨幣	500	5	2,500	貨幣	500	5	2,500
	100	2	200		100	2	200
	50	5	250		50	5	250
	10	6	60		10	6	60
	5				5		
	1				1		
	小計		¥155,010		小計		¥75,010
現金計		¥75,010					
貸し金		¥80,000					
<p>売上金の小計 155,010 円については、令和2年9月11日（金）のシステムから出力された売上日報（車両区分・ごみ種・業者別日報）の数値と一致していることを確認した。</p> <p>令和2年9月14日（月）の粗大ごみ受付業務のためのつり銭として、80,000 円を「貸し金」として拠出している。</p>			<p>左記、貸し金控除後の金額と実査結果が一致していることを確認した。</p> <p>左記の金種表との比較の結果、「貸し金」として、5,000 円札 8 枚、1,000 札 40 枚を令和2年9月14日（月）の粗大ごみ受付業務のためのつり銭として拠出していることがわかる。</p>				

当該一般廃棄物処理手数料の売上金については、川口市の指定金融機関における納付書・領収書（令和2年9月16日付）を確認し、金融機関口座に上記と同額の入金がなされていることを確認した。

ウ 厚生会館両替用つり銭

厚生会館とは、戸塚環境センター敷地内に設置された、ごみの焼却熱を活用した入浴施設であり、休憩所ではカラオケ・囲碁・将棋等ができるように整備されている。

当該施設は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年2月

28日より当分の間休館としている。令和2年9月14日の現地視察において、厚生会館が休館で使用されていない状態であることを確認した。

なお、休館中であっても、厚生会館内の入浴券購入用自動販売機の中にはつり銭が保管されたままの状態となっていた。当該つり銭の残高は以下のとおりである。

種類		枚数	金額
銀行券	10,000		
	5,000		
	2,000		
	1,000		
貨幣	500	34	17,000
	100	143	14,300
	50	155	7,750
	10	95	950
	5		
	1		
合計			¥40,000

また、入浴券購入用自動販売機の鍵は、戸塚環境センター事務室のキーボックスに保管されている。キーボックスの鍵は、管理責任者がデスクに保管しているが、デスクに鍵は掛けられていなかった。また、事務所金庫の鍵の保管状況についても同様であった。

**【指摘 16】** 長期休業中における入浴券購入用自動販売機のつり銭の管理方法を改めるべきである。

厚生会館がコロナ禍により長期休業中である場合、館内に設置された入浴券購入用自動販売機は稼働しないため、自動販売機内に現金を入れた状態で放置されている状況は、盗難防止の観点から好ましくない。

自動販売機のつり銭は、盗難防止の観点から、長期間休業中であれば、銀行に預け入れるという運用が一般的である。自動販売機のつり銭の管理方法を改めるべきである。

**【指摘 17】** 現金管理に関連する鍵の保管の厳格化を図るべきである。

現金が保管されている金庫や自動販売機の鍵については、業務時間中・時間外に限らず、盗難防止の観点から現金管理者が施錠できる場所に鍵をかけて保管しておくべきである。

エ 台貫アメ缶

金庫内から「25.4.9 現在 台貫アメ缶」と記載のある金種表と飴の缶に入った現金が発見された。台貫とはトラックスケールの事であるが、当該現金と金種表がどのような内容・性質のものであるかは不明である。当該金種表及び実査結果は以下のとおりであった。

金種表			実査結果			
■ 「25.4.9 現在 台貫アメ缶」と記載あり			■ 令和2年9月14日に現金実査を実施			
硬貨	枚数	金額	種類	枚数	金額	
500	0	0	銀行券	10,000	0	
100	46	4,600		5,000	1	5,000
50	47	2,350		2,000	0	0
10	34	340		1,000	0	0
5	4	20	貨幣	500	0	0
1	12	12		100	0	0
合計		¥7,322		50	37	1,850
				10	32	320
				5	4	20
			1	12	12	
			小計		¥7,202	
			左記金種表 ¥7,322 と実査結果との差額は120円であった。差額の理由は不明である。			

オ キャラクター缶

金庫内から「キャラクター管理表 (H25)」と記載された管理表と、キャラクターが書いてある缶の中に入った現金が発見された。管理表の記載内容から判断すると、つり銭の受け渡しミスによる現金過不足及び拾得金と推測されるが、戸塚環境センターの現職員で保管理由等の詳細を知るものはいなかった。当該管理表の記載内容及び実査結果は以下のとおりである。

キャラクター缶管理表 (H25)						実査結果		
■ キャラクター缶管理表 (H25)						■ 令和2年9月14日に現金実査を実施		
日付	入金額	管理場所	増減理由	増減額	最終金額	種類	枚数	金額
4/9	10,000					銀行券	10,000	0

4/10	10,000	台貫	つり銭 ミス	-100	9,900				
4/16	9,900	台貫	つり銭 ミス	-200	9,700				
5/31	9,700	厚生 会館	つり銭 ミス	-10	9,690				
5/31	9,690	犬猫	つり銭 ミス	-200	9,490				
6/11	9,490	台貫	つり銭 ミス	-100	9,390				
6/20	9,390	犬猫	つり銭 ミス	+10	9,400				
7/4	9,400	台貫	つり銭 ミス	+600	10,000				
7/9	10,000	植込	拾った	+1000	11,000				
7/26	11,000	台貫	つり銭 ミス	+10	11,010				
10/15	11,010	台貫	つり銭 ミス	+50	11,060				
10/18	11,060	台貫	つり銭 ミス	-400	10,660				
2/14	10,660	台貫	つり銭 ミス	-20	10,640				
							5,000	0	0
							2,000	0	0
							1,000	0	0
						貨幣	500	11	5,500
							100	23	2,300
							50	31	1,550
							10	27	270
							5	4	20
							1	0	0
小計							¥9,640		
左記金種表 ¥10,640 と実査結果との差額は1,000円であった。差額の理由は不明である。									

#### カ 封筒1

金庫内より「8月15日落とし物」と記載され、現金1,000円が入った封筒が発見された。戸塚環境センター内での拾得物と推測されるが、いつ時点の拾得金かは不明である。

#### キ 封筒2

金庫内より「2020年6月17日、台貫で10,000円拾得」と記載され、現金10,000円の入った封筒が発見された。

【指摘18】内容不明金及び拾得金の管理方法を明確化し、適切な運用を図るべきである。

現金実査により、金庫内に長期間保管されている内容不明の現金、拾得金が発見された。内容不明の現金が長期間金庫に保管されている状態は好ましくなく、盗難のリスクへの対応や警察への届出等が必要になるケースも考えられる。内容不明金及び拾得物の管理方法を明確化し、適切な運用を図るべきである。

#### ク 川口市廃棄物（粗大ごみ）処理手数料納付券

戸塚環境センター事務室内の鍵付きのキャビネットの中に「川口市廃棄物（粗大ごみ）処理手数料納付券」が保管され、受払簿を作成して当該廃棄物（粗大ごみ）処理手数料納付券の残高を管理していた。令和2

年 8 月末時点における同納付券は 89 枚であり、令和 2 年 9 月 14 日時点における納付券の枚数を実査した結果、89 枚と受払簿残高と一致した。

#### ケ その他

金庫の鍵として錠前式とダイヤル式の 2 つが付いているが、ダイヤル部分にテープを貼って動かさないようになっていた。

【指摘 19】 金庫の管理運用方法を見直すべきである。

金庫の鍵は、施錠とダイヤルの二重構造となっているが、ダイヤル式の鍵は、ダイヤルが動かないようにテープで固定されていた。金庫が開錠できる者を限定し盗難防止のために二重に施錠する構造になっていることを考えれば、テープでダイヤルを固定することは、金庫の管理が緩いことを露呈させる行為であり、盗難リスクを高める。盗難リスクを考慮し、ダイヤル式金庫の利用及び使用方法を見直すべきである。

#### (2) 未収金

戸塚環境センターにおける未収金の状況について質問し、未収金がないことを確認した。

#### (3) 設備の運転、点検整備の計画と実施状況

戸塚環境センターでは、ごみ処理にかかる焼却設備と破碎設備を所有しており、それぞれについて、設備の運転計画表、実績表を作成し管理している。特に焼却設備においては、3 号炉と 4 号炉が稼働し、安全な運転を確保のため、また、両炉の点検スケジュールが重なってごみの焼却ができない日程が生じないように、綿密にスケジュールが組まれている。

#### (4) アセットマネジメント

##### ア 耐震化の状況

戸塚環境センターにおける建物は、西棟、特高変電所棟、破碎機棟、東棟、厚生会館で構成される。それぞれの耐震化の状況は以下のとおりである。

施設	竣工年月	状況
西棟	平成 2 年 1 月	新耐震基準（建築基準法改正 昭和 56 年（1981 年）以降の建築であるため、耐震診断は実施していない。
特高変電所棟	平成 6 年 3 月	新耐震基準（建築基準法改正 昭和 56 年（1981 年）以降の建築であるため、耐震診断は実施して

		いない。 なお、戸塚環境センター施設整備工事計画において、令和 5 年度に新特高変電所棟への建替に伴って解体予定である。
破碎機棟	昭和 51 年 3 月	耐震診断は平成 25 年 12 月に実施済。 耐震診断結果によると、建物全体として想定する地震動に対して所要の耐震性に疑問があり、耐震改修が必要との結果であった。 現時点で改修工事はしていない。 戸塚環境センター施設整備工事の計画において、新破碎機棟建設後の令和 7 年度に解体予定である。
東棟	昭和 51 年 3 月	耐震診断は平成 26 年 3 月に実施済。 耐震診断結果によると、建物全体として想定する地震動に対して所要の耐震性に疑問があり、耐震改修が必要との結果であった。 現時点では改修工事はしておらず、焼却処理施設としての機能は廃止し、主に収集業務課の事務所として使用しているのみである。 戸塚環境センター施設整備工事の計画において、令和 4 年度に収集事務所棟建設後に解体予定であり、令和 11 年度には新焼却設備を建設する予定である。
厚生会館	昭和 51 年 12 月	耐震診断は実施していない。公衆浴場施設として建築物の耐震改修の促進に関する法律上の診断義務はないものの、戸塚環境センター施設整備工事の計画において建替えが決定している。計画では工事の早期に解体予定であったが、新施設建設までの間、利用継続を希望する住民が多いことを受けて、解体時期は令和 11 年度を予定している。

#### イ 中長期修繕計画の作成状況

戸塚環境センターにおいて、廃棄物処理施設長寿命化計画を平成 22 年度に策定しており、その後は、現在、令和 2 年度版の同計画を策定中の段階である。

基本的な方針として、新戸塚環境センターの建設計画に合わせて、現在使用している西棟を運営し、現在の東棟の位置に新焼却設備を令和 11 年度に建設して本稼働に至った後、西棟焼却設備は朝日環境センター整備状況を見て停止する予定である。

#### ウ 工事契約の内容（500 万円以上）

直近 3 年間における 500 万円以上の工事契約は以下のとおりである。

このうち、取引先別に金額の大きい上位 3 社において、最も金額の大きい上位 1 件、すなわち No.3 戸塚環境センター西棟焼却設備制御装置更新工事、No.7 戸塚環境センター西棟灰クレーン 1 号油圧バケット取替工事、No.18 戸塚環境センター破碎機設備破碎機始動抵抗器補修工事の 3 件

を抽出し、その契約事務の執行状況について監査した。

No.	年度	工事件名	(当初請負金額) 請負金額	業者名
1	R1	戸塚環境センター西棟ごみクレーン 1 号油圧バケット取替工事	12,100,000	佐野電機(株)
2	R1	戸塚環境センター破砕機棟 ITV システム更新工事	18,079,200	シンセイ産業(株)
3	R1	戸塚環境センター西棟焼却設備制御装置更新工事	(2 ヶ年合計) 195,107,000 (1 年目支払額) 78,040,000	JFE エンジニアリング(株)
4	R1	戸塚環境センター西棟 3 号炉燃焼段耐火物補修工事	(11,000,000) 13,442,000	JFE エンジニアリング(株)
5	R1	戸塚環境センター西棟受電室用空調機改修工事	8,855,000	(株)エアコンセンター
6	H30	戸塚環境センター西棟 3 号炉誘引通風機制御盤取替工事	20,412,000	JFE エンジニアリング(株)
7	H30	戸塚環境センター西棟灰クレーン 1 号油圧バケット取替工事	12,420,000	佐野電機(株)
8	H30	戸塚環境センター西棟 3 号炉燃焼段両壁耐火物補修工事	15,120,000	JFE エンジニアリング(株)
9	H30	戸塚環境センター西棟貯湯槽更新工事	(13,500,000) 13,402,800	(株)鈴木設備
10	H29	戸塚環境センター西棟 4 号炉誘引通風機制御盤取替工事	20,412,000	JFE エンジニアリング(株)
11	H29	戸塚環境センター西棟蒸気タービン電気ガバナ更新工事	25,920,000	JFE エンジニアリング(株)
12	H29	戸塚環境センター西棟 4 号炉燃焼段両壁ほか耐火物補修工事	15,120,000	JFE エンジニアリング(株)
13	H29	戸塚環境センター破砕機設備前処理機No. 3 スクリューローラー刃取替工事	6,134,400	JFE エンジニアリング(株)
14	H28	戸塚環境センター西棟 4 号炉中間天井ほか耐火物補修工事	13,500,000	JFE エンジニアリング(株)
15	H28	戸塚環境センター西棟灰クレーン走行レールほか取替工事	12,505,320	(株)日立プラントメカニクス東日本統括営業部
16	H28	戸塚環境センター西棟灰クレーン用 2 号油圧バケット取替工事	10,878,300	(株)福島製作所東京営業所
17	H28	戸塚環境センター西棟 3 号炉乾燥段落差壁補修工事	5,400,000	JFE エンジニアリング(株)
18	H28	戸塚環境センター破砕機設備破砕機始動抵抗器補修工事	13,932,000	三位電気(株)

戸塚環境センターにおいて、令和元年度に締結された一般競争入札により契約された工事契約はない。

なお、過去の契約事務の手引き（第 5 版まで）には「一般競争入札は採用していない」という記載があり、第 6 版以降はその文言が削除されたが、今回監査を実施した中間処理施設においては、依然として「一般競争入札は採用しない」との認識であった。

(後述の本項(7)工事契約及び委託契約に共通する問題点の「カ 契約事務の手引きのにおける一般競争入札の取扱いについて」を参照されたい。)

(ア) 戸塚環境センター西棟焼却設備制御装置更新工事

a 契約概要

No.	項目	内容	摘要
1	契約日	令和元年8月2日	
2	工事場所	川口市大字藤兵衛新田290	
3	工期	令和元年8月2日～令和3年2月26日	
4	契約金額(税込)	請負代金額: 195,107,000円 前払金額: 78,040,000円以内 中間払金額: 39,020,000円以内	
5	契約保証金	請負代金の10分の1以上(19,510,700円)	
6	契約業者	JFEエンジニアリング株式会社	
7	契約締結伺書日付	令和元年7月26日	
8	予定価格(税抜)	177,370,000円	
9	落札率	100%	

b 契約方法

指名競争入札(地方自治法施行令第167条第3号)

c 指名業者選考

契約執行伺書: 令和元年6月24日(起案日)

令和元年6月25日(決裁日)

d 入札結果

No.	業者名	金額	結果	摘要
1	株式会社タクマ 東京支社	—	辞退	
2	日立造船株式会社 東京本社	—	辞退	
3	株式会社神鋼環境ソリューション 東京支社	—	辞退	
4	テスコ株式会社	—	辞退	
5	荏原環境プラント株式会社 東日本営業部	—	辞退	
6	日鉄エンジニアリング株式会社	—	辞退	
7	JFEエンジニアリング株式会社	177,370,000	落札	



e 監査で把握した問題点

当該契約につき、指名競争入札を選択し、その根拠を地方自治法施行令第167条第3号（一般競争入札に付することが不利と認められる時）としているが、なぜ一般競争入札に付することが不利となるかその理由についての資料の提示を求めたところ、資料はないとの回答を得た。

また、当該契約につき、指名競争入札で7社を指名しているが、そのうち6社が辞退する結果となっている（市は辞退理由を調査していない）。しかも、落札率が100%であった。

（後述の本項（7）工事契約及び委託契約に共通する問題点の「ア 指名競争入札を選択する理由について」及び「イ 競争入札の実効性の確保について」を参照されたい。）

(イ) 戸塚環境センター西棟灰クレーン1号油圧バケット取替工事

a 契約概要

No.	項目	内容	摘要
1	契約日	平成30年6月7日	
2	工事場所	川口市大字藤兵衛新田290	
3	工期	平成30年6月7日～平成30年12月28日	
4	契約金額（税込）	請負代金額：12,420,000円 前払額：4,960,000円以内 中間払金：2,480,000円以内	
5	契約保証金	請負代金の10分の1以上（1,242,000円）	
6	契約業者	佐野電機株式会社	
7	契約締結伺書日付	平成30年5月31日	
8	予定価格（税抜）	11,990,000円	
9	落札率	95.9%	
10	工事完成通知書	平成30年12月19日	
11	完成検査結果通知書	平成30年12月20日	

b 契約方法

指名競争入札（地方自治法施行令第167条第3号）

c 指名業者選考

契約執行伺書：平成30年4月26日（起案日）

平成30年5月16日（決裁日）

d 入札結果

No.	業者名	金額	結果	摘要
1	元郷プラント株式会社	—	辞退	
2	佐野電機株式会社	11,500,000	落札	
3	有限会社イーアンドエス	11,800,000		
4	那須電機工業株式会社	11,850,000		
5	株式会社アオキ技研	11,870,000		
6	矢澤フェロマイト株式会社	11,900,000		
7	水明機工株式会社	11,900,000		

e 監査で把握した問題点

当該契約につき、指名競争入札を選択し、その根拠を地方自治法施行令第167条第3号（一般競争入札に付することが不利と認められる時）としているが、なぜ一般競争入札に付することが不利となるかその理由についての資料の提示を求めたところ、資料はないとの回答を得た。

（後述の本項（7）工事契約及び委託契約に共通する問題点の「ア 指名競争入札を選択する理由について」を参照されたい。）

(ウ) 戸塚環境センター破碎機設備破碎機始動抵抗器補修工事

a 契約概要

No.	項目	内容	摘要
1	契約日	平成28年4月26日	
2	工事場所	川口市大字藤兵衛新田290	
3	工期	平成28年4月26日～平成29年3月3日	
4	契約金額（税込）	請負代金額：13,932,000円 前払金：5,570,000円 中間前払金：2,780,000円	
5	契約保証金	請負代金額の10分の1以上（1,394,000円）	
6	契約業者	三位電気株式会社	
7	契約締結伺書日付	平成28年4月19日	
8	予定価格（税抜）	13,560,000円	
9	落札率	95.1%	
10	工事完成通知書	平成29年2月16日	
11	完成結果通知書	平成29年2月22日	

b 契約方法

指名競争入札（地方自治法施行令第 167 条第 3 号）

c 指名業者選考

契約執行伺書：平成 28 年 2 月 24 日（起案日）

平成 28 年 3 月 31 日（決裁日）

d 入札結果

No.	業者名	金額	結果	摘要
1	JFE エンジニアリング株式会社	—	無効	※1
2	那須電機工業株式会社	12,900,000		※2
3	三位電気株式会社	12,900,000	落札	※2
4	内山電設株式会社	13,200,000		
5	株式会社八洲サービス	13,260,000		
6	高山電設工業株式会社	13,370,000		
7	佐野電機株式会社	13,500,000		

※1 提出書類の中に不備があり無効となった。

※2 同じ金額につき、くじにて選定にて三位電気が落札となった。

e 監査で把握した問題点

当該契約につき、指名競争入札を選択し、その根拠を地方自治法施行令第 167 条第 3 号（一般競争入札に付することが不利と認められる時）としているが、なぜ一般競争入札に付することが不利となるかその理由についての資料の提示を求めたところ、資料はないとの回答を得た。

（後述の本項（7）工事契約及び委託契約に共通する問題点の「ア 指名競争入札を選択する理由について」を参照されたい。）

（5）固定資産管理

戸塚環境センターの固定資産の管理状況を確認するため、以下の項目に分けて監査手続を実施した。

ア 固定資産台帳上の価額

戸塚環境センターの H30 年度末の固定資産台帳のデータを入手し、集計した結果は以下のとおりである。

(単位:円)

項目	取得価格	期首帳簿価格	期中増加額	期中減少額	期末帳簿価格	減価償却累計額
土地	4,523,468,000	4,523,468,000	0	0	4,523,468,000	
建物	5,574,061,714	992,782,137	5,817,744	110,399,384	888,200,497	4,685,861,217
工作物	6,418,304,400	4,297,464,463	0	375,052,048	3,922,412,415	2,495,891,985
工作物 (インフラ)	184,580,000	62,757,200	0	3,691,600	59,065,600	125,514,400
物品	86,960,900	13,833,730	0	4,358,340	9,475,390	77,485,510
合計	16,787,375,014	9,890,305,530	5,817,744	493,501,372	9,402,621,902	7,384,753,112

### イ 重要物品

令和2年9月14日の戸塚環境センター現地視察を行い、重要物品の現物確認を実施した。その結果は以下のとおりである。

No.	資産番号	名称	場所	確認結果	摘要
1	20105999-00000681	券売機	厚生会館	○	
2	20107054-90000007	振動計	西棟 1階応接室	○	
3	20107999-90000113	漏洩電流記録計	西棟 1階応接室	○	
4	20116999-90000450	救助器具	西棟 1階応接室	○	※
5	20115006-90000024	普通貨物自動車	—	○	
6	20115009-90000002	特殊自動車・塵芥車	—	○	
7	20115010-90000002	その他の特殊自動車	—	○	
8	20115010-00000010	その他の特殊自動車	—	○	
9	20115010-00000011	その他の特殊自動車	—	○	
10	20115010-00000014	その他の特殊自動車	—	○	
11	20115012-00000006	大型特殊自動車	—	○	
12	20115012-00000007	大型特殊自動車	—	○	
13	20115012-00000008	大型特殊自動車	—	○	
14	20115012-00000009	大型特殊自動車	—	○	

※ 平成3年3月に導入して以来、一度も使用実績がない。戸塚環境センター内の職員で当該器具の使用方法がわかる者はおらず、今後の使用見込みもない。

【指摘 20】 不要な備品は管理の効率性の観点から速やかに除却すべきである。

過去使用実績がなく、今後も使用の見込みがない重要物品が検出された。不要な備品は管理の効率性の観点から速やかに除却すべきである。

ウ 備品の現物確認

令和2年9月14日の戸塚環境センター現地視察時に、以下の2パターンの方法により備品の現物確認を実施した。

- ・戸塚環境センターの備品受払簿を入手し、備品受払簿に記載された備品の実在性を確認するため、備品台帳から備品をピックアップして現物と照合する方法
- ・備品受払簿が網羅的に作成されていることを確認するため、戸塚環境センター視察時に目についた備品をランダムにピックアップして備品受払簿と照合する方法

(ア) 備品台帳から現物への確認：11件

No.	資産番号	名称	場所	確認結果	摘要
1	20101006-90001518	会議用机	集会所	○	
2	20102008-90002387	折たたみ椅子	集会所	○	
3	20104014-90000031	図面保管庫	破砕機棟 中央制御室	○	
4	20112029-90000001	テニスネット	テニスコート	○	
5	20113026-90000005	レンチ	東棟 工作室	○	
6	20113046-00000001	芝刈機	—	○	※1
7	20113999-00000133	その他の産業用機械器具類	破砕機棟 電気室	○	
8	20114009-90000152	傘立	西棟 事務所前通路	○	
9	20114018-00000127	電気洗濯機	破砕機棟 休憩室	○	
10	20116010-00000014	空気呼吸器	西棟 プラットホーム	○	
11	20123007-90000017	梯子	西棟 排水処理設備	○	

※1：朝日環境センターへ貸出中のため、戸塚環境センターの現地視察では確認できなかったが、後日、朝日環境センターの現地視察時に当該芝刈機を確認した。

(イ) 現物から備品台帳：8件

No.	資産番号	名称	場所	確認結果	摘要
1	20104009-90000058	金庫	西棟 事務所	○	
2	—	絵画	西棟 応接室	×	※2,3
3	—	鳥のはく製	西棟 応接室	×	※4
4	20107072-90000004	計量器類 ガス検知器	西棟 応接室	○	
5	—	箱類 本棚	西棟 ファン室	×	※5
6	20114032-00000050	室内器具類 乾燥機	破砕機棟 休憩室	○	
7	20101009-90000169	座卓	厚生会館	○	

8	—	審判台	テニスコート	×	※2, 4, 6
---	---	-----	--------	---	----------

※2：備品受払簿に載っておらず、備品シールが貼られていない。

※3：職員からの寄贈品であるが、寄贈品の受入れ及び管理ルールの運用が不十分である。

※4：入手経緯が不明である。

※5：旧様式の備品シールが貼られているが、新様式の備品シールが貼られていない。旧様式の備品シールも文字のインクが消えていて、ボールペン跡で文字を読める状態になっている。

※6：テニスの審判台であり、錆びついて老朽化の激しい。備品シールも貼られていないことから、市の所有物なのか、利用者の持ち込みによるものなのか判別がつかない。利用に際しては安全性が危惧される旨を指摘したところ、当該外部監査の期間中に速やかに除却された。

### 【指摘 21】 備品受払簿を網羅的に作成すべきである。

現地調査において、備品受払簿に掲載されていない備品、入手経緯が不明な備品、旧様式の備品管理シールが添付され備品受払簿と照合できない備品が発見された。備品受払簿は、行政の財産管理の基本となるため、備品受払簿は網羅的に作成すべきである。

## (6) 委託費

令和元年度の業務委託契約の状況と契約内容の検証結果は以下のとおりである。

### ア 一般競争入札

戸塚環境センターでは、令和元年度に一般競争入札による委託契約はない。

なお、過去の契約事務の手引き（第5版まで）には「一般競争入札は採用していない」という記載があり、第6版以降はその文言が削除されたが、今回監査を実施した中間処理施設においては、依然として「一般競争入札は採用しない」という認識であった。

（後述の本項(7)工事契約及び委託契約に共通する問題点の「カ 契約事務の手引きのにおける一般競争入札の取扱いについて」を参照されたい。）

### イ 指名競争入札

戸塚環境センターにおいて、令和元年度に締結された指名競争入札による委託契約は以下の39件である。

このうち、金額の大きい上位2件であるNo.12 戸塚環境センター運転管理業務委託、No.13 戸塚環境センター西棟一般機器（燃焼設備ほか）点検整備委託、応札者が1社で落札率の高いNo.19 戸塚環境センター変電所棟一般機器（電気設備）点検整備委託、さらに、落札率が極めて高い案件であるNo.10 戸塚環境センターまつり誘導警備業務委託、最後にリ

サイクルにより重量あたりの委託料が計算されるNo.36 焼却鉄屑再資源化運搬委託（その2）の計5件を抽出し、その契約事務の執行状況について監査した。

No.	年度	委託業務名	金額	落札率	応札者数
1	R1	戸塚環境センター消防設備保守委託	2,934,780	**.**	5
2	R1	戸塚環境センター東棟冷暖房設備保守委託	748,400	**.**	4
3	R1	戸塚環境センター西棟冷暖房設備保守委託	3,994,400	**.**	5
4	R1	戸塚環境センター等機械警備委託	640,920	**.**	4
5	R1	戸塚環境センター屋外施設警備委託	17,658,000	**.**	7
6	R1	戸塚環境センター樹木等管理委託	19,228,000	**.**	7
7	R1	戸塚環境センター東棟清掃委託	3,052,000	**.**	6
8	R1	戸塚環境センター西棟清掃委託	16,895,000	**.**	6
9	R1	厚生会館清掃委託	1,191,370	**.**	4
10	R1	戸塚環境センターまつり誘導警備委託	1,347,840	***.**	5
11	R1	戸塚環境センターまつりイベント委託	1,890,000	**.**	3
12	R1	戸塚環境センター運転管理業務委託	304,140,000	**.**	1
13	R1	戸塚環境センター西棟一般機器（燃焼設備ほか）点検整備委託	291,500,000	**.**	1
14	R1	戸塚環境センター西棟一般機器（分析設備）点検整備委託	8,855,000	**.**	6
15	R1	戸塚環境センター西棟一般機器（クレーン設備）点検整備委託	16,720,000	**.**	5
16	R1	戸塚環境センター西棟一般機器（計装用制御弁）点検整備委託	10,758,000	**.**	6
17	R1	戸塚環境センター西棟一般機器（計装設備）点検整備委託	14,740,000	**.**	1
18	R1	戸塚環境センター西棟一般機器（電気設備）点検整備委託	7,367,800	**.**	6
19	R1	戸塚環境センター変電所棟一般機器（電気設備）点検整備委託	13,200,000	**.**	1
20	R1	戸塚環境センター東棟一般機器（電気設備）点検整備委託	2,728,000	**.**	4
21	R1	戸塚環境センター一般機器（計量設備）点検整備委託	2,695,000	**.**	4
22	R1	戸塚環境センター西棟一般機器（排水処理設備活性炭塔）点検整備委託	5,698,000	**.**	5
23	R1	戸塚環境センター破砕機棟一般機器（破砕機設備）点検整備委託	29,997,000	**.**	1
24	R1	戸塚環境センター破砕機棟一般機器（クレーン設備）点検整備委託	8,085,000	**.**	5
25	R1	戸塚環境センター破砕機棟一般機器（電気設備）点検整備委託	1,837,000	**.**	4
26	R1	戸塚環境センター測定分析委託	10,340,000	**.**	5

27	R1	戸塚環境センターダイオキシン類測定分析委託	3,652,000	**.**	2
28	R1	戸塚環境センター放射性物質測定分析委託	237,600	**.**	2
29	R1	戸塚環境センター東棟ごみピット天井照明安定器 PCB 含有調査委託	627,000	**.**	4
30	R1	戸塚環境センター東棟有害ガス除去室ほか安定器及びコンデンサ PCB 含有調査委託	326,700	**.**	2
31	R1	焼却灰運搬委託（その1）	2,100（円/t）	**.**	2
32	R1	焼却灰運搬委託（その2）	2,300（円/t）	***.**	2
33	R1	焼却灰資源化運搬委託	3,350（円/t）	**.**	2
35	R1	焼却灰処分委託（県処分運搬業務）	4,600（円/t）	***.**	2
35	R1	焼却鉄屑資源化運搬委託（その1）	8,700（円/t）	**.**	2
36	R1	焼却鉄屑資源化運搬委託（その2）	11,700（円/t）	***.**	1
37	R1	マットレス処分委託	3,200 円/枚	**.**	2
38	R1	フロン入除湿機等再資源化処分委託	2,250 円/10kg	**.**	2
39	R1	焼却灰溶融資源化運搬委託	5,200（円/t）	**.**	2
		合計			136

(ア) 戸塚環境センター運転管理業務委託

a 契約概要

(a) 平成 28 年 10 月 1 日～令和元年 9 月 30 日まで

No.	項目	内容	摘要
1	契約日	平成 28 年 5 月 26 日	
2	履行場所	戸塚環境センター	
3	履行期間	平成 28 年 10 月 1 日～平成 31 年 9 月 30 日	
4	業務委託料（税込）	894,240,000 円	
5	契約保証金	免除	
6	契約相手方	JFE 環境サービス株式会社	
7	契約締結伺書日付	平成 28 年 5 月 25 日	
8	予定価格（税抜）	***,***,***円	
9	落札率	**.*%	

(b) 令和元年 10 月 1 日～令和 4 年 9 月 30 日まで

No.	項目	内容	摘要
1	契約日	令和元年 5 月 30 日	
2	履行場所	戸塚環境センター	
3	履行期間	令和元年 10 月 1 日～令和 4 年 9 月 30 日	



4	業務委託料（税込）	930,600,000円	
5	契約保証金	免除	
6	契約相手方	JFE環境サービス株式会社	
7	契約締結伺書日付	令和元年5月30日	
8	予定価格（税抜）	***,***,***円	
9	落札率	**.*%	

b 契約方法

(a) 平成28年10月1日～令和元年9月30日まで  
指名競争入札（地方自治法施行令167条第1号）

(b) 令和元年10月1日～令和4年9月30日まで  
指名競争入札（地方自治法施行令167条第1号）

c 指名業者選考

(a) 平成28年10月1日～令和元年9月30日まで  
契約締結伺書：平成28年5月25日（起案日）  
平成28年5月25日（決裁日）

(b) 令和元年10月1日～令和4年9月30日まで  
契約締結伺書：令和元年5月30日（起案日）  
令和元年6月6日（決裁日）

d 入札結果

(a) 平成28年10月1日～令和元年9月30日まで

No.	業者名	金額	結果	摘要
1	テスコ株式会社 埼玉支店	—	辞退	
2	荏原環境プラント株式会社 東日本営業統括部	—	辞退	
3	クボタ環境サービス株式会社	—	辞退	
4	JEF環境エンジニアリング株式会社	828,000,000	落札	
5	住重環境エンジニアリング株式会社	—	辞退	

(b) 令和元年10月1日～令和4年9月30日まで

No.	業者名	金額	結果	摘要
1	テスコ株式会社 埼玉支店	—	辞退	
2	荏原環境プラント株式会社 東日本営業統括部	—	辞退	

3	JEF 環境エンジニアリング株式会社	828,000,000	落札	
4	クボタ環境サービス株式会社	—	辞退	
5	Hitz 環境サービス株式会社	—	辞退	

なお、当該入札に関する指名業者の選定理由として、指名業者選考記録書に、以下の記載が認められた。しかし、これは指名業者を選定した理由にはなるが、地方自治法施行令第167条第1号（工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないもの）の適用理由とは判断しがたい。

本業務委託は、廃棄物処理施設の運転管理等を行うものである。施設は焼却設備のほか発電設備など複雑な設備から構成され、安定・安全な運転管理には特別の専門技術と経験が必要である。そのため、当施設と同規模以上の廃棄物処理施設において運転管理実績のある業者を選定した。  
 予算額より指名業者は8者必要であるが、運転管理できる業者が限定されることから、5者としている。

e 監査で把握した問題点

過去2回の指名競争入札において、両年とも5社の指名業者中4者が辞退する結果となっており、競争性が失われているように感じられる。

当該契約については、これまで随意契約にて同社と契約を締結し、委託業務を実施してきた経緯があるものの、平成28年度より指名競争入札に変更している。この理由は、当該委託業務は、従来1者のみ実施可能とされていたが、他の業者でも実施可能と判断されたことから、指名競争入札に切り替えたとのことであった。そこで、当該理由を示した資料の提示を求めたが、そのような資料はないとの回答を得た。

また、指名競争入札を選択し、その根拠を地方自治法施行令第167条第1号（工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないもの）としているが、どのような点が一般競争入札に適さないのかについて、理由がわかる資料の提示を求めたところ、資料がないとの回答を得た。

加えて、当該契約は長期継続契約に該当するものであるが、仕様書には長期継続契約の記載があるものの、決裁文書や契約書では「長期継続契約」である旨の文言を確認できなかった。

（後述の本項（7）工事契約及び委託契約に共通する問題点の

「ア 指名競争入札を選択する理由について」、「イ 競争入札の実効性の確保について」及び「ウ 長期継続契約について」を参照されたい。）

(イ) 戸塚環境センター西棟一般機器（燃焼設備ほか）点検整備委託

a 契約概要

No.	項目	内容	摘要
1	契約日	平成 31 年 4 月 25 日	
2	履行場所	川口市大字藤兵衛新田 290	
3	履行期間	平成 31 年 4 月 25 日～平成 32 年 3 月 31 日	
4	業務委託料（税込）	291,500,000 円	
5	契約保証金	免除	
6	契約相手方	JFE エンジニアリング株式会社	
7	契約締結伺書日付	平成 31 年 4 月 24 日	
8	予定価格（税抜）	***, ***, ***円	
9	落札率	**.*%	

b 契約方法

指名競争入札（地方自治法施行令 167 条第 3 号）

c 指名業者選考

契約執行伺書：平成 31 年 3 月 22 日（起案日）

平成 31 年 3 月 26 日（決裁日）

d 入札結果

No.	業者名	金額	結果	摘要
1	株式会社タクマ 東京支社	—	辞退	
2	日立造船株式会社 東京支社	—	辞退	
3	テスコ株式会社	—	辞退	
4	荏原環境プラント株式会社 東日本営業部	—	辞退	
5	JFE エンジニアリング株式会社	265,000,000	落札	

なお、当該入札に関する指名業者の選定理由として、指名業者選考記録書に、以下の記載が認められた。しかし、これは指名業者を選定した理由にはなるが、地方自治法施行令第 167 条第 1 号（工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は

目的が一般競争入札に適しないもの) の適用理由とは判断しがたい。

川口市業務委託請負業者指名選定基準に基づき、川口市入札参加資格者名簿に登録された者の中から過去の工事実績、施工能力により選定した。  
設計金額より指名業者は8者必要であるが、焼却設備に設置された特殊な設備であるため、施工できる業者が限定されることから、5者としている。

e 監査で把握した問題点

当該契約につき、指名競争入札を選択し、その根拠を地方自治法施行令第167条第3号（一般競争入札に付することが不利と認められる時）としているが、どのような点が一般競争入札に付することで不利となるかの理由がわかる資料の提示を求めたところ、資料がないとの回答を得た。

（後述の本項（7）工事契約及び委託契約に共通する問題点の「ア 指名競争入札を選択する理由について」を参照されたい。）

(ウ) 戸塚環境センター変電所棟一般機器（電気設備）点検整備委託

a 契約概要

No.	項目	内容	摘要
1	契約日	変更前契約：令和元年7月8日 変更契約：令和元年10月28日	※
2	履行場所	川口市大字藤兵衛新田290	
3	履行期間	変更前：令和元年7月8日～令和元年12月27日 変更後：令和元年7月8日～令和2年1月31日	※
4	業務委託料（税込）	13,200,000円	
5	契約保証金	免除	
6	契約相手方	東芝インフラシステムズ株式会社 北関東支店	
7	契約締結伺書日付	変更前契約：令和元年7月5日 変更契約：令和元年10月25日	
8	予定価格（税抜）	**、**、**円	
9	落札率	**、**%	

※ 全停電による点検整備が必要な案件であるが、台風19号のため当初スケジュールの点検日を延期したもの。期間以外の変更はない。

b 契約方法

指名競争入札（地方自治法施行令第167条第3号）

c 指名業者選考

契約執行伺書：令和元年6月4日（起案日）

令和元年6月19日（決裁日）

d 入札結果

No.	業者名	金額	結果	摘要
1	三菱電機株式会社 関越支社	—	辞退	
2	株式会社関電工 埼玉支店	—	辞退	
3	横川ソリューションサービス株式会社 さいたま支店	—	辞退	
4	株式会社明電舎 北関東支店	—	辞退	
5	昱株式会社 北関東支店	—	辞退	
6	富士電機株式会社 北関東支店	—	辞退	
7	東芝インフラシステムズ株式会社 北関東支店	12,000,000	落札	

e 監査で把握した問題点

当該契約につき、指名競争入札を選択し、その根拠を地方自治法施行令第167条第3号（一般競争入札に付することが不利と認められる時）としているが、どのような点が一般競争入札に付することで不利となるかの理由がわかる資料の提示を求めたところ、資料がないとの回答を得た。

また、当該契約については、平成28年度まで随意契約にて同社と契約を締結し、委託業務を実施してきた経緯があるものの、平成29年度より指名競争入札に変更している。この点について理由を聞いたところ、明確な回答を得ることはできなかった。

（後述の本項（7）工事契約及び委託契約に共通する問題点の「ア 指名競争入札を選択する理由について」及び「イ 競争入札の実効性の確保について」を参照されたい。）

(エ) 戸塚環境センターまつり誘導警備委託

a 契約概要

No.	項目	内容	摘要
1	契約日	平成31年4月25日	
2	履行場所	戸塚環境センター敷地内及びその周辺道路	
3	履行期間	契約締結日～令和元年5月26日	
4	業務委託料（税込）	1,347,840円（消費税率8%）	
5	契約保証金	免除	
6	契約相手方	株式会社アート警備	
7	契約締結伺書日付	平成31年4月25日	

8	予定価格（税抜）	*, ***, ***円	
9	落札率	***%	

b 契約方法

指名競争入札（地方自治法施行令第 167 条第 3 号）

c 指名業者選考

契約執行何書：平成 31 年 4 月 12 日（起案日）

平成 31 年 4 月 12 日（決裁日）

d 入札結果

No.	業者名	金額	結果	摘要
1	㈱アート警備	1,248,000	落札	
2	川口管財㈱	1,400,000		
3	㈱テクノスタッフ	1,364,000		
4	㈱日本シンライサービス	1,400,000		
5	新生ビルテクノ㈱川口支店	1,380,000		

e 監査で把握した問題点

当該契約につき、指名競争入札を選択し、その根拠を地方自治法施行令第 167 条第 3 号（一般競争入札に付することが不利と認められる時）としているが、どのような点が一般競争入札に付することで不利となるかの理由がわかる資料の提示を求めたところ、資料がないとの回答を得た。

また、指名競争入札のための予定価格の積算の根拠を確認した結果、予算策定時に入手した参考見積書の価格を利用しているとのことであった。そこで、予算策定時の参考見積書を入手して確認した結果、当該参考見積書は、今回の落札業者である㈱アート警備が作成したものであり、落札金額と一致していた。

市では、予算編成時の参考見積書の精度を重視し、予算編成時と契約時の経済環境等に大きな変化がなければ、予定価格決定時に新たに見積書を入手しなくてもよいこととされている。

（後述の本項（7）工事契約及び委託契約に共通する問題点の「ア 指名競争入札を選択する理由について」、「イ 競争入札の実効性の確保について」及び「キ 予定価格決定のための資料の保存について）を参照されたい。）

(オ) 焼却鉄屑資源化運搬委託 (その2)

a 契約概要

No.	項目	内容	摘要
1	契約日	平成31年4月2日	
2	履行場所	川口市戸塚環境センター (川口市大字藤兵衛新田290番地)	
3	履行期間	契約締結日から令和2年3月31日	
4	業務委託料(税込)	12,870円/トン	
5	契約保証金	免除	
6	契約相手方	株式会社タウン・サービス	
7	契約締結伺書日付	平成31年4月2日	
8	予定価格(税抜)	** , ***円/トン	
9	落札率	***%	

b 契約方法

指名競争入札(地方自治法施行令第167条第3号)

c 指名業者選考

契約執行伺書:平成31年3月11日(起案日)

平成31年3月11日(決裁日)

d 入札結果

No.	業者名	金額	結果	摘要
1	川口トラック協同組合	-	辞退	
2	株式会社タウン・サービス	11,700円	落札	

当該入札に関する指名業者の選定理由として、指名業者選考記録書において、以下の記載が認められた。しかし、これは2社を指名した理由でこそあるものの、地方自治法施行令第167条第3号(一般競争入札に付することが不利と認められる時)の理由とは判断し難い。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第四条第一項に基づき、内容物である戸塚環境センターから発生した一般廃棄物について、受託業務を遂行するに足りる車両、人員及び財政的基礎を有し、かつ受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する必要がある、他に基準を満たす業者が見当たらないため、上記の2社の選定とする。

e 監査で把握した問題点

当該契約につき、指名競争入札を選択し、その根拠を地方自治

法施行令第 167 条第 3 号（一般競争入札に付することが不利と認められる時）としているが、どのような点が一般競争入札に付することで不利となるかの理由がわかる資料の提示を求めたところ、資料がないとの回答を得た。

また、指名競争入札のための予定価格の積算の根拠を確認した結果、予算策定時に入手した参考見積書の価格を利用していた。予算策定時の参考見積書を入手して確認した結果、当該参考見積書は、今回の落札業者である㈱タウン・サービスが作成したものであり、落札金額と一致していた。

市では、予算編成時の参考見積書の精度を重視し、予算編成時と契約時の経済環境等に大きな変化がなければ、予定価格決定時に新たに見積書を取得するという実務は行っていない。

（後述の本項（7）工事契約及び委託契約に共通する問題点の「ア 指名競争入札を選択する理由について」、「イ 競争入札の実効性の確保について」及び「キ 予定価格決定のための資料の保存について」を参照されたい。）

#### ウ 随意契約

戸塚環境センターにおいて、令和元年度に締結された指名競争入札による委託契約は以下の 24 件である。

このうち、金額の大きい上位 3 件である No.2 戸塚環境センターエレベーター保守委託、No.5 戸塚環境センター場内整理業務委託、No.7 厚生会館管理委託を抽出し、さらに、焼却灰の先進的なりサイクルの委託契約である No.18 焼却灰溶融資源化処理委託の計 4 件を抽出し、契約事務の執行状況について監査した。

No.	年度	委託業務名	金額（円）	契約率	応札者数
1	R1	戸塚環境センター電話交換機保守委託	1,094,796	***. **	1
2	R1	戸塚環境センターエレベーター保守委託	1,824,660	***. **	1
3	R1	戸塚環境センター自動扉保守委託	667,080	** . **	1
4	R1	戸塚環境センター等浄化槽保守点検委託	180,816	***. **	1
5	R1	戸塚環境センター場内整理業務委託	5,665,452	** . **	1
6	R1	戸塚環境センター東棟清掃委託（臨時業務分）	39,060	-	1
7	R1	厚生会館管理委託	9,332,808	** . **	1
8	R1	厚生会館自動扉保守委託	54,500	***. **	1



9	R1	焼却灰資源化処理委託	22,500(円/t)	***. **	1
10	R1	焼却灰資源化運搬委託（臨時分）	4,200(円/t)	**. **	1
11	R1	ばいじん等運搬及び処分委託（その1）	31,000(円/t)	***. **	1
12	R1	ばいじん等運搬及び処分委託（その2）	32,500(円/t)	***. **	1
13	R1	ばいじん資源化処理委託	22,000(円/t)	***. **	1
14	R1	ばいじん資源化運搬委託	12,000(円/t)	***. **	1
15	R1	焼却灰処分委託（埼玉県）	22,000(円/t)	-	1
16	R1	焼却灰再生砕石化処理委託	18,000(円/t)	***. **	1
17	R1	焼却灰再生砕石化運搬委託	6,500(円/t)	***. **	1
18	R1	焼却灰溶融資源化処理委託	39,500(円/t)	***. **	1
19	R1	焼却鉄屑資源化処理委託	20,000(円/t)	***. **	1
20	R1	処理困難物処分委託	17,800(円/t)	***. **	1
21	R1	有害物質処分委託（廃蛍光管委託処分）	破砕費 47,400 円/t 処分費 61,000 円/t 収集運搬費 23,000 円/t 条件により 29,000 円/t	***. **	1
22	R1	使用済乾電池処分委託	処分費 61,000 円/t 収集運搬費 23,000 円/t 条件により 26,000 円/t	***. **	1
23	R1	小動物処分委託	4,100(円/t)	***. **	1

(ア) 戸塚環境センターエレベーター保守委託

a 契約概要

No.	項目	内容	摘要
1	契約日	変更前：平成 31 年 4 月 1 日 変更後：令和元年 12 月 19 日	※
2	履行場所	川口市戸塚環境センター	
3	履行期間	平成 31 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日 (地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約)	
4	業務委託料（税込）	5,507,460 円 平成 31 年度 1,824,660 円 平成 32 年度 1,841,400 円 平成 33 年度 1,841,400 円	
5	契約保証金	免除	
6	契約相手方	三菱電機ビルテクノサービス株式会社 関越支社	
7	契約締結同書日付	平成 31 年 3 月 22 日	
8	予定価格（税抜）		*, ***, ***円
9	契約率		***%

※ 「戸塚環境センターエレベーター保守委託の契約書に付随する覚書」にて、委託内容について双方同意のうえ、項目が追加されたもの。

b 契約方法

随意契約（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号）

長期継続契約（地方自治法第 234 条の 3）

c 随意契約の理由

指名業者選考記録書の摘要欄に以下の理由が記載されている。  
契約相手が契約にふさわしいことを述べているものの、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（不適条項）の理由としては不十分である。

エレベーターの設置業者であり、機器又は業務内容に精通し、安全かつ緊急時にも即時対応することが可能であるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約とする。
---

d 業者選考

契約執行伺書：平成 31 年 3 月 11 日（起案日）

平成 31 年 3 月 11 日（決裁日）

e 監査で把握した問題点

随意契約の理由について、どのような点が地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（不適条項）に該当するのかについて確認した結果、「特殊な機器の保守管理業務で、納入業者又は製造業者しか対応できないため」という回答を得た。この点を記載した記録は残っておらず、指名業者選定記録書にもその旨の記載はなされていなかった。

また、当該随意契約による見積書に関しては、当該契約業者 1 者からのみ入手されており、2 者以上の見積書は入手されていなかった。その理由は「川口市契約に関する規則第 16 条の 3（4）

（その他市長が契約の性質又は目的により、2 人以上の者から見積書を徴す必要がないと認めた時）に該当するため」との回答を得た。そこで、見積書を 2 者以上徴す必要がない理由を明示した資料の提示を求めたが、資料は確認できなかった。

（後述の本項（7）工事契約及び委託契約に共通する問題点の「エ 一者随意契約理由について」及び「オ 随意契約における見積書の徴取について」を参照されたい。）

(イ) 戸塚環境センター場内整理業務委託

a 契約概要

No.	項目	内容	摘要
1	契約日	平成 31 年 4 月 1 日	
2	履行場所	川口市大字藤兵衛新田 290 番地 戸塚環境センター内	
3	履行期間	平成 31 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日	
4	業務委託料 (税込)	5,665,452 円	
5	契約保証金	免除	
6	契約相手方	公益社団法人川口市シルバー人材センター	
7	契約締結伺書日付	平成 31 年 4 月 1 日	
8	予定価格 (税抜)	*, ***, ***円	
9	契約率	**.* **%	

b 契約方法

随意契約 (地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号)

c 随意契約の理由

指名業者選考記録書の摘要欄に以下の理由が記載されており、随意契約ガイドラインに沿った判断がなされているものと認められる。

当業務の内容は、比較的単純労働であり、高齢者の業務に適していることから「高齢者等の雇用の安定に関する法律」に基づく公共性、公益性の高い、公益社団法人川口市シルバー人材センターを地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定により一社指名するもの。

d 業者選考

契約執行伺書：平成 31 年 3 月 12 日 (起案日)

平成 31 年 3 月 12 日 (決裁日)

e 監査で把握した問題点

戸塚環境センター場内整理業務委託は、平成 31 年 4 月 1 日から契約がスタートするもので、前年度 (平成 30 年度) 中に事務手続を実施するものである。そのため、長期継続契約ガイドラインに従い、当該契約を長期継続契約として事務を執行すべきであったが、それがなされていなかった。

(後述の本項 (7) 工事契約及び委託契約に共通する問題点の

「ウ 長期継続契約について」を参照されたい。）

(ウ) 厚生会館管理委託

a 契約概要

No.	項目	内容	摘要
1	契約日	平成 31 年 4 月 1 日	
2	履行場所	川口市大字藤兵衛新田 290 番地 戸塚環境センター内	
3	履行期間	平成 31 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日	
4	業務委託料 (税込)	9,332,808 円	
5	契約保証金	免除	
6	契約相手方	公益社団法人川口市シルバー人材センター	
7	契約締結伺書日付	平成 31 年 4 月 1 日	
8	予定価格 (税抜)	*, ***, ***円	
9	契約率	**.* **%	

b 契約方法

随意契約 (地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号)

c 随意契約の理由

指名業者選考記録書の摘要欄に以下の理由が記載されており、随意契約ガイドラインに沿った判断がなされているものと認められる。

当業務の内容は、比較的単純労働であり、高齢者の業務に適していることから「高齢者等の雇用の安定に関する法律」に基づく公共性、公益性の高い、公益社団法人川口市シルバー人材センターを地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定により一社指名するもの。

d 業者選考

契約執行伺書：平成 31 年 3 月 12 日 (起案日)

平成 31 年 3 月 12 日 (決裁日)

e 監査で把握した問題点

厚生会館等管理業務委託は、平成 31 年 4 月 1 日から契約がスタートするもので、前年度 (平成 30 年度) 中に事務手続を実施するものである。そのため、長期継続契約ガイドラインに従い、当該契約を長期継続契約として事務を執行すべきであったが、それが

なされていなかった。

(後述の本項(7) 工事契約及び委託契約に共通する問題点の「ウ 長期継続契約について」を参照されたい。)

(エ) 焼却灰溶融資源化処理委託

a 契約概要

No.	項目	内容	摘要
1	契約日	令和元年9月26日	
2	履行場所	川口市戸塚環境センター (川口市大字藤兵衛新田290)	
3	履行期間	令和元年9月26日～令和2年3月31日	
4	業務委託料(税込)	39,500円/トン	
5	契約保証金	免除	
6	契約相手方	メルテック株式会社	
7	契約締結伺書日付	令和元年9月26日	
8	予定価格(税抜)	**,**円/トン	
9	契約率	***%	

b 契約方法

随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)

c 随意契約の理由

指名業者選考記録書の摘要欄に以下の理由が記載されている。地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(不適条項)の理由として、当該業者のみが可能な業務である旨が記載されており、随意契約ガイドラインに沿った判断がなされているものと認められる。

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、ごみ処理施設から発生する焼却灰について、再生石や溶融金属などへ適正に再資源化を行えるプラントを有していること、及び所在する市町村との事前協議のうえ、受入可能な唯一の業者であることから、上記業者を一者指名とする。

d 業者選考

契約執行伺書：令和元年9月18日(起案日)

令和元年9月18日(決裁日)

e 監査で把握した問題点

当該随意契約における根拠法令と適用理由は上記のとおりであ

るが、そもそもなぜ、再資源化処理委託を行うに至ったのか、その理由について質問したところ、以下の回答を得たが、その内容を示した資料を確認することはできなかった。

- ・ 排出される焼却灰等は多様な再資源化・最終処分ルートを確保しておく必要がある。
- ・ 朝日環境センターにおける焼却灰等の処理が不安定であるため、外部への処理委託も視野にいて、まずは年間 100t の処理から開始した。
- ・ 同社は焼却灰等について朝日環境センターと同等の無害化処理が可能である。
- ・ そもそも焼却灰等を再資源化できる業者は極めて少数である。
- ・ 処理委託単価は非常に高額であるものの、環境への配慮という点では非常に優れている。

なお、この資源化処理委託業務は、「第 3 具体的施策 5 最終処分場の確保」において記載した、第 6 次計画の「取組み (22) 最終処分場の確保」における具体的な取組みとして実施されたものである。

#### (7) 工事契約及び委託契約に共通する問題点

本項 (4) 及び (6) にて工事契約及び委託契約を調査したところ、共通の問題点が認められたので以下にまとめて記載する。

##### ア 指名競争入札を選択する理由について

【指摘 22】 指名競争入札を選択する根拠を地方自治法施行令第 167 条第 1～3 号に求める場合の理由を明確化し、資料の保存を図るべきである。

原則的な入札の方式は一般競争入札であることから、指名競争入札を選択する際には相応の理由が必要である。しかし、指名競争入札を適用した理由を記載した資料が残されていなかった。この点については、他の中間処理施設も同じである。適正な入札事務を担保すべく、指名競争入札を適用した理由について記載した資料を作成し、保管すべきである。

##### イ 競争入札の実効性の確保について

【指摘 23】 実効性のある競争入札

指名競争入札の意義は、地方公共団体が、資力、信用その他について

適切と認める特定多数を通知によって指名し、その特定の参加者を入札で競争させることにより、経費等を削減し、不良・不適事業者を排除することにある。しかし、市が複数の業者を指名しても、落札業者以外の業者がすべて辞退するような状況が散見された。これでは競争入札にする意味はなく、実質的に一者随意契約と同等である。

指名競争入札としての実効性が期待できない状況が認められるのであれば、まずはその原因を調査し、解決方法を探ったうえで、指名競争入札によることが困難との結論に至った場合は、別の契約方法を検討すべきであろう。

ただし、他者の参入余地が少しでもある場合には、原則どおり競争入札を実施し、また、安易に辞退を継続する業者に対しては、市の指名業者から外す等入札辞退者が出ないように対策を講じるべきである。

このような対応を徹底することで、実効性のある競争入札が実現できるものとする。

#### ウ 長期継続契約について

**【指摘 24】**長期継続契約に該当するものについては、長期継続契約ガイドラインに従って事務を執行すべきである。

長期継続契約ガイドラインにおいては、予算の執行伺いや仕様書・契約書等に長期継続契約であることを明記するなど、事務執行上の留意点が示されているため、長期継続契約に該当する契約については、当該ガイドラインに従った事務執行を行うべきである。

#### エ 一者随意契約理由について

**【指摘 25】**一者随意契約理由の詳細な記載

随意契約は競争原理が働かないことから、みだりに適用することは許されず、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号による場合に認められた契約方法である。そのため、契約者以外の者に履行させることが業務の性質上不可能であることを具体的に十分に説明する必要がある。

#### オ 随意契約における見積書の徴取について

**【指摘 26】**随意契約における見積書の徴取を 2 者以上から徴しない理由

随意契約ガイドラインでは、一定の競争性を確保する目的で 2 者以上の者からの見積書の徴取による見積り合わせを契約締結の原則とし、例外として川口市契約に関する規則第 16 条の 3 第 1 項に規定する 4 つの

ケースである場合には見積合わせを行わずに随意契約ができるものとしている。

この点、見積書を1者からのみ徴し、2者以上から徴していない随意契約が散見されたが、その理由が記載された資料を確認することはできなかった。

みだりに随意契約の手続の原則である見積合わせが簡素化されることを防ぐため、見積合わせによらない1者見積りによる随意契約を行う際は、記録を残すべきである。

#### カ 契約事務の手引きにおける一般競争入札の取扱いについて

##### 【指摘 27】「契約事務の手引き」の変更内容の周知徹底

過去の包括外部監査の指摘を受けて、市の「契約事務の手引き」から「川口市では一般競争入札は採用しない」という文言は削除されたが、各中間処理施設では一般競争入札は採用しないと認識されたままである。

契約課では、契約事務の手引きの変更内容を改定時に明示しているが、実際の認識や運用に変化が見られないのでは意味がない。契約事務の実務に反映されるよう、手引きの変更はその周知徹底を図るべきである。

#### キ 予定価格決定のための資料の保存について

##### 【指摘 28】 予定価格決定のための資料の保存

予定価格は、契約担当者の恣意的な裁量を排除して入札の公正性を維持し、適正かつ合理的な積算により入札価格の妥当性の判断基準とするために設定するものである。このような目的をもって設定されるものであるから、ただ単純に予定価格の金額が分かればよいというものではない。

予定価格を決定するための資料は契約関連の重要資料であることから、全庁的な取り組みとして保存しておくべきである。

#### (8) 安全対策、危機管理

市は、災害に対する事前体制の整備と、市民・事業者・行政の連携に基づく災害廃棄物の円滑な処理を推進すべく、川口市災害廃棄物処理計画を策定している。

当該計画の中では、戸塚環境センターを含むごみ処理施設の役割は以下のとおりであり、災害廃棄物の適正処理、予防、応急対応、復旧・復興の事務に従事するものとされている。



区分	事務の内容
基本的な事項	○ 災害廃棄物の適正処理 ○ 災害時に発生する一般廃棄物の適正処理
予防	○ 施設の定期的な改修 ○ 定期的な防災訓練の実施 ○ 一般廃棄物処理施設の耐震性等の検討 ○ 非常用電源、必要な機材、燃料等の確保
応急対応	○ 施設の被害状況の収集 ○ 施設の応急危険度判定・被災度区分判定の実施 ○ 施設の応急措置の実施 ○ 災害時の搬入受入体制の確保及び市民への周知 ○ 災害廃棄物の適正処理・リサイクル体制の確保
復旧・復興	○ 安定的な処理体制の復旧

出所：川口市災害廃棄物処理計画

廃棄物処理施設における安全対策・危機管理において、この川口市災害廃棄物処理計画への準備は重要であることから、戸塚環境センターにて当該計画に関する事項についてヒアリングを実施した。

具体的には、当該川口市災害廃棄物処理計画に従い、ごみ処理施設として、災害廃棄物や一般廃棄物の適正処理、予防措置、応急対応、復旧・復興措置の実施体制が整備され、災害発生時には初動期、応急対応期、復旧・復興期においてどのように運用されていくかについて確認した。

その結果、戸塚環境センターにおいては、毎年定期的に避難訓練を実施していること、及び設備の定期的な改修といった部分的・個別的な対応はあるものの、災害廃棄物処理計画の認知度は低く、災害廃棄物処理計画に基づく災害廃棄物や一般廃棄物の適正処理、予防措置、応急対応、復旧・復興措置の実施体制、災害発生時におけるごみ処理施設としての初動期、応急対応、復旧・復興措置が体系的に運用されている状況は確認できなかった。

また、戸塚環境センターでは、ごみ処理業務に関連して委託業者が常駐し、適正なごみ処理の実施体制が整備され、運用されているところであるが、委託業者における以下のような災害に関連した安全対策・危機管理体制の把握はなされていなかった。

- ・災害発生時において委託業者がどのように行動するか。
- ・災害発生時において川口市として委託業者に対してどのように対応するか。
- ・災害発生時において川口市は、委託業者とともにどのように廃棄物処理の適正化を図っていくか。

**【指摘 29】 災害発生に備えた事前対策**

川口市災害廃棄物処理計画は、市の災害廃棄物に関する基本計画に位置するものであるため、概括的な内容の記載となっている。つまり、災害時のごみ処理施設の緊急点検、災害廃棄物の処理に関しては、チェックリストの例が示されているのみである。

そのため、具体的な行動を起こすためには、各ごみ処理施設が自らの施設に合ったマニュアル等を作成する必要がある。しかし、戸塚環境センターでは、そのマニュアルが作成されていなかった。

早急に、災害発生時の対応マニュアルを作成すべきである。

**【指摘 30】 委託業者の安全管理・危機管理体制の内容を把握し、災害発生における予防措置や災害発生時の対応に活かすべきである。**

戸塚環境センターでは、委託業者における安全管理・危機管理体制の内容が把握されていない。委託業者の安全管理・危機管理体制の内容を把握し、災害発生における予防措置や災害発生時の対応に活かすべきである。

**5 施設固有の課題、問題等**

戸塚環境センターにおいて、施設固有の課題、問題と考えられる事項についてヒアリングを実施した結果、以下の回答を得た。

いずれも戸塚環境センターにおける重要な課題であり、適確な課題認識がなされているものとする。

**(1) ごみの自己搬入の受付について**

戸塚環境センターには、月・木・金曜日を中心にごみの自己搬入車両が殺到する。周辺の道路に渋滞が発生するのを防止するため、現在、戸塚環境センターの職員は、車の誘導と案内を行っている。

施設の解体・更新工事に伴い、戸塚環境センターでは、施設固有の課題、問題等として以下の事項を認識している。

現在、新戸塚環境センター建設室において、戸塚環境センター東棟及び破碎機棟の更新工事が計画されている。解体や更新工事が始まれば、工事用地として敷地の半分を使うことになるため、ごみの自己搬入車を受け入れる敷地内のスペースが不足するものと考えられる。そこで、令和4年度を目途にごみの自己搬入に関する予約システムを導入する。
--

出所：川口市資料

**(2) 粗大ごみ処理施設の老朽化について**

戸塚環境センターの粗大ごみ処理施設（破碎機棟）の設備の老朽化・陳腐化は著しいが、「(1) ごみの自己搬入の受付について」に記載のと

おり、多くの粗大ごみを処理しなければならないため、施設固有の課題、問題等として以下の事項を認識している。

昭和50年に竣工した粗大ごみ処理施設は、周辺自治体の破砕施設の中では最も古い施設である。また、川口市では粗大ごみの処理施設はここ1カ所だけであり、不測の事態が起きた場合、川口市の粗大ごみ処理が滞り、市民生活に多大な影響を与えることになる。そのため、令和7年度以降の建設予定の新粗大ごみ処理施設が完成するまでの間、適正な維持管理を行い、劣化予測と整備計画を立てて工事・修繕を実施し、延命化を図る必要がある。

出所：川口市資料

### (3) 焼却設備に関する改修工事・修繕等について

上記「4 施設の運営、維持管理の状況 (4) アセットマネジメント ア 耐震化の状況」にも記載のとおり、戸塚環境センターの施設は昭和51年3月竣工の破砕機棟・東棟、昭和51年12月竣工の厚生会館、平成6年3月竣工の特高変電所棟から構成され、多くの施設において耐用年数が到来している、もしくは耐用年数到来間近であり、予算の範囲内で適宜修繕活動を実施している。

しかし、ごみ処理業務の性質上、予想することができない設備の故障等も多く発生することから、安定的かつ適正なごみ処理という観点で、施設固有の課題、問題等として以下の事項を認識している。

平成22年から24年に大規模改修工事を実施し、15年程度の延命化を目指している。しかし、当該大規模改修工事の範囲外の設備もあり、今後計画的に工事を実施していく中においても、計画外の工事が随時発生する可能性は否定できない。

出所：川口市資料を加工

## 第2 朝日環境センター

### 1 施設の概要

#### (1) 所在地

埼玉県川口市朝日 4-21-33

#### (2) 開設年月日

平成14年11月

#### (3) 敷地面積、建築面積、延床面積

敷地面積：31,025.27 m<sup>2</sup>

建築面積：9,542.97 m<sup>2</sup>

延床面積：24,800.52 m<sup>2</sup>

#### (4) 処理能力

ごみ焼却処理施設

420 t/日 (140 t/日×3 炉)

#### (5) 沿革

平成14年11月 竣工、全号炉稼働開始

平成16年3月 ISO14001 規格認証登録

平成27年2月 ISO14001 規格認証登録返上

### 2 施設に対する各種規制

#### (1) 排ガス、排出水、騒音、振動、悪臭、ダイオキシン類の排出規制とその内容

排ガス等の環境保全管理値は以下のとおりである。

##### ア 排ガス

ばいじん 0.01g/m<sup>3</sup>N 以下

硫黄酸化物 10ppm 以下

塩化水素 10ppm 以下

窒素酸化物 50ppm 以下

##### イ 排出水

水素イオン濃度 5 を超え 9 未満

生物化学的酸素要求量 600 mg/l 未満

浮遊物質	600 mg/1 未満
窒素含有量	240 mg/1 未満
磷含有量	32 mg/1 未満
ふっ素及びその化合物	8 mg/1 未満

ウ 騒音

朝 (6 : 00 ~ 8 : 00)	50db
昼 (8 : 00 ~ 19 : 00)	55db
夕 (19 : 00 ~ 22 : 00)	50db
夜 (22 : 00 ~ 6 : 00)	45db

エ 振動

朝 (6 : 00 ~ 8 : 00)	55db
昼 (8 : 00 ~ 19 : 00)	60db
夕 (19 : 00 ~ 22 : 00)	55db
夜 (22 : 00 ~ 6 : 00)	55db

オ 悪臭

煙突排出口	55 以下
敷地境界	15 以下

カ ダイオキシン類

排ガス	0.05ng-TEQ/m <sup>3</sup> N 以下
排出水	10pg-TEQ/L 以下
固化灰	3ng-TEQ/g 以下

(2) 排出物質量の実績値の推移

ア 排ガス測定結果

項目	単位	焼却炉	H27	H28	H29	H30	R1
ばいじん量	g/m <sup>3</sup> N	C	<0.0005	<0.00068	<0.00067	<0.00074	<0.00063
硫黄酸化物	ppm	C	<0.9	<0.4	<0.41	<0.40	<0.40
塩化水素	ppm	C	<0.5	0.30	0.37	0.71	0.96
窒素酸化物	ppm	C	7	11	<2.6	17	6.0
亜鉛	mg/m <sup>3</sup> N	C	<0.01	0.0016	<0.0011	<0.00086	0.0013
鉄	mg/m <sup>3</sup> N	C	0.04	0.046	0.0220	<0.00089	<0.00089

マンガン	mg/m <sup>3</sup> N	C	<0.01	<0.00095	<0.00094	<0.00080	<0.00075
カドミウム	mg/m <sup>3</sup> N	C	<0.01	<0.0011	<0.00094	<0.0011	<0.0010
鉛	mg/m <sup>3</sup> N	C	<0.01	<0.0049	<0.0048	<0.0048	<0.0046
銅	mg/m <sup>3</sup> N	C	<0.01	<0.0011	<0.00094	<0.00038	<0.00086
全水銀	g/m <sup>3</sup> N	C	0.0008	<0.00077	<0.78		—

出所：川口市資料

(注) 各年度の測定結果は、3月の測定値である。

焼却炉はA、B、Cの3炉あるが、そのうち、令和元年度（令和2年3月）の測定炉であるC号炉について、5年分の測定結果を抽出した。

### イ 排水測定結果

項目	単位	H27	H28	H29	H30	R1
水素イオン濃度		7.0	7.4	7.8	7.6	7.5
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/l	0.6	0.9	<0.5	2.8	1.3
浮遊物質 (SS)	mg/l	<1	2	2	1	4
窒素含有量	mg/l	<5	29	30	35	35
リン含有量	mg/l	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
ふっ素及びその化合物	mg/l	<0.5	<0.5	<0.5	0.6	0.5
鉄 (溶解性) 含有量	mg/l	—	—	—	—	—
マンガン (溶解性) 含有量	mg/l	—	—	—	—	—
ほう素及びその化合物	mg/l	0.1	1.4	0.3	2.4	1.5
アンモニア、アンモニウム化合物 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素	mg/l	—	—	—	—	—
よう素消費量	mg/l	—	—	—	—	—

出所：川口市資料

(注) 各年度の測定結果は、3月の測定値である。

### ウ 騒音測定結果

単位：db

時間帯	H27年度		H28年度		H29年度		H30年度		R1年度	
	最小	最大	最小	最大	最小	最大	最小	最大	最小	最大
朝	44	63	43	63	51	62	43	57	42	59
昼	50	62	54	64	54	63	53	63	54	63
夕	46	61	42	59	46	62	43	54	45	59
夜	44	55	40	52	41	57	41	55	39	56

出所：川口市資料

(注) 各年度の測定結果は、年2回測定のうち1回目の測定値である。  
各年度とも8地点で測定しており、そのうちの最小値及び最大値を抽出した。  
最大値は基準値を超えているが、その主な原因は道路交通騒音である。

### エ 振動測定結果

単位：db

時間帯	H27年度		H28年度		H29年度		H30年度		R1年度	
	最小	最大	最小	最大	最小	最大	最小	最大	最小	最大
朝	33	42	32	43	33	44	31	41	33	43
昼	35	44	35	43	35	44	35	46	36	46
夕	26	41	27	39	31	38	29	39	29	39
夜	26	38	26	35	26	36	26	34	26	35

出所：川口市資料

(注) 各年度測定結果は、年2回測定のうち1回目の測定値である。  
各年度とも8地点で測定しており、そのうちの最小値及び最大値を抽出した。

### オ 悪臭測定結果

測定対象		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
煙突排出口	C号炉	31	17	22	16	24
敷地境界	4地点	<10	<10	<10	<10	<10

出所：川口市資料

(注) 各年度の測定結果は、3月又は3月を含む期間の測定値である。  
各年度とも8地点で測定しており、そのうちの最小値と最大値を除く数値の平均値を抽出した。  
煙突排出口に関しては、排ガス測定結果対象のC号炉を抽出した。  
敷地境界に関しては、1～4の4地点で測定しているが、全て同一結果であった。

### カ ダイオキシン類測定結果

測定項目	単位	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
排ガス (C号炉)	Ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	0.00084	0.00006	0.0093	0.0012	0.0040
排水	Pg-TEQ/L	2.1	4.80	0.14	0.44	—
固化灰	Ng-TEQ/g	0.079	0.210	0.43	0.35	—
スラグ	Ng-TEQ/g	0.00021	0.00055	0.0000013	0.00000074	—

出所：川口市資料

(注) 各年度の測定結果は、各年度最後の測定値である。

【意見 27】騒音のより厳密な測定

過去 5 年間における排ガス等の排出物質量の実績値を確認した結果、基準値を超過する測定結果を示したのは騒音の測定値であった。ただし、騒音の測定値には、道路交通騒音や近隣工場音等が混じっており、それらの音が基準値超過の主な原因であることから、測定結果のみをもって問題となるものではない。

しかし、単純に測定結果のみを見るとそれらが基準値を超過していることから、誤解を与えないようにするためにも、純粋にごみ処理施設が出す騒音を測定できるようになることが、将来に向けた課題と思料する。

(3) 固化ばいじん等の委託による処分実績の推移 (過去 5 年間)

(単位：処分量 ト、金額 千円)

	Z 社		G 社		W 社		合計	
	処分量	金額	処分量	金額	処分量	金額	処分量	金額
H27	1,024.76	33,202	1,381.75	47,753	1,974.56	66,108	4,381.07	147,063
H28	1,061.86	35,551	1,715.45	59,285	1,790.14	59,933	4,567.45	154,770
H29	1,074.32	35,968	1,316.46	45,496	1,757.83	58,852	4,148.61	140,317
H30	999.35	33,458	1,340.17	46,316	1,532.42	51,305	3,871.94	131,079
R1	1,248.99	42,254	1,327.96	46,988	1,654.08	55,827	4,231.03	145,070
計	5,409.28	180,434	7,081.79	245,840	8,709.03	292,026	21,200.1	718,301
平均	1,081.86	36,086	1,416.36	49,168	1,741.81	58,405	4,240.02	143,660
単価 1	33,356/ t		34,714/ t		33,531/ t		33,882/ t	
単価 2	34,100/ t		35,750/ t		34,100/ t			

出所：川口市資料

(注) 単価 1 は、各社の 5 年間の単純平均である。  
単価 2 は、令和元年度末時点のものである。

固化ばいじん等の最終処分に関しては、3 社に埋立処分を委託している。3 社の埋立処分場は県外にあり、各社の条件が違うことから処分単価は同一ではない。G 社の処分単価が他社と比較して高いのは、その処分場所の市からの距離が影響している。

経済性のみを優先すれば、G 社ではなく、Z 社及び W 社の 2 社に処分委託を絞ることが合理的であるが、最終処分場を持っていない市にとっては、経済性よりも最終処分場を確保することの方が優先される。そのため、処分単価の高い G 社も含めて、3 社に分散して処分委託している。



### 3 施設の稼働状況

#### (1) 搬入量、処分手数料収入の推移

##### ア 一般ごみの搬入量

(単位：kg)

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
一般ごみの搬入量	94,984,150	94,853,140	92,852,430	87,248,020	89,142,640

出所：川口市資料

##### イ 廃棄物処理手数料

(単位：重量 kg、金額 円)

	家庭			許可（事業系一般廃棄物）	
	有料分重量	無料分重量	金額	重量	金額
H27	73,900	609,340	228,320	30,291,670	666,416,740
H28	77,550	611,170	238,150	29,933,400	658,534,800
H29	66,500	608,940	214,910	29,767,990	654,895,780
H30	73,040	690,950	238,320	29,322,520	645,095,440
R1	77,710	751,130	244,970	28,563,210	628,390,620

出所：川口市資料

#### (2) 焼却炉の焼却量、運転時間、稼働率

	焼却量 (t)			運転時間 (h)			稼働率 (%)		
	A 号炉	B 号炉	C 号炉	A 号炉	B 号炉	C 号炉	A 号炉	B 号炉	C 号炉
H27	27,846.58	32,504.45	32,581.12	4,962	5,646	5,696	97%	89%	90%
H28	27,620.66	33,575.41	35,407.43	4,946	5,878	6,166	94%	92%	97%
H29	30,351.68	31,836.06	31,473.95	5,445	5,590	5,512	91%	92%	86%
H30	28,689.70	25,257.26	34,766.03	5,147	4,419	6,113	107%	69%	96%
R1	27,112.61	32,057.37	29,701.92	4,844	5,616	5,447	83%	88%	85%

出所：川口市資料

	予定運転日数		
	A 号炉	B 号炉	C 号炉
H27	213	262	262
H28	218	265	263
H29	247	251	265

H30	200	265	265
R1	241	265	265

出所：川口市資料

(注) 稼働率=運転時間/(予定運転日数×24h) 小数点以下切り捨て

焼却炉は、年次点検で 60 日停止し、3 か月点検及び 6 か月点検で各 20 日停止する。したがって、各焼却炉は年間 100 日停止することになることから、概ね 265 日稼働でフル稼働となる。

このことから、B 号炉及び C 号炉の予定運転日数はフル稼働を意味する。これに対して、A 号炉の予定運転日数は少なく、5 年間の平均で 224 日であり、他の二炉よりも約 40 日も少ない。

#### 【意見 28】各焼却炉の均等な稼働

各焼却炉の運転計画は、市全体の廃棄物処理を調整して決定している。そのような状況の中で、A 号炉の予定運転日数が B 号炉及び C 号炉よりも、5 年間の平均で約 40 日も少ない。実際の焼却量で比較すると、A 号炉は約 3,000 トン～約 4,000 トン（約 9%～14%）少なく、運転時間で比較すると、A 号炉は約 400 時間～700 時間（約 7%～12%）少ない。

焼却炉の寿命を長く保つためには、各焼却炉の稼働を均等化して、負荷を分散させることが重要と考える。もちろん、運転時間は法定検査やそれに沿った運転計画にも制約を受けるが、均等な稼働状況となるように運転計画の段階から留意すべきと思料する。

### (3) 売電事業、資源物売却事業の状況

#### ア 売電事業

	売電量 (kWh) ①	売電金額 (円) ②	単価 (円/kWh) ②/①
H27	10,481,136	203,949,534	19.5
H28	10,779,408	167,491,681	15.5
H29	11,614,296	158,587,978	13.7
H30	11,601,456	163,980,919	14.1
R1	10,746,120	159,154,544	14.8

出所：川口市資料

上表の数値を見ても分かるとおり、過去 5 年間の売電量はほぼ一定を保っている。しかし、それに対して売電金額は減少傾向にあり、平成 27

年度と比較して令和元年度の売電金額は22.0%も減少した。これは、売電単価が大幅に低下しているのが原因であって、他の自治体も同様の状況である。

#### イ 資源物売却事業

##### (ア) 未酸化鉄

	重量 (t) ①	金額 (円) ②	単価 (円/t) ②/①	第4四半期の単 価 (円/t)
H27	771.80	8,222,585	10,653.8	8,056
H28	790.56	570,673	721.9	540
H29	750.19	3,148,210	4,196.6	4,428
H30	707.11	1,830,511	2,588.7	335
R1	737.03	27,135	36.8	11

出所：川口市資料

##### (イ) 未酸化アルミ

	重量 (t) ①	金額 (円) ②	単価 (円/t) ②/①	第4四半期の単 価 (円/t)
H27	67.32	2,549,446	37,870.6	38,026
H28	78.57	3,066,981	39,035.0	28,080
H29	62.89	2,103,484	33,447.0	19,980
H30	60.42	757,820	12,542.5	3,240
R1	71.31	42,858	601.0	341

出所：川口市資料

##### (ウ) 溶融スラグ

	重量 (t) ①	金額 (円) ②	単価 (円/t) ②/①
H27	8,010.64	1,730,293	216.0
H28	7,979.14	1,723,489	216.0
H29	7,896.47	1,705,631	216.0
H30	7,536.93	1,627,972	216.0
R1	7,303.65	1,591,100	217.8

出所：川口市資料

##### (エ) 白金・ロジウム

	重量 (t) ①	金額 (円) ②	単価 (円/t) ②/①
H27	323.03	708,210	2,192.4

H28	326.96	741,545	2,268.0
H29	338.00	839,592	2,484
H30	273.40	605,307	2,214.0
R1	257.00	1,272,150	4,950

出所：川口市資料

資源物の売却単価の変動は著しいものがある。特に、未酸化鉄の年間平均単価の増減が際立っている。平成28年度及び令和元年度の平均単価の低下は、市場価格とはいえ驚くべきものがある。さらに、各年度における第4四半期の単価にいたっては、令和元年度で11円/tであることから、いずれ料金を支払って引き取ってもらうことになる可能性もありうる。

これに対して、熔融スラグの単価は安定している。白金・ロジウムの単価も、平成30年度までは安定していたが、令和元年度においてそれ以前の単価の約2倍に上昇した。

#### 4 施設の運営、維持管理の状況

##### (1) 現金

###### ア 現金の内容

現金の種別としては、以下の4種類がある。

- ・動物の死体収集運搬処理手数料
- ・一般廃棄物処理手数料
- ・公衆電話等雑入
- ・つり銭資金 (60,000円)

###### イ 現金の管理状況

現金の管理状況について、現地調査の際に確認した。

###### (ア) 現金実査

No.	対象	金額 (円)	詳細	確認 結果	(注)
1	小金庫 (釣り銭)	80,000		○	1
2	大金庫 (売上金)	90,870	廃棄物処理手数料	○	1
3	大金庫 (郵便切手)	336	84円切手 4枚	○	1
4	大金庫 (封筒「小動物」)	6,954	小動物への焼香銭。 市の収入にはしていない。	N/A	2

5	未使用機の引出し (封筒「H24～不明金」)	2,546		○	3
6	未使用機の引出し (封筒「12/6 金属ゴミ の中から発見」)	100	1円×100枚	○	4

注1：小金庫と大金庫は鍵のかかる机の中に保管してある。大金庫は机にワイヤーで繋がっていたが、小金庫はワイヤーで繋がっていなかった。

注2：小動物安置所の祭壇に現金が置かれていることがある。小動物死体の届出者が焼香銭として置いていくものと思われるが、具体的な管理方法が決められないまま保管されている。

注3：内容不明金である。封筒の表書きによると、平成26年7月4日が最終更新日となっており、6年以上経過している。

注4：拾得物の現金が封筒に入っていた。封筒には年度が書いていないため、拾得時期不明。

【指摘 18】内容不明金及び拾得金の管理方法を明確化し、適切な運用を図るべきである。

小動物への焼香銭と思われるお金が大金庫の中に保管されていたが、現状としては簿外資金となっている。雑入として市の歳入に計上するのが望ましい。また、未使用の機の引出しに、不明金として2,546円が保管されていた。このお金は、平成24年度以降における不明金で、最終日付から既に6年経過していることから、雑入として市の歳入に計上するべきである。

ごみの中から発見したものとして、100円（1円が100枚）が保管されていた。一時的に環境センターで保管するとしても、拾得物として警察に届け出るべきものと思料する。

#### (イ) その他

##### a つり銭

廃棄物処理手数料の料金徴収機から発行された徴収機在高伝票（2020年9月14日8時39分発行）を入手し、60,000円の記載を確かめた。

##### b 職員の資金

その他、職員の親睦会の資金及びコーヒー代として職員が拠出している資金が、未使用機の引出しに保管されていた。これらは、市の資金とは区別されていた。

#### (2) 未収金

該当事項なし。

### (3) 設備の運転、点検整備の計画と実施状況

朝日環境センターにはA号炉～C号炉の3つの炉があり、各炉の点検整備期間を計画的に振り分けることにより、原則的には常に2つの炉が稼働している状態にしている。令和元年度の点検実施状況を確認したところ、3つの炉が同時に点検整備をしている期間(令和2年2月4日～2月13日)が生じており、その期間は、戸塚環境センターにおいてごみ処理をしていた。

この3つの炉の同時点検は通常の点検であり計画的に実施したものと考えられることから、戸塚環境センターとの協調体制は万全であったはずである。やはり、設備運転に関して留意すべきは緊急点検である。突発的な点検となると、環境センター相互の協力体制に混乱が生じる可能性があるためである。

その点を踏まえ、令和元年度の運転及び点検状況を下表にまとめた。

	通常運転	点検	緊急点検	埋火
A号炉	199日	116日	1日	50日
B号炉	242日	100日	24日	0日
C号炉	230日	102日	21日	13日

出所：川口市資料

B号炉及びC号炉の緊急点検は1年間で20日以上もあったことから、予定された運転計画に少なからず支障をきたしたと想定される。しかし、その緊急点検時に3つの炉が同時に停止することはなかったことが確認できた。

#### 【意見 29】長期修繕計画の重要性

上表の緊急点検欄の日数は緊急停止に対応するためのもので、緊急停止の具体的内容は、高温ダクト閉塞、天井ケーシング水漏れ及び集合コンベア故障等であった。

朝日環境センターは、日常点検や3年に1度の精密機能検査の結果、点検整備委託の報告書を基に修繕計画・工事計画を作成し、それに沿った修繕を行っている。このように、計画的な修繕を実施していても緊急停止は突発的に生じるものである。さらに設備の老朽化の進行に伴い増加してくることも予想される。

このような状況ではあるが、環境センターとしては運転計画を着実に遂行する責務があることから、そのためには緊急停止の回数をできるだけ少なく抑える必要がある。よってますます長期的視野に基づいた施設のメン

テナンスが重要になるものと思料する。

#### (4) アセットマネジメント

##### ア 耐震化の状況

工場棟の竣工は平成 14 年 11 月であり、新耐震基準制定以降の建築であるため、耐震診断は実施していない。

##### イ 中長期修繕計画

ごみ処理施設の順調な稼働状態を維持するためには、長期修繕計画が重要になってくるのであるが、市にはその長期修繕計画が存在しなかった。その代替りとして、3年に1度実施される精密機能検査の結果を踏まえ、当該検査により検出された内容に基づき修繕を実施している。

つまり、従来は長期的視点による修繕が実施されていなかったのであるが、全国の地方自治体で施設の長寿命化の重要性が提唱されているように、市でも廃棄物処理施設長寿命化計画を策定中である。

##### ウ 500万円以上の修繕、補修工事

平成 27 年度から令和元年度までの補修工事契約（契約金額 500 万円以上）は 44 件あったが、そのうちの高額な工事案件 5 件を抽出し、その契約内容を検証した。

#### (ア) 朝日環境センター受入供給設備ほか補修工事

##### a 契約概要

No.	項目	内容	摘要
1	契約日 変更契約日	平成 31 年 4 月 22 日 令和元年 10 月 10 日	
2	工事場所	川口市朝日 4 丁目 21 番 33 号	
3	工期	平成 31 年 4 月 22 日～ 令和元年 10 月 31 日	
4	契約金額（税込）	97,900,000 円	
5	変更契約金額（税込）	10,032,000 円	増額
6	契約保証金	請負代金額の 10 分の 1 以上	
7	前払金	39,160,000 円以内	請求なし
8	中間前払金	19,580,000 円以内	請求なし
9	契約業者	荏原環境プラント株式会社	東京都大田区
10	工事完成通知書	令和元年 10 月 29 日	
11	完成検査結果通知書	令和元年 10 月 30 日	総評定：B（普通）

12	請求書	107,932,000 円	令和元年 11 月 7 日
13	予定価格 (税込)	98,967,000 円	内部積算
14	落札率	98.92%	

b 契約方法

(a) 契約形態

指名競争入札 (地方自治法施行令第 167 条第 3 号)

(b) 指名業者選考

指名業者選考記録書 : 平成 31 年 3 月 22 日

契約執行伺書 : 平成 31 年 3 月 22 日 (起案日)

平成 31 年 3 月 26 日 (決裁日)

(c) 入札結果 (平成 31 年 4 月 19 日 9 時 30 分)

(単位 : 円)

業者名	金額 (税抜)	結果	摘要
株式会社タクマ		辞退	
日立造船株式会社東京本社		辞退	
JFE エンジニアリング株式会社		辞退	
テスコ株式会社		辞退	
荏原環境プラント株式会社	89,000,000	落札	

c 契約の必要性

予算執行伺書の工事の概要に、「プラント機器の受入供給設備、燃焼ガス冷却設備、排ガス処理設備、不燃物・灰処理設備、電気計装設備の補修を行うものである。」との記載があった。しかし、その補修のための工事請負契約をどういう理由で締結することになったのか、その説明を伺書で確認することができなかった。

d 変更契約の理由

契約締結変更伺書に、次のとおり変更理由の記載があった。「本工事に伴い、各設備を点検した結果、補修を予定していた範囲以外にも損傷が発見されたため、焼却施設の安全運転・維持管理を考慮し変更を行う。」

ちなみに、追加補修整備工事は、燃焼ガス冷却設備で、ボイラ過熱器 (A・B・C) プロテクタ追加補修であった。



e 監査で把握した問題点等

(a) 契約の必要性

予算執行伺書の工事の概要には、各種設備の補修を行う旨の記載があるが、どういう理由で工事契約を締結するのかについての記載が無かったため、なぜその補修が必要なのかを確認することができなかった。

(後述の本項(7)工事契約及び委託契約に共通する問題点の「ア 補修工事契約の必要性について」を参照されたい。)

(b) 入札辞退

本工事に関する契約形態は指名競争入札により実施され、指名業者選考の結果5者が指名された。しかし、実際の入札に際しては、指名業者のうち4者が辞退し、1者のみによる入札となった。

(後述の本項(7)工事契約及び委託契約に共通する問題点の「イ 競争入札の実効性確保について」を参照されたい。)

(イ) 朝日環境センター燃焼溶融設備ほか補修工事

a 契約概要

No.	項目	内容	摘要
1	契約日 変更契約日	令和元年9月6日 令和2年3月9日	
2	工事場所	川口市朝日4丁目21番33号	
3	工期	令和元年9月6日～ 令和2年3月27日	
4	契約金額(税込)	110,000,000円	
5	変更契約金額(税込)	39,864,000円	増額 (増額割合36.24%)
6	契約保証金	請負代金額の10分の1以上	
7	前払金	44,000,000円以内	請求なし
8	中間前払金	22,000,000円以内	請求なし
9	契約業者	荏原環境プラント株式会社	東京都大田区
10	工事完成通知書	令和2年3月23日	
11	完成検査結果通知書	令和2年3月24日	総評定：B(普通)
12	請求書	149,864,000円	令和2年3月24日
13	予定価格(税込)	110,737,000円	内部積算
14	落札率	99.33%	

b 契約方法

(a) 契約形態

指名競争入札（地方自治法施行令第 167 条第 3 号）

(b) 指名業者選考

指名業者選考記録書：令和元年 7 月 24 日

契約執行伺書：令和元年 7 月 24 日（起案日）

令和元年 7 月 26 日（決裁日）

(c) 入札結果（令和元年 8 月 30 日 9 時 40 分）

（単位：円）

業者名	金額（税抜）	結果	摘要
株式会社タクマ		辞退	
日立造船株式会社東京本社		辞退	
株式会社神鋼環境ソリューション		辞退	
JFE エンジニアリング株式会社		辞退	
テスコ株式会社		辞退	
日鉄エンジニアリング株式会社		辞退	入札辞退届：R1. 7. 31
荏原環境プラント株式会社	100,000,000	落札	

c 契約の必要性

予算執行伺書の工事の概要に、「本工事はプラント機器の補修を行うものである。定期点検に合わせ、下記設備の補修を行うものである。」との記載があった。

d 変更契約の理由

契約締結変更伺書に、次のとおり変更理由の記載があった。「本工事に伴い、各設備を点検した結果、補修を予定していた範囲以外にも損傷が発見されたため、焼却施設の安全運転・維持管理を考慮し、下記設備について変更を行う。対象の損傷箇所は工期内での補修が必要であり、本工事と一体的な補修であるため、分離発注が困難であることから設計変更で対応する。」

ちなみに、追加補修工事の概要は下記のとおりである。

燃焼熔融設備 給じん供給フィーダー（A）

燃焼ガス冷却設備 ボイラ過熱器（B・C）

低圧蒸気復水器（K3、K7）

排ガス処理設備	バグフィルタ (C)
不燃物・灰処理設備	粉砕物集じん装置
電気計装設備	返送灰計量機制御盤 PLC (C)

e 監査で把握した問題点等

(a) 契約の必要性

予算執行伺書の工事の概要には、定期点検に合わせてプラント機器の補修を行う旨の記載があるが、それ以上の記載が無かったため、なぜその補修が必要なのかを確認することができなかった。

(後述の本項(7)工事契約及び委託契約に共通する問題点の「ア 補修工事契約の必要性について」を参照されたい。)

(b) 変更契約による増額

本契約の当初の契約金額は110,000千円であるが、変更契約により39,864千円を増額している。増額割合は36.24%であった。

【意見30】変更契約による増額割合の明文化

原則的には、契約は当初締結した内容で確定するべきである。工事内容、工事期間、予定価格等の条件が違っていれば、当初の入札結果が変わってくる可能性があるためである。しかし、契約履行途中で不測の事態が発生し、契約内容を変更する必要性が生じることはありうることであり、その際には変更契約により対応することになる。

このように、変更契約を例外措置として認めることはあっても、そこには一定の制限があるべきと考える。特に契約金額の変更を無制限に認めることは、入札制度の潜脱行為を許す結果となりうることから、厳正な対応が求められるべきである。極端な例ではあるが具体的な金額で示すと、当初の工事契約の予定価格を1,300千円以下で設定し、その後の変更契約で億円単位に契約金額を増額すれば、本来なら競争入札を実施しなければならぬような大規模工事であっても随意契約が可能となってしまう。

このような事態を避けるために、国土交通省の通達により、変更見込額が請負代金の30%を超える工事は、原則として別途

契約とすると規定されている。市は、当該通達に沿った運用を実施しているが、市の規則にはその内容が規定されていない。

通達に沿った契約実務を実施しているのであれば、市の姿勢を明確にするためにも、市の規則等に明文化するべきと思料する。そうすることで、市民に対する行政の見える化に役立つものとする。

(c) 入札辞退

本工事に関する契約形態は指名競争入札により実施され、指名業者選考の結果7者が指名された。しかし、実際の入札に際しては、指名業者のうち6者が辞退し、1者のみによる入札となった。

(後述の本項(7) 工事契約及び委託契約に共通する問題点の「イ 競争入札の実効性確保について」を参照されたい。)

(ウ) 朝日環境センターB号排ガス再加熱器更新工事

a 契約概要

No.	項目	内容	摘要
1	契約日	令和元年9月6日	
2	工事場所	川口市朝日4丁目21番33号	
3	工期	令和元年9月6日～ 令和3年1月29日	
4	契約金額(税込)	196,900,000円	
5	契約保証金	請負代金額の10分の1以上	
6	前払金	78,760,000円以内	請求なし
7	中間前払金	39,380,000円以内	請求なし
8	契約業者	荏原環境プラント株式会社	東京都大田区
9	工事完成通知書		工事継続中
10	完成検査結果通知書		工事継続中
11	請求書		工事継続中
12	予定価格(税込)	196,955,000円	内部積算
13	落札率	99.97%	

b 契約方法

(a) 契約形態

指名競争入札(地方自治法施行令第167条第3号)

(b) 指名業者選考

指名業者選考記録書：令和元年7月24日

契約執行伺書：令和元年7月24日（起案日）

令和元年7月26日（決裁日）

(c) 入札結果（令和元年8月30日 9時35分）

（単位：円）

業者名	金額(税抜)	結果	摘要
株式会社タクマ		辞退	
日立造船株式会社東京本社		辞退	
株式会社神鋼環境ソリューション		辞退	
JFE エンジニアリング株式会社		辞退	
テスコ株式会社		辞退	
日鉄エンジニアリング株式会社		辞退	入札辞退届：R1. 7. 31
荏原環境プラント株式会社	179,000,000	落札	

c 契約の必要性

予算執行伺書の工事の概要に、「本工事は、B号排ガス再加熱器の更新を行うものである。」との記載があった。

d 監査で把握した問題点等

(a) 契約の必要性

予算執行伺書の工事の概要には、B号排ガス再加熱器の更新を行う旨の記載があるが、それ以上の記載が無かったため、なぜその更新が必要なのかを確認することができない。

（後述の本項（7）工事契約及び委託契約に共通する問題点の「ウ 更新工事契約の必要性について」を参照されたい。）

(b) 入札辞退

本工事に関する契約形態は指名競争入札により実施され、指名業者選考の結果7者が指名された。しかし、実際の入札に際しては、指名業者のうち6者が辞退し、1者のみによる入札となった。

（後述の本項（7）工事契約及び委託契約に共通する問題点の「イ 競争入札の実効性確保について」を参照されたい。）

(エ) 朝日環境センターC号排ガス再加熱器更新工事

a 契約概要

No.	項目	内容	摘要
1	契約日	平成30年4月23日	
2	工事場所	川口市朝日4丁目21番33号	
3	工期	平成30年4月23日～ 平成31年3月29日	
4	契約金額(税込)	197,640,000円	
5	契約保証金	請負代金額の10分の1以上	
6	前払金	79,050,000円以内	請求なし
7	中間前払金	39,520,000円以内	請求なし
8	契約業者	荏原環境プラント株式会社	東京都大田区
9	工事完成通知書	平成31年3月20日	
10	完成検査結果通知書	平成31年3月25日	総評定：B(普通)
11	請求書	197,640,000円	平成31年3月28日
12	予定価格(税込)	198,212,400円	内部積算
13	落札率	99.71%	

b 契約方法

(a) 契約形態

指名競争入札(地方自治法施行令第167条第3号)

(b) 指名業者選考

指名業者選考記録書：平成30年3月23日

契約執行伺書：平成30年3月23日(起案日)

平成30年3月26日(決裁日)

(c) 入札結果(平成30年4月20日9時50分)

(単位：円)

業者名	金額(税抜)	結果	摘要
株式会社タクマ		辞退	
日立造船株式会社東京本社		辞退	
JFEエンジニアリング株式会社		辞退	
テスコ株式会社		辞退	
荏原環境プラント株式会社	183,000,000	落札	

c 契約の必要性

予算執行伺書の工事の概要に、「本工事は、C号排ガス再加熱器の更新を行うものである。」との記載があった。

d 監査で把握した問題点等

(a) 契約の必要性

予算執行伺書の工事の概要には、C号排ガス再加熱器の更新を行う旨の記載があるが、それ以上の記載が無かったため、なぜその更新が必要なのかを確認することができない。

(後述の本項(7)工事契約及び委託契約に共通する問題点の「ウ 更新工事契約の必要性について」を参照されたい。)

(b) 入札辞退

本工事に関する契約形態は指名競争入札により実施され、指名業者選考の結果5者が指名された。しかし、実際の入札に際しては、指名業者のうち4者が辞退し、1者のみによる入札となった。

(後述の本項(7)工事契約及び委託契約に共通する問題点の「イ 競争入札の実効性確保について」を参照されたい。)

(オ) 朝日環境センターごみクレーン制御装置インバータほか補修工事

a 契約概要

No.	項目	内容	摘要
1	契約日	平成29年5月8日	
2	工事場所	川口市朝日4丁目21番33号	
3	工期	平成29年5月8日～ 平成30年3月23日	
4	契約金額(税込)	82,512,000円	
5	契約保証金	請負代金額の10分の1以上	
6	前払金	33,000,000円以内	請求なし
7	中間前払金	16,500,000円以内	請求なし
8	契約業者	荏原環境プラント株式会社	東京都大田区
9	工事完成通知書	平成30年3月20日	
10	完成検査結果通知書	平成30年3月22日	総評定：B(普通)
11	請求書	82,512,000円	平成30年3月26日
12	予定価格(税込)	83,376,000円	内部積算
13	落札率	98.96%	

b 契約方法

(a) 契約形態

指名競争入札（地方自治法施行令第167条第3号）

(b) 指名業者選考

指名業者選考記録書：平成29年3月27日

契約執行伺書：平成29年3月27日（起案日）

平成29年4月5日（決裁日）

(c) 入札結果（平成29年4月28日9時39分）

（単位：円）

業者名	金額(税抜)	結果	摘要
株式会社タクマ		辞退	
日立造船株式会社東京本社		辞退	
JFE エンジニアリング株式会社		辞退	入札辞退届：H29. 4. 25
テスコ株式会社		辞退	
荏原環境プラント株式会社	76,400,000	落札	

c 契約の必要性

予算執行伺書の工事の概要に、「本工事は、下記設備の補修を行うものである。」との記載があった。

d 監査で把握した問題点等

(a) 契約の必要性

予算執行伺書の工事の概要には、ごみクレーン制御装置インバータほかの補修を行う旨の記載があるが、それ以上の記載が無かったため、なぜその補修が必要なのかを確認することができなかった。

（後述の本項（7）工事契約及び委託契約に共通する問題点の「ア 補修工事契約の必要性について」を参照されたい。）

(b) 入札辞退

本工事に関する契約形態は指名競争入札により実施され、指名業者選考の結果5者が指名された。しかし、実際の入札に際しては、指名業者のうち4者が辞退し、1者のみによる入札と



なった。

(後述の本項(7) 工事契約及び委託契約に共通する問題点の「イ 競争入札の実効性確保について」を参照されたい。)

(カ) 朝日環境センターB号炉耐火物補修工事

a 契約概要

No.	項目	内容	摘要
1	契約日 変更契約日	平成27年10月2日 平成 年 月 日	注
2	工事場所	川口市朝日4丁目21番33号	
3	工期	平成27年10月2日～ 平成27年12月25日	
4	契約金額(税込)	47,520,000円	
5	変更契約金額(税込)	4,978,800円	増額
6	契約保証金	請負代金額の10分の1以上	
7	前払金	19,000,000円以内	請求なし
8	契約業者	荏原環境プラント株式会社	東京都大田区
9	工事完成通知書	平成27年12月21日	
10	完成検査結果通知書	平成27年12月22日	総評定：B上(良好)
11	請求書	52,498,800円	平成27年12月28日
12	予定価格(税込)	48,448,000円	内部積算
13	落札率	98.08%	

注：現物の変更契約書が確認できなかった。

b 契約方法

(a) 契約形態

指名競争入札(地方自治法施行令第167条第3号)

(b) 指名業者選考

指名業者選考記録書：平成27年9月3日

契約執行伺書：平成27年9月3日(起案日)

平成27年9月4日(決裁日)

(c) 入札結果(平成27年9月25日10時3分)

(単位：円)

業者名	金額(税抜)	結果	摘要
株式会社タクマ		辞退	
日立造船株式会社東京本社		辞退	
JFEエンジニアリング株式会社		辞退	

住重環境エンジニアリング株式会社		辞退	
テスコ株式会社		辞退	
荏原環境プラント株式会社	44,000,000	落札	

c 契約の必要性

予算執行伺書の工事の概要に、「B号溶融炉およびボイラの耐火物補修工事一式を行うものである。」との記載があった。

d 変更契約の理由

契約締結変更伺書に、次のとおり変更理由の記載があった。「本工事に伴い内部を点検した結果、補修を予定していた範囲外にも損傷が発見されたため、焼却施設の安全運転・維持管理を考慮、変更を行う。」

追加補修工事の概要は下記のとおりである。

- 溶融炉
  - ・耐火物の追加補修
  - ・天井ケーシング補修
- ボイラ
  - ・耐火物の追加補修
  - ・1パススクリーン管のプロテクタ補修

e 監査で把握した問題点等

(a) 契約の必要性

予算執行伺書の工事の概要には、B号溶融炉及びボイラの耐火物補修工事一式の補修を行う旨の記載があるが、それ以上の記載が無かったため、なぜその補修が必要なのかを確認することができない。

(後述の本項(7) 工事契約及び委託契約に共通する問題点の「ア 補修工事契約の必要性について」を参照されたい。)

(b) 入札辞退

本工事に関する契約形態は指名競争入札により実施され、指名業者選考の結果6者が指名された。しかし、実際の入札に際しては、指名業者のうち5者が辞退し、1者のみによる入札となった。

(後述の本項(7) 工事契約及び委託契約に共通する問題点の「イ 競争入札の実効性確保について」を参照されたい。)

(c) 変更契約の確認不可

契約締結変更伺書により変更契約を締結したことが分かったが、その変更契約そのものを確認することはできなかった。

【指摘 31】 変更契約書の適切な保管

本契約は契約課で締結しており、契約書類の保管先も契約課となる。

契約内容の確認のために提示された書類では、変更契約書を確認することができなかった。市の重要書類である変更契約書が確認できないのは、文書管理上問題がある。責任の所在を明確にし、適正に対処するべきである。

(5) 固定資産管理

ア 固定資産台帳上の価額（平成 30 年度）

（単位：円）

	取得価格	年度末簿価
土地	3,128,243,080	3,128,243,080
建物	13,191,990,000	7,473,623,220
物品	24,435,400	352,086

出所：川口市資料

イ 重要物品

重要物品として防災倉庫を保有している。取得年月日は平成 26 年 6 月 30 日で取得価格は 1,760 千円である。設置場所は朝日環境センターの敷地内で、建物の外であった。設置場所のすぐ近くを川が流れており、大量の雨で川が増水した場合には防災倉庫も浸水してしまう恐れがあることから、現在は防災倉庫として使用されていない。

【指摘 32】 防災倉庫の適切な設置場所

災害に備えるために取得した倉庫であるにもかかわらず、設置した場所が川のそばだったために、防災倉庫として使用できないことになってしまった。そのため、現在は倉庫内には融雪パイプ、スコップ及び三角コーン等の備品類を保管しており、防災グッズは建物内に保管している状態である。

防災倉庫の使用方法が、当初の目的どおりに活用されているとは言い難い状況であるが、このようなことは購入の計画が出てきた段階で詳細な調査を実施し、その上で適切な設置場所を決定していれば防げたこと

である。今後は同様のことを繰り返さないように、事前の調査を徹底するべきである。

#### ウ 備品等の現物確認

##### (ア) 備品の現物確認（帳簿から現物へ）

備品受払簿からサンプルで抽出した下記の 11 件について、現地調査の際に現物を確認した。

No.	資産番号	名称	場所	確認結果	摘要
1	20101003-90001499	片袖机（一般用）	事務室	○	注 1
2	20102999-90002982	その他の椅子	会議室 3	○	注 1
3	20104999-90000668	その他の箱類	事務室	○	注 1
4	20107007-90000003	自動秤	分析室	○	注 1
5	20108024-00000235	テレビ受像機	防災倉庫	○	
6	20113015-90000004	グラインダー	工作室	○	
7	20114018-00000052	電気洗濯機	洗濯乾燥室	○	
8	20114032-00000052	乾燥機	洗濯乾燥室	○	
9	20116029-00000086	震災用器具類	防災倉庫	○	
10	20116030-00000075	通信用器具類	事務室	○	
11	20119057-00000022	オープン	防災倉庫	○	

注 1: 市の様式の備品シールを用いずに、資産番号だけをテブラで打ち出して添付している。

##### (イ) 備品の現物確認（現物から帳簿へ）

現物確認の際に、現地で目についた下記物品（7 件）が備品受払簿に載っているかを確認した。

No	資産番号	名称	場所	確認結果	摘要
1	20105041-00001228	プリンター	事務室	○	
2	20108024-00000227	テレビ受像機	事務室	○	
3	20101003-90001499	会議用机	会議室 3	○	注 1
4	20119040-00000016	電気コンロ	防災倉庫	○	
5	20104026-00000242	その他のロッカー	洗濯乾燥室	○	
6	20113999-90000238	超音波ピペット洗浄器	分析室	○	注 1
7	—	受像機モニター	事務室	—	注 2

注 1: 市の様式の備品シールを用いずに、資産番号だけをテブラで打ち出して添付している。

注 2: 監視カメラの受像機モニターは、監視カメラと一体で運用されていることから、受像機モニターの交換に際し、備品登録はしないで修繕で対応していると思われる。

(ウ) 重要物品の現物確認

重要物品は下記 1 件のみであり、現物確認を実施した。

No.	資産番号	名称	場所	確認結果	摘要
1	20104999-00000260	防災倉庫	防災倉庫	○	

(エ) 固定資産台帳の現物確認

固定資産台帳に記載されている下記 5 件の現物確認を実施した。

No	資産番号	名称	場所	確認結果	摘要
1	20115001-00000035	軽乗用自動車用	—	○	
2	20115006-90000025	普通貨物自動車	—	○	
3	20115011-00000002	小型特殊自動車	—	○	
4	20115012-00000005	大型特殊自動車	—	○	
5	20115012-00000010	大型特殊自動車	—	○	

注：資産番号 (20115012-00000002) の大型特殊自動車については、固定資産台帳上では簿価 1 円が残っているが、備品受払簿では令和元年 10 月 16 日に売却していることから、現物確認は実施していない。

(6) 業務委託契約

令和元年度の業務委託契約の内訳は、指名競争入札が 18 件、随意契約が 2 件、一者随意契約が 10 件であった。そのうちの高額な業務委託契約を、指名競争入札で 3 件、一者随意契約で 3 件を抽出し、その契約内容を検証した。

(6-1) 指名競争入札

ア 朝日環境センター清掃委託

(ア) 契約概要

No	項目	内容	摘要
1	契約日	平成 31 年 3 月 26 日	
2	履行場所	朝日環境センター	川口市朝日 4 丁目 21 番 33 号
3	履行期間	平成 31 年 4 月 1 日～ 平成 32 年 3 月 31 日	地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約
4	業務委託料 (税込)	12,426,000 円	
5	契約保証金	免除	
6	請負業者	株式会社昭和総合サービス	さいたま市

7	業務完了報告書	毎月提出	
8	業務検査結果通知書	毎月検査（適正）	原本確認不可
9	請求書	12,426,000 円	毎月請求
10	予定価格（税込）	** , ** , ** 円	
11	落札率	** . ** %	

(イ) 契約方法

a 契約形態

指名競争入札（地方自治法施行令第 167 条第 1 号）

b 指名業者選考

指名業者選考記録書：平成 31 年 3 月 8 日

契約執行伺書：平成 31 年 3 月 12 日（起案日）

平成 31 年 3 月 12 日（決裁日）

c 入札結果（平成 31 年 3 月 22 日 14 時 15 分）

（単位：円）

業者名	金額（税抜）	結果	摘要
有限会社川口環境公栄社		辞退	入札辞退届：H31.3.22
株式会社セイビ埼玉	12,300,000		
株式会社日環サービス	13,000,000		
川口ビルマネジメント株式会社	13,880,000		
株式会社宮下ビルサービス	12,500,000		
日本環境マネジメント株式会社	11,880,000		
株式会社昭和総合サービス	11,400,000	落札	

(ウ) 過去 5 年間の契約内容（契約業者及び契約金額）

（単位：円）

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
契約業者	昭和総合サービス	同左	同左	同左	同左
契約金額	10,465,200	10,044,000	10,908,000	11,340,000	11,880,000

出所：川口市資料

(エ) 監査で把握した問題点等

a 契約形態の根拠条文

本契約の契約形態は指名競争入札であり、その根拠条文は、契約執行伺書によると地方自治法施行令第 167 条第 1 号である。た

だし、抽出した本契約以外の指名競争入札については、その全てが地方自治法施行令第167条第3号を根拠としていた。

そこで、同条第1号の条文を確認したところ、「工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。」であった。

**【指摘 33】 指名競争入札の根拠条文の誤り**

本契約は業務委託契約で、その契約内容は、朝日環境センターの清掃委託である。念のために当該仕様書を確認したところ、一般的な清掃委託業務であり、契約執行伺書に記載されている根拠条文（地方自治法施行令第167条第1号）は誤りである。

今後において契約執行伺書を作成する際には、注意して作業に当たるべきである。

**b 過去5年間の契約**

過去5年間（平成26年度～平成30年度）の契約内容によると、契約相手は全て同じ業者であり、かつ平成31年度も同一の業者であった。さらに、契約金額は平成27年度から平成31年度まで一貫して増加しており、この5年間で契約金額は23.7%も上昇している。

**【指摘 34】 競争入札の趣旨が反映する契約**

特殊設備の運転又は保守点検と違い、清掃委託業務は競争入札の趣旨が反映しやすい契約である。ところが、平成26年度から平成30年度の5年間で調べた結果、同一の業者が契約業者となっていた。さらに調べた結果、この業者とは平成15年度から契約を継続していることが判明した。当環境センターは平成14年度から稼働しているため、稼働の翌年度から継続して委託契約を締結していることになる。

辞退者がほとんどいない競争入札において、なぜ16年間も同一業者が契約業者となったのか、かつ当該業者の契約金額が増加傾向を示すというように、なぜ競争原理が働かないのか、という疑問を生じさせないために、競争入札の趣旨が反映する契約となるように努めるべきである。

c 業務検査結果通知書の確認不可

請負業者からの業務完了報告書に基づき検査を実施し、業務検査結果通知書を発行しているが、確認できたのは当該通知書の案であり、原本及び原本の写しは確認できなかった。

(後述の本項(7) 工事契約及び委託契約に共通する問題点の「エ 業務検査結果通知書の確認不可について」を参照されたい。)

d 予定価格決定資料の確認不可

本契約は、7 者による指名競争入札をもって契約者を決定しており、入札も辞退者は1 者のみで、6 者が入札に参加していた。契約金額についても、当然であるが予定価格以下の金額で締結されており、特に問題はなかった。

ただし、入札に参加した6 者のうち、落札者以外の全ての者の入札金額が予定価格を上回っており、唯一落札者のみが予定価格以内の金額で入札しており、落札率も高い値を示していた。このことのみをもって問題と認定するわけではないが、念のために予定価格の詳細な内容を確認しようとしたところ、予定価格決定のための根拠資料は残っていなかった。

(後述の本項(7) 工事契約及び委託契約に共通する問題点の「オ 予定価格決定のための資料の保存について」を参照されたい。)

イ 朝日環境センター一般機器（燃焼溶融設備ほか）点検整備委託

(ア) 契約概要

No.	項目	内容	摘要
1	契約日	平成31年4月22日	
2	履行場所	川口市朝日4丁目21番33号	
3	履行期間	平成31年4月22日～ 平成32年3月27日	
4	業務委託料（税込）	549,450,000円	
5	契約保証金	免除	
6	前払金	なし	
7	請負業者	荏原環境プラント株式会社	東京都大田区
8	業務完了報告書	令和2年3月27日	
9	業務検査結果通知書		確認不可
10	請求書	549,450,000円	令和2年3月31日



11	予定価格（税込）	***, ***, ***円	内部積算
12	落札率	**.*%	

(イ) 契約方法

a 契約形態

指名競争入札（地方自治法施行令第 167 条第 3 号）

b 指名業者選考

指名業者選考記録書：平成 31 年 3 月 22 日

契約執行伺書：平成 31 年 3 月 22 日（起案日）

平成 31 年 3 月 26 日（決裁日）

c 入札結果（平成 31 年 4 月 19 日 9 時 35 分）

（単位：円）

業者名	金額（税抜）	結果	摘要
株式会社タクマ		辞退	
日立造船株式会社東京本社		辞退	
JFE エンジニアリング株式会社		辞退	
テスコ株式会社		辞退	
荏原環境プラント株式会社	499, 500, 000	落札	

(ウ) 監査で把握した問題点等

a 業務検査結果通知書の確認不可

請負業者からの業務完了報告書に基づき検査を実施し、業務検査結果通知書を発行しているが、当該通知書を確認することはできなかった。ただし、内部文書である完了検査報告書はあった（日付：令和 2 年 3 月 27 日、特記事項：特になし）。

（後述の本項（7）工事契約及び委託契約に共通する問題点の「エ 業務検査結果通知書の確認不可について」を参照されたい。）

b 入札辞退

本工事に関する契約形態は指名競争入札により実施され、指名業者選考の結果 5 者が指名された。しかし、実際の入札に際しては、指名業者のうち 4 者が辞退し、1 者のみによる入札となった。

（後述の本項（7）工事契約及び委託契約に共通する問題点の「イ 競争入札の実効性確保について」を参照されたい。）

ウ 朝日環境センター一般機器（電気設備）点検整備委託

(ア) 契約概要

No.	項目	内容	摘要
1	契約日	令和元年 10 月 23 日	
2	履行場所	川口市朝日 4 丁目 21 番 33 号	
3	履行期間	令和元年 10 月 23 日～ 令和 2 年 3 月 27 日	
4	業務委託料（税込）	22,407,000 円	
5	契約保証金	免除	
6	前払金	なし	
7	請負業者	内山電設株式会社	川口市
8	業務完了報告書	令和 2 年 3 月 23 日	
9	業務検査結果通知書		確認不可
10	請求書	22,407,000 円	令和 2 年 3 月 30 日
11	予定価格（税込）	** , ** , ** 円	内部積算
12	落札率	** . ** %	

(イ) 契約方法

a 契約形態

指名競争入札（地方自治法施行令第 167 条第 3 号）

b 指名業者選考

指名業者選考記録書：令和元年 9 月 25 日

契約執行伺書：令和元年 9 月 25 日（起案日）

令和元年 9 月 26 日（決裁日）

c 入札結果（令和元年 10 月 16 日 10 時 15 分）

（単位：円）

業者名	金額（税抜）	結果	摘要
内山電設株式会社	20,370,000	落札	
高山電設工業株式会社	20,400,000		
佐野電機株式会社	20,500,000		
那須電機工業株式会社	20,690,000		
三位電気株式会社	20,800,000		
井上電気工事株式会社	20,840,000		
株式会社佐久間電設	20,900,000		

(ウ) 監査で把握した問題点等

a 業務検査結果通知書の確認不可

請負業者からの業務完了報告書に基づき検査を実施し、業務検査結果通知書を発行しているが、当該通知書を確認することはできなかった。ただし、内部文書である完了検査報告書はあった（日付：令和2年3月23日、特記事項：特になし）。

（後述の本項（7）工事契約及び委託契約に共通する問題点の「エ 業務検査結果通知書の確認不可について」を参照されたい。）

(6-2) 一者随意契約

ア 朝日環境センターエレベーター保守委託

(ア) 契約概要

No.	項目	内容	摘要
1	契約日	平成31年4月1日	
2	履行場所	朝日環境センター	川口市朝日4丁目21番33号
3	履行期間	平成31年4月1日～ 令和4年3月31日（3年間）	地方自治法第234条の3 に基づく長期継続契約
4	業務委託料（税込）	6,909,000円 平成31年度 2,289,000円 令和2年度 2,310,000円 令和3年度 2,310,000円	6,300,000円（税抜）
5	契約保証金	免除	
6	請負業者	株式会社日立ビルシステム	千葉県柏市
7	業務完了報告書	令和2年3月31日	平成31年度
8	業務検査結果通知書		原本確認不可
9	請求書（H31年度）	2,289,000円	毎月請求
10	予定価格（税込）	*, ***, ***円	*, ***, ***円（税抜）
11	契約率	**.*%	
12	見積合わせ記録書	（税抜）6,300,000円	平成31年3月22日

(イ) 契約方法

a 契約形態

一者随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

b 指名業者選考

指名業者選考記録書：平成31年3月8日

契約執行伺書：平成 31 年 3 月 11 日（起案日）

平成 31 年 3 月 11 日（決裁日）

(ウ) 一者随意契約とした理由

契約執行伺書に添付されている指名業者選考記録書には、随意契約とした理由として、「エレベーターの設置業者であり、機器及び業務内容に精通し、安全かつ緊急時にも即時対応することが可能であるため」と記載されていた。

(エ) 監査で把握した問題点等

a 業務検査結果通知書の確認不可

本委託業務について毎月の関係書類を確認した結果、業務検査結果通知書（案）又は完了検査報告書は確認できたが、業務検査結果通知書原本及び原本の写しを確認することができなかった。

（後述の本項（7）工事契約及び委託契約に共通する問題点の「エ 業務検査結果通知書の確認不可について」を参照されたい。）

b 予定価格決定資料

市は、本契約締結のために予定価格を定め、それを予定価格書に記録しているが、予定価格決定のために使用した資料を確認することができず、予定価格が適正に定められているかどうかを判断できなかった。

（後述の本項（7）工事契約及び委託契約に共通する問題点の「オ 予定価格決定のための資料の保存について」を参照されたい。）

イ 朝日環境センター運転業務委託

(ア) 契約概要

No.	項目	内容	摘要
1	契約日	平成 31 年 4 月 1 日	
2	履行場所	川口市朝日 4 丁目 21 番 33 号	
3	履行期間	平成 31 年 4 月 1 日～ 令和 4 年 3 月 31 日	地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約
4	業務委託料（税込）	876,456,000 円 平成 31 年度 290,376,000 円 令和 2 年度 293,040,000 円 令和 3 年度 293,040,000 円	799,200,000 円(税抜)

5	契約保証金	免除	
6	請負業者	荏原環境・テスコ特別共同企業体	東京都大田区
7	委託業務実施報告	毎月提出	
8	業務検査結果通知書	毎月検査（適正）	原本確認不可
9	請求書（H31年度）	290,376,000円	毎月請求
10	予定価格（税込）	***,***,***円	***,***,***円（税抜）
11	契約率	**.*%	
12	見積合せ記録書	（税抜）799,200,000円	平成31年3月22日

（イ）契約方法

a 契約形態

一者随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

b 指名業者選考

指名業者選考記録書：平成31年3月8日

契約執行伺書：平成31年3月11日（起案日）

平成31年3月13日（決裁日）

（ウ）一者随意契約とした理由

契約執行伺書に添付されている指名業者選考記録書には、一者随意契約とした理由として、「施設の運転操作には専門技術と経験が必要であり、さらに流動床ガス化溶解炉は、運転操作の難易性が高いことから、同型式において優れた実績を持つ業者と市の焼却施設で25年を超える運転実績を持ち、市のごみ質を把握している業者による特別共同企業体で効果的な運転管理を行う必要があるため。」と記載されていた。

（エ）予定価格の設定

予定価格設定のため荏原環境・テスコ特別共同企業体から見積書を徴取しているが、当該見積書の内容は、金額のみが記載している1枚もので、その詳細の内容は不明であった。

（オ）監査で把握した問題点等

a 業務検査結果通知書の確認不可

請負業者からの業務完了報告書に基づき検査を実施し、業務検査結果通知書を発行しているが、確認できたのは当該通知書の案

であり、原本及び原本の写しは確認できなかった。

(後述の本項(7) 工事契約及び委託契約に共通する問題点の「エ 業務検査結果通知書の確認不可について」を参照されたい。)

b 予定価格決定の経緯

随意契約でも複数者から見積書を徴取することになっているが、一者随意契約の場合には1者のみから見積書を徴取することが可能である。本契約に関する見積書を確認したところ、荏原環境・テスコ特別共同企業体から徴取した見積書のみが確認できた。そして、この見積書が予定価格決定のための資料であったが、見積書は金額のみが記載されているA4の用紙1枚もので、詳細な記載が無いものだった。

しかし、予定価格は見積金額とは同額ではなかったことから、何らかの決定プロセスを経て予定価格が決定されたものと考えられた。そのため、その点を明確にしようと試みたが、当該決定プロセス及び決定のための検討過程を確認することはできなかった。

(後述の本項(7) 工事契約及び委託契約に共通する問題点の「オ 予定価格決定のための資料の保存について」を参照されたい。)

ウ 朝日環境センターバグフィルタ堆積灰ほか除去作業委託

(ア) 契約概要

No	項目	内容	摘要
1	契約日	令和2年1月31日	
2	履行場所	川口市朝日環境センター	
3	履行期間	令和2年1月31日～ 令和2年3月27日	
4	業務委託料(税込)	1回あたり 290,000円 1回あたり 750,000円 1トあたり 115,000円	堆積灰内部清掃作業 堆積灰機械吸引作業 堆積灰運搬処分
5	請負業者	荏原環境プラント株式会社	東京都大田区
6	業務完了報告書	令和2年3月27日	
7	業務検査結果通知書	合格	原本確認不可
8	請求書	2,268,805円 (請求内訳) 堆積灰内部清掃作業 2回 堆積灰機械吸引作業 1回 堆積灰運搬処分 6.37ト	令和2年3月30日
9	予定価格(税込)	—	設定していない

10	契約率		
11	見積合せ記録書	1回あたり 290,000円 1回あたり 750,000円 1トあたり 115,000円	堆積灰内部清掃作業 堆積灰機械吸引作業 堆積灰運搬処分

(イ) 契約方法

a 契約形態

一者随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

b 指名業者選考

指名業者選考記録書：令和2年1月21日

契約執行伺書：令和2年1月22日（起案日）

令和2年1月22日（決裁日）

(ウ) 一者随意契約とした理由

契約執行伺書に添付されている指名業者選考記録書には、一者随意契約とした理由として、「業者は、施設内の点検整備委託を受注している業者であり。施設内の機器の構造、機能に精通し熟知している。また、点検整備委託と除去作業は一体的な作業であり、期間の短縮に加え、業務の円滑な実施や安全性を確保する必要がある。」と記載されていた。

(エ) 予定価格の設定

予定価格を設定しておらず、荏原環境プラント株式会社（請負業者）から入手した見積書により契約していた。ただし、当該見積書の内容は金額のみが記載している1枚もので、その詳細の内容は不明であった。

(オ) 仕様書

本委託契約の仕様書によれば、作業回数は、内部清掃作業2回、機械吸引作業1回である。

(カ) 再委託

請負業者は、収集運搬業務を富士炉材株式会社に再委託し、処分をジャパンウエイスト株式会社に再委託しており、当該再委託に関する契約書を市に提出し、承認を得ている。

(キ) 監査で把握した問題点等

a 業務検査結果通知書の確認不可

請負業者からの業務完了報告書に基づき検査を実施し、業務検査結果通知書を発行しているが、確認できたのは当該通知書の案であり、原本及び原本の写しは確認できなかった。

(後述の本項(7) 工事契約及び委託契約に共通する問題点の「エ 業務検査結果通知書の確認不可について」を参照されたい。)

b 予定価格の設定

本契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(不適条項)に基づく一者随意契約であるため、1者からの見積書の徴取で足りる。しかし、他の一者随意契約では設定している予定価格が、当該契約では設定されていなかった。

【指摘35】一者随意契約における予定価格の設定

本契約に関して予定価格を設定していないことから、予定価格書を作成しなかった理由及び作成しなくてもよい根拠について尋ねたところ、予定価格書を作成しなければならない規定や根拠は不明との回答であった。ただし、その代替的回答として、競争入札についての予定価格に関する規定(川口市契約に関する規則第11条)が提示された。

しかしこれは、競争入札では予定価格が必要である旨の説明にはなるが、一者随意契約では必要が無いことの説明にはならない。さらに、他の一者随意契約では予定価格を設定しているが、当該契約では設定していないことの説明にもならない。

予定価格は、公正な契約締結のために契約金額を決定する基準として設定するものであることから、一者随意契約であっても設定する必要があると考える。しかし、現状としては、市には明文化されたルールがないため、手引き、ガイドライン等により明文化するべきと考える。

(7) 工事契約及び委託契約に共通する問題点

本項(4)及び(6)にて工事契約及び委託契約を調査したところ、共通の問題点が認められたので以下にまとめて記載する。



ア 補修工事契約の必要性について

【指摘 36】 補修工事契約の必要性の明確化

設備の補修工事といっても、修繕計画に基づく補修なのか、設備の故障等による緊急補修なのか、理由は様々なはずである。また、定期点検に合わせて補修を行う場合であっても、定期点検の実施により設備に損傷が発見された等の理由があるはずである。

以上のことから、補修工事の必要性を明確にするために、予算執行伺書に当該補修工事实施の理由を明記するべきである。

イ 競争入札の実効性の確保について

【指摘 23】 実効性のある競争入札

朝日環境センターで抽出した6件の修繕・補修工事の契約形態は全て指名競争入札だったが、どの入札においても落札者以外の指名業者は全て辞退していた。つまり、指名競争入札の形態であったとしても、実質的には一者随意契約と同じだったということである。

指名競争入札としての実効性が期待できない状況が認められるのであれば、まずはその原因を調査し、解決方法を探ったうえで、指名競争入札によることが困難との結論に至った場合は、別の契約方法を検討すべきであろう。

ただし、他者の参入余地が少しでもある場合には、原則どおり競争入札を実施し、また、安易に辞退を継続する業者に対しては、市の指名業者から外す等入札辞退者が出ないよう対策を講じるべきである。

このような対応を徹底することで、実効性のある競争入札が実現できるものとする。

ウ 更新工事契約の必要性について

【指摘 37】 更新工事契約の必要性の明確化

設備の更新工事といっても、計画に基づく更新なのか、設備の故障等による緊急更新なのか、理由は様々なはずである。よって、更新工事の必要性を明確にするために、予算執行伺書に当該更新工事实施の理由を明記するべきである。

エ 業務検査結果通知書の確認不可について

【指摘 38】 業務検査結果通知書の確認不可

本委託業務について関係書類を確認した結果、業務検査結果通知書(案)は確認できたが、原本及び原本の写しを確認することができな

った。これは、原本は受注者に提出するもので市側には残らないということ、さらに全庁的に写しを保存する取り扱いになっていないという理由によるものであった。

受注者は、業務検査結果通知書に基づき市に請求してくるわけだが、市は当該請求書の正当性・有効性を検証する必要がある。そのためにも、業務検査結果通知書原本の複製を残しておくか、又は原本の写しを保存しておくべきである。

#### オ 予定価格決定のための資料の保存について

##### 【指摘 28】 予定価格決定のための資料の保存

予定価格は、契約担当者の恣意的な裁量を排除して入札の公正性を維持し、適正かつ合理的な積算により入札価格の妥当性の判断基準とするために設定するものである。このような目的をもって設定されるものであるから、ただ単純に予定価格の金額が分かればよいというものではない。

予定価格を決定するための資料は契約関連の重要資料であることから、全庁的な取り組みとして保存しておくべきである。

#### (8) 安全対策、危機管理

##### ア 環境安全パトロール結果報告書

朝日環境センターでは、月に一度の割合で安全衛生パトロールチェックを実施しており、パトロールの結果は「環境安全パトロール結果報告書」としてまとめられる。

実際の報告内容を確認するために、令和元年度の1年分を閲覧した。結果報告書にはパトロールの実施日時、パトロールの範囲等の概要と、前回迄の指摘事項とその進捗状況が記載されていた。

##### 【指摘 39】 環境安全衛生に係る問題点の早期解消

令和元年度における指摘事項は35件で、そのうち解消したのが34件で、残項目は1件であった。この残項目は過年度分もあり、平成24年度が1件、平成27年度が1件、平成28年度が2件、平成29年度が2件、平成30年度が1件であった。これら残項目は何度も改善を試みているが難易度が高く、現在まで継続的に対策の検討と実施をしているものである。

清掃処理施設は危険を伴う職場であることから、事故が発生しないように細心の注意をはらって業務を遂行しているはずである。そうであるからこそ、環境安全衛生パトロールを毎月実施しているわけである。し

かし、そこで指摘された報告内容の難易度が高いとはいえ、解消されずに残っているものがあることは留意すべき問題である。早急に対応し、問題の解消に努めるべきである。

#### イ 川口市災害廃棄物処理計画

市は、平成 26 年 3 月に策定された「地域防災計画」、さらに、環境省が平成 26 年 3 月に策定した「災害廃棄物対策指針」に基づき、「川口市災害廃棄物処理計画」を平成 27 年 3 月に改訂した。当該計画では、災害発生時における各組織の役割を明確にしており、ごみ処理施設における役割も明示している。

#### 【指摘 29】 災害発生に備えた事前対策

川口市災害廃棄物処理計画は、市の災害廃棄物に関する基本計画に位置するものであるため、概括的な内容の記載となっている。つまり、災害時のごみ処理施設の緊急点検、災害廃棄物の処理に関しては、チェックリストの例が示されているのみである。そのため、具体的な行動を起こすためには、各ごみ処理施設が自らの施設に合ったマニュアル等を作成する必要があるが、朝日環境センターではそのマニュアルが作成されていなかった。

マニュアルは作成されていなかったが、風水害を対象としたタイムラインがあり、これに基づいて行動している。各設備の対応に関しても、手順書を作成し行動している。

しかし、災害は風水害のみではなく、地震による災害も含まれることから、早急に災害発生時の対応マニュアルを作成するべきである。

### 5 施設固有の課題、問題等

#### (1) 稼働率の再検討

既述したように「3. 施設の稼働状況 (2) 焼却炉の焼却量、運転時間、稼働率」では、稼働率を「運転時間÷(予定運転日数×24h)」と定義し、小数点以下切り捨てて下表のように示した。

	運転時間 (h)			予定運転日数			稼働率 (%)		
	A 号炉	B 号炉	C 号炉	A 号炉	B 号炉	C 号炉	A 号炉	B 号炉	C 号炉
H27	4,962	5,646	5,696	213	262	262	97%	89%	90%
H28	4,946	5,878	6,166	218	265	263	94%	92%	97%
H29	5,445	5,590	5,512	247	251	265	91%	92%	86%

H30	5,147	4,419	6,113	200	265	265	107%	69%	96%
R1	4,844	5,616	5,447	241	265	265	83%	88%	85%

出所：川口市資料

上表によれば、稼働率は概ね順調のように見えるが、その中でも令和元年度の稼働率の低さが気になる。そこで、3 炉合計で各年度の稼働率を比較することで、稼働率の全体的な傾向について検証することとした。

	運転時間 (h) ①	予定運転日数 ②	予定運転時間 (h) ③ (②×24h)	稼働率 (%) ①/③
H27	16,304	737	17,688	92%
H28	16,990	746	17,904	94%
H29	16,547	763	18,312	90%
H30	15,679	730	17,520	89%
R1	15,907	771	18,504	85%
計	81,427	3,747	89,928	
5 年間平均	16,285	749	17,986	90%

出所：川口市資料を加工

上表のとおり、3 炉合計の稼働率を 5 年間で比較してみると、平成 28 年度から低下傾向を示しており、かつ、令和元年度の稼働率は 80% 台まで落ちている。5 年間の平均稼働率が 90% であることから、令和元年度の稼働率が明らかに低いことが分かる。

## (2) 焼却量による稼働率

運転時間による稼働率の比較で、稼働率の低下傾向及び令和元年度の稼働率の低さが明らかになったわけだが、ごみ焼却施設の実態をより正確に把握するためには、焼却量の比較検討が有効と考える。

そこで、下表とおり令和元年度の A～C 号炉の焼却量合計を、各種焼却量と比較検討した。

	焼却量 (t)	通常運転日数 (注 2)	予定運転日数	理論運転日数 (注 3)
A 号炉	27,112.61	199	241	265
B 号炉	32,057.37	242	265	265
C 号炉	29,701.92	230	265	265
計	88,871.90	671	771	795
最大焼却量 (t) (注 1)		93,940	107,940	111,300
通常運転焼却量比	94%			

予定運転焼却量比	82%
理論運転焼却量比	79%
フル稼働焼却量比（注4）	57%

出所：川口市資料を加工

- (注1) 最大焼却量は、処理能力の140 t/日で計算している。  
(注2) 通常運転日数は、令和元年度において各炉が通常運転した日数である。  
(注3) 理論運転日数は、各焼却炉の年間停止日数を100日としている。(年次点検：60日、3か月及び6か月点検：各20日)  
(注4) フル稼働焼却量比は、153,300t (140 t/日×365日×3炉) との比較である。これは、点検停止を無視した比率であるため現実的な比較ではないが、参考値として算定した。

各炉の停止が定期点検のみで、それ以外は通常どおりに、かつ処理能力どおりに運転した場合と比較すると、令和元年度の焼却量は80%であった。20%の効率悪化となるわけだが、緊急点検等がその原因である。

予定運転日数との比較では、上記(1)の運転時間による比較で86%の稼働率であった。ここでの焼却量による比較では82%の割合が算定され、予定運転日数という同じ指標に基づく比較であっても、焼却量による比較の方が低い値を示した。

通常運転日数による焼却量の比較であれば、100%の値が算定されてもおかしくないが、実際には95%であった。

### 【意見31】老朽化した施設の再生

朝日環境センターは平成14年11月に稼働開始しており、既に18年を経過している。ごみ焼却施設の耐用年数は、一般的には20年程度と言われており、この点から判断するとかなり老朽化した施設と言える。そのようなことから、焼却炉の長寿命化のためには、計画的な修繕が求められるのであるが、「3. 施設の稼働状況 (4) アセットマネジメント イ中長期修繕計画」で既述したように、市にはその長期修繕計画が存在しなかった。

長期計画が存在しなかったことが、直接的に稼働率の低下傾向及び焼却量比の低下につながっているとは言い切れないが、各割合の低下が示されているのは事実であることから、そこには何らかの原因があったはずである。市は、ようやく廃棄物処理施設長寿命化計画を策定中であるが、もう少し早く対応するべきであったのではないか。

市としては、現有施設の焼却炉を30年ないし40年間使い続ける予定であることから、長寿命化計画の策定後においては速やかな対応に着手し、老朽化した施設の再生を図るべきと思料する。

### 第3 リサイクルプラザ

#### 1 施設の概要

##### (1) 所在地

川口市朝日4丁目21番33号

##### (2) 開設年月日

平成14年11月

##### (3) 敷地面積、建築面積、延床面積

敷地面積 31,025.27 m<sup>2</sup> (朝日環境センターに併設)

建築面積 3,551.16 m<sup>2</sup>

延床面積 17,483.93 m<sup>2</sup>

##### (4) 処理能力

資源化処理施設	びん類 処理ライン	かん類 処理ライン	ペットボトル 処理ライン	プラスチック製 容器包装等 処理ライン
処理能力	35t/5h	31t/5h	9t/5h	20t/5h

※ 一日の実稼働時間は5時間である。

出所:川口市資料

##### (5) 沿革

平成11年12月 リサイクルプラザ棟着工

平成14年11月 リサイクルプラザ棟竣工

##### (6) 啓発施設

- ・リサイクルショップ
- ・リサイクル工房
- ・展示ホール
- ・実習室
- ・図書・ビデオライブラリー
- ・研修室

##### (7) その他の施設

- ・余熱利用施設 (プール、浴室、サウナ、ジャグジー、ミストサウナ、露天風呂、リラックスゾーン、休憩室 (日本間))
- ・新エネルギー設備 (太陽光発電装置、風力発電装置、太陽光採光装置、

- 太陽熱集熱装置)  
 ・喫茶・軽食コーナー

## 2 資源物処理に係る委託料の推移

(単位：千円)

委託名	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
ペットボトル等選別・処理業務委託	102,772	75,492	75,492	75,492	78,316
空きびん等選別・処理業務委託	59,139	59,640	59,724	59,724	62,244
カレット残渣処理委託	24,876	20,883	21,355	19,577	18,120
金属類選別・搬送業務委託	14,325	14,265	14,512	14,512	14,645
再商品化業務委託	2,160	1,887	1,995	1,998	2,293
廃スプレー缶処分業務委託	6,584	6,686	5,302	5,141	6,044

出所：川口市資料

## 3 施設の稼働状況

### (1) 搬入量の推移

(単位：t)

資源物品目	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
びん	3,845	3,711	3,613	3,456	3,342
飲料かん	1,430	1,403	1,371	1,359	1,375
金属類	1,402	1,352	1,353	1,406	1,445
ペットボトル	1,962	1,968	2,000	2,132	2,166
繊維類	1,675	1,585	1,611	1,635	1,777
紙類	5,876	5,373	4,902	5,027	5,328
プラスチック製容器包装	3,440	3,340	3,310	3,356	3,354
合計	19,633	18,734	18,164	18,374	18,791

出所：川口市資料

### (2) 資源物売却量、売却収入の推移

#### ア 資源物売却量の推移

(単位：t)

資源物品目	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
びん（生き、白、茶）	1,403	1,380	1,338	1,350	1,296
かん（スチール・アルミ）	1,144	1,136	1,128	1,116	1,140
金属類	992	939	896	913	998

繊維類	1,372	1,414	1,310	1,379	1,520
新聞	1,085	791	575	554	565
雑誌・雑紙	1,837	1,657	1,381	1,387	1,542
段ボール	2,041	2,034	2,093	2,206	2,290
紙パック	25	24	24	24	21
紙製容器包装	665	662	704	734	737
ペットボトル（自主売却）	349	511	709	715	978
合計	10,918	10,552	10,163	10,382	11,093

出所：川口市資料

#### イ 資源物売却収入の推移

（単位：千円）

資源物品目	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
びん（生き、白、茶）	242	237	212	209	201
かん（スチール・アルミ）	136,306	116,098	143,822	138,571	123,714
金属類	24,037	23,001	30,415	32,142	10,512
繊維類	56,707	23,325	29,642	33,544	29,027
新聞	27,362	18,622	16,595	15,627	5,883
雑誌・雑紙	38,145	34,238	27,272	24,213	10,062
段ボール	40,846	38,558	38,505	24,422	8,215
紙パック	645	654	634	595	246
紙製容器包装	12,646	12,503	11,901	7,201	2,167
ペットボトル（自主売却）	13,740	16,086	37,358	31,932	59,016
合計	350,679	283,325	336,361	308,459	249,047

出所：川口市資料

#### 4 施設の運営、維持管理の状況

##### （1）現金

##### ア 現金の管理状況

余熱利用施設「サンアール朝日」の利用料については、自販機で收受しており、委託業者が現金を自販機から回収するとともに、出力されるレシートを基に受託収入計算書を作成し、市の職員が金額の整合性を確認している。委託業者が利用料を銀行に預け入れたら、納付済みの納付書・領収書の金額を市の職員が確認している。

「サンアール朝日」の自販機で販売している利用回数券については、事務所の金庫で保管し、回数券在庫管理表で数量を記録している。



#### イ 実査の結果

現金については、自販機から出力されるレシート、受託収入計算書、納付済みの納付書・領収書入手し、金額が一致していることを確認した。

「サンアール朝日」の利用回数券については、回数券在庫管理表と実際の残高の一致を確認した。

No.	対象	金額・枚数	摘要	確認結果
1	サンアール朝日利用料	43,430 円	9/9 :21,180 円 9/10:22,250 円	○
2	利用回数券	9,700 枚	一般用	○

#### (2) 未収金

「サンアール朝日」の利用料については、自動販売機での取り扱いのため、未収金は発生しない。

#### (3) 設備の運転、点検整備の計画と実施状況

それぞれの設備の一日の稼働時間は5時間であり、その他の時間に必要に応じてメンテナンスを行っている。

#### (4) アセットマネジメント

##### ア 耐震化の状況

リサイクルプラザ棟の竣工は平成14年11月であり、新耐震基準に基づいている。

#### イ これまでに作成した中長期修繕計画

##### (ア) 個別施設計画

令和元年度に、「個別施設計画策定支援業務委託」として業務委託を実施し、令和2年2月14日に納品を受けている。

個別施設計画劣化状況表によると、劣化状況評価において、総合評価は「経年劣化は見られるが、随時更新されているため、支障なし」となっている。

##### ○劣化状況評価 (A~D 評価)

屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備	健全度
B	B	B	B	B	B

出所:川口市資料

改修履歴・保全計画によると、今後40年間の修繕・回収費用の合計は11,011百万円と見込んでいる。

(イ) 長寿命化計画

設備については、今年度、長寿命化計画の作成を委託している。また、3年ごとに精密機能検査を実施しており、今年度実施するため、長寿命化計画と合わせて委託している。

建物については、今までは修繕計画はなく、修繕箇所が発生した都度、対応している。今年度から中長期的な修繕計画を立てる予定である。

ウ 500万円以上の工事の内容

過去に実施した500万円以上の工事の一覧は以下のとおりである。

(単位：円)

No.	年度	件名	金額	契約相手方名	摘要
1	H18	No.3 紙類圧縮成形機攪拌機設置工事	5,754,000	(株)アオキ技研	
2	H21	プラント設備監視装置改修工事	9,187,500	(株)飯塚兄弟電機商会	
3	H22	ペットボトルビニール袋梱包機補修工事	5,460,000	(有)イーアンドエス	
4	H23	びん類ビニール袋梱包機補修工事	6,037,500	極東開発工業(株)	
5	H24	ペットボトル破袋除機補修工事	15,750,000	極東開発工業(株)	
6	H25	No.2・3 ペットボトル梱包機圧縮盤他取替工事	8,715,000	極東開発工業(株)	
7	H25	トレイ・その他プラスチック供給コンベヤ軸受取替工事	5,775,000	極東開発工業(株)	
8	H26	その他プラスチック手選別コンベヤ破袋機取付工事	12,096,000	極東開発工業(株)	
9	H26	びん類破袋・除袋機補修工事	8,640,000	極東開発工業(株)	
10	H27	ペットボトルビニール袋梱包機ライナー等取替工事	6,480,000	極東開発工業(株)	
11	H27	ペットボトル切出しコンベヤ補修工事	8,526,600	極東開発工業(株)	
12	H27	その他プラスチック供給コンベヤ補修工事	17,820,000	極東開発工業(株)	(ア)
13	H28	リサイクルプラザびん供給コンベヤベルト取替工事	11,966,400	極東開発工業(株)	
14	H28	びんビニール袋梱包機ライナー等取替工事	8,964,000	極東開発工業(株)	
15	H29	ペットボトル供給コンベヤエプロンパン等取替工事	15,876,000	極東開発工業(株)	(イ)
16	H30	かんライン他電動機取替工事	10,044,000	那須電機工業(株)	(ウ)

17	H30	リサイクルプラザプラスチック圧縮成型機補修工事	15,444,000	(有)イーアンドエス	(エ)
18	R1	かん切出しコンベヤエプロンパン取替工事	6,050,000	(有)イーアンドエス	
19	R1	かん供給コンベヤエプロンパン取替工事	16,137,000	極東開発工業(株)	(オ)
20	R1	リサイクルプラザ照明器具改修工事	10,010,000	(株)飯塚兄弟電機商会	(カ)

出所:川口市資料

工事契約の一覧から金額、時期、内容を考慮し6件を抽出して、工事契約内容の検証を行った。

(ア) その他プラスチック供給コンベヤ補修工事

a 契約概要

No.	項目	内容	摘要
1	契約日	平成27年9月17日	
2	納入場所	リサイクルプラザ	
3	契約金額(税込)	17,820,000円	
4	購入契約業者	極東開発工業株式会社	
5	契約方法	指名競争入札	
6	完成工事通知書	平成28年2月29日	
7	完成検査結果通知書	平成28年3月1日	
8	予定価格(税込)	19,094,000円	※
9	落札率	93.3%	

※予定価格と設計金額に若干の差異があったため、市に確認したところ歩切りを実施したためとの回答を入手した。なお、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)の改正により、現在は歩切りは行われていない。

b 契約方法

(a) 契約形態

指名競争入札(地方自治法施行令167条第3号)

(b) 指名業者選考

選考委員会:平成27年8月4日に実施

(c) 入札の結果(平成27年9月10日)

業者名	金額(税抜)	結果	摘要
極東開発工業株式会社	16,500,000円	落札	

那須電機工業株式会社	17,600,000 円		
池田鉄工株式会社		辞退	
佐野電機株式会社		辞退	
前澤工業株式会社		辞退	
有限会社イーアンドエス		辞退	

c 監査で把握した問題点等

指名 6 者のうち 4 者が辞退している。

(後述の本項(7) 工事契約及び委託契約に共通する問題点を参照されたい。)

(イ) ペットボトル供給コンベヤエプロンパン等取替工事

a 契約概要

No.	項目	内容	摘要
1	契約日	平成 29 年 10 月 6 日	
2	納入場所	リサイクルプラザ	
3	契約金額 (税込)	15,876,000 円	
4	購入契約業者	極東開発工業株式会社	
5	契約方法	指名競争入札	
6	完成工事通知書	平成 30 年 2 月 15 日	
7	完成検査結果通知書	平成 30 年 2 月 20 日	
8	予定価格 (税込)	17,884,800 円	
9	落札率	88.8%	

b 契約方法

(a) 契約形態

指名競争入札 (地方自治法施行令 167 条第 3 号)

(b) 指名業者選考

選考委員会：平成 29 年 9 月 4 日に実施

(c) 入札の結果 (平成 29 年 9 月 29 日)

業者名	金額 (税抜)	結果	摘要
極東開発工業株式会社	14,700,000 円	落札	
那須電機工業株式会社	16,500,000 円		

矢澤フェロマイト株式会社		辞退	
佐野電機株式会社		辞退	
株式会社前澤エンジニアリングサービス		辞退	
有限会社イーアンドエス		辞退	
昭和鋼管株式会社		辞退	

c 監査で把握した問題点等

指名7者のうち5者が辞退している。

(後述の本項(7)工事契約及び委託契約に共通する問題点のを参照されたい。)

(ウ) かんライン他電動機取替工事

a 契約概要

No.	項目	内容	摘要
1	契約日	平成30年10月11日	
2	納入場所	リサイクルプラザ	
3	契約金額(税込)	10,044,000円	
4	購入契約業者	那須電機工業株式会社	
5	契約方法	指名競争入札	
6	完成工事通知書	平成31年3月12日	
7	完成検査結果通知書	平成31年3月18日	
8	予定価格(税込)	10,152,000円	
9	落札率	98.9%	

b 契約方法

(a) 契約形態

指名競争入札(地方自治法施行令167条第3号)

(b) 指名業者選考

選考委員会:平成28年9月5日に実施

(c) 入札の結果(平成28年10月4日)

業者名	金額(税抜)	結果	摘要
那須電機工業株式会社	9,300,000円	落札	
日本シーム株式会社	最低制限価格未滿	失格	

佐野電機株式会社		辞退	
矢澤フェロマイト株式会社		辞退	
極東開発工業株式会社		辞退	
水明機工株式会社		辞退	
元郷プラント株式会社		辞退	

c 監査で把握した問題点等

指名7者のうち5者が辞退している。

(後述の本項(7)工事契約及び委託契約に共通する問題点を参照されたい。)

(エ) リサイクルプラザプラスチック圧縮成型機補修工事

a 契約概要

No.	項目	内容	摘要
1	契約日	平成30年9月6日	
2	納入場所	リサイクルプラザ	
3	契約金額(税込)	15,444,000円	
4	購入契約業者	有限会社イーアンドエス	
5	契約方法	指名競争入札	
6	完成工事通知書	平成31年3月25日	
7	完成検査結果通知書	平成31年3月27日	
8	予定価格(税込)	15,724,800円	
9	落札率	98.2%	

b 契約方法

(a) 契約形態

指名競争入札(地方自治法施行令167条第3号)

(b) 指名業者選考

選考委員会:平成30年8月1日に実施

(c) 入札の結果(平成30年8月30日)

業者名	金額(税抜)	結果	摘要
有限会社イーアンドエス	14,300,000円	落札	
極東開発工業株式会社	14,450,000円		

那須電機工業株式会社		辞退	
佐野電機株式会社		辞退	
矢澤フェロマイト株式会社		辞退	
昭和鋼管株式会社		辞退	
日本シーム株式会社		辞退	

c 監査で把握した問題点等

指名7者のうち5者が辞退している。

(後述の本項(7)工事契約及び委託契約に共通する問題点を参照されたい。)

(オ) かん供給コンベヤエプロンパン取替工事

a 契約概要

No.	項目	内容	摘要
1	契約日	令和元年9月18日	
2	納入場所	リサイクルプラザ	
3	契約金額(税込)	16,137,000円	
4	購入契約業者	極東開発工業株式会社	
5	契約方法	指名競争入札	
6	完成工事通知書	令和2年2月25日	
7	完成検査結果通知書	令和2年2月25日	
8	予定価格(税込)	18,029,000円	
9	落札率	89.5%	

b 契約方法

(a) 契約形態

指名競争入札(地方自治法施行令167条第3号)

(b) 指名業者選考

選考委員会:令和元年8月2日に実施

(c) 入札の結果(令和元年9月11日)

業者名	金額(税抜)	結果	摘要
極東開発工業株式会社	14,670,000円	落札	
有限会社イーアンドエス	14,920,000円		

那須電機工業株式会社	16,200,000 円		
水明機工株式会社	16,300,000 円		
矢澤フェロマイト株式会社	16,350,000 円		
佐野電機株式会社	16,380,000 円		
前澤工業株式会社		辞退	

- c 監査で把握した問題点等  
特段の検出事項はなかった。

(カ) リサイクルプラザ照明器具改修工事

a 契約概要

No.	項目	内容	摘要
1	契約日	令和元年 7 月 25 日	
2	納入場所	リサイクルプラザ	
3	契約金額 (税込)	10,010,000 円	
4	購入契約業者	株式会社飯塚兄弟電機商会	
5	契約方法	指名競争入札	
6	完成工事通知書	令和元年 10 月 24 日	
7	完成検査結果通知書	令和元年 10 月 30 日	
8	予定価格 (税込)	10,593,000 円	
9	落札率	94.5%	

b 契約方法

(a) 契約形態

指名競争入札 (地方自治法施行令 167 条第 3 号)

(b) 指名業者選考

選考委員会 令和元年 6 月 19 日に実施

(c) 入札の結果 (令和元年 7 月 18 日)

業者名	金額 (税抜)	結果	摘要
株式会社飯塚兄弟電機商会	9,100,000 円	落札	
井草電気工事株式会社	9,240,000 円		
株式会社外村電機商会	9,430,000 円		
株式会社大成システムエンジニアリング株式会社	9,440,000 円		



株式会社奥富電気工事	9,480,000円		
有限会社あずま電工社		辞退	

- c 監査で把握した問題点等  
特段の検出事項はなかった。

(5) 固定資産管理

ア 固定資産台帳上の価額

(単位：千円)

	取得価額	簿価 (H31年3月末)
土地	790,098	790,098
建物	6,945,409	3,829,771
工作物	6,328	6,328
合計	7,741,835	4,626,198

出所：川口市資料

イ 重要物品

工作物の止水版が重要物品に該当する（取得価額、簿価（平成31年3月末）：6,328千円）。

ウ 備品の現物確認

工作物の止水板について、保管状況及び実際の使用方法について確認した。また、平成31年2月に取得後、大雨の際に適切に利用した旨の説明を受けた。

(6) 委託費

令和元年度の業務委託契約の状況と契約内容は以下のとおりである。

業務委託契約の一覧から金額、内容を考慮し6件を抽出して、契約内容の検証を行った。

(単位：円)

契約形態	No.	契約件名	契約金額	決算額	契約相手方名	摘要
I 一般競争入札		該当事項なし				
II 指名競争入札	1	健康浴室等管理委託	69,193,200	69,193,200	日本環境マネジメント(株)	ア
	2	警備委託	24,243,780	24,243,780	(株)宮下ビルサービス	
	3	プラント設備点検整備委託	19,871,500	19,871,500	極東開発工業(株)	イ

	4	樹木等管理委託		4,400,000	4,400,000	株大熊造園	
	5	個別施設計画策定支援業務委託		2,420,000	2,420,000	株斉藤哲設計室	
	6	消防用設備等保守点検委託		2,112,000	2,112,000	ミスマ防災株	
	7	一般機器（電気設備）点検整備委託		1,342,000	1,342,000	高山電設工業株	
	8	健康浴室濾過機等保守点検委託		990,000	990,000	（一社）埼玉県環境検査研究協会	
	9	測定分析委託		948,300	948,300	（一社）埼玉県環境検査研究協会	
	10	消毒委託		525,800	525,800	株日環サービス	
	11	機械警備委託		313,920	313,920	東和警備保障株	
Ⅲ随意契約	1	廃スプレー缶処分業務委託		43,000/t	6,044,920	株トベ商事	ウ
	2	プールエリア排煙窓点検委託		330,000	330,000	株リョウサン	
Ⅳ一者随意契約	1	ペットボトル等選別・処理業務委託		78,316,500	78,316,500	（福）あかぼり福祉会	エ
	2	空きびん等選別・処理業務委託		62,244,600	62,244,600	株トベ商事	オ
	3	カレット残渣処理委託		16,800/t	18,120,480	ガラルリソーシング株	カ
	4	金属類選別・搬送業務委託		56,700/台・日	14,645,610	株ホーククリーン	
	5	エレベーター等保守業務		5,624,400	5,624,400	東芝エレベーター株	
	6	南ストックヤード受付業務委託		1,935,900	1,935,900	（公社）川口市シルバー人材センター	
	7	空調保守管理委託		1,320,000	1,320,000	ダイキン工業株	
	8	自動制御機器保守点検委託		654,000	654,000	アズビル株	
	9	電話交換機保守委託		567,600	567,600	NEC ネットアイ株	
	10	自動扉保守委託		252,560	252,560	寺岡オート・ドアシステム株	
	11	再商品化業務委託	プラスチック	46/kg	2,293,327	（公社）日本容器包装リサイクル協会	
	ガラスびん（その他の色）		11.6/kg				
24件					318,710,397		

出所:川口市資料

## ア 健康浴室等管理委託

### (ア) 契約概要

No.	項目	内容	摘要
1	契約日	平成31年4月1日	
2	契約期間	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日	

3	履行場所	リサイクルプラザ	
4	契約金額（税込）	69,193,200 円	
5	契約業者	日本環境マネジメント㈱	
6	契約方法	指名競争入札	
7	入札日	平成 31 年 3 月 22 日	
8	契約締結伺書日付	平成 31 年 4 月 1 日	
9	予定価格（税抜）	** , *** , *** 円	
10	落札率	***%	

(イ) 契約方法

a 契約形態

指名競争入札（地方自治法施行令第 167 条第 1 号）

b 入札の結果

業者名	第 1 回（税抜）	結果	摘要
日本環境マネジメント株式会社	63,480,000 円	落札	
株式会社セイビ埼玉	64,200,000 円		
ニュータウンビルサービス株式会社	65,400,000 円		
株式会社宮下ビルサービス	64,920,000 円		
株式会社ワコーインターナショナル	64,320,000 円		
株式会社クリーン工房	64,680,000 円		
株式会社パーソンアンドパーソンズ スタッフ	66,000,000 円		
株式会社日環サービス	66,240,000 円		
株式会社新生ビルテクノ	65,760,000 円		

(ウ) 監査で把握した問題点等

6 千万円を超える金額にもかかわらず、1 回目で落札されており、かつ落札率が極めて高い。また、予定価格の決定資料が、予算編成資料として 1 年で廃棄されていた。

予定価格は、予算要求時に入手した業者からの見積書を参考にしているとのことであり、また、前年度の落札価格は公表されていることから、仕様の変更がない限り入札業者はおおよその落札価格を推測できると考えられる。

**【指摘 28】 予定価格決定のための資料の保存**

予定価格は、契約担当者の恣意的な裁量を排除して入札の公正性を維持し、適正かつ合理的な積算により入札価格の妥当性の判断基準とするために設定するものである。このような目的をもって設定されるものであるから、ただ単純に予定価格の金額が分かればよいというものではない。

予定価格を決定するための資料は契約関連の重要資料であることから、全庁的な取り組みとして保存しておくべきである。

**【指摘 40】 予定価格決定のための十分な吟味検討**

落札金額、入札回数、落札率等から総合的に判断して、予定価格の妥当性に疑問が残る。予定価格の設定プロセスを再検討し、十分に吟味検討したうえで予定価格を決定すべきである。

イ プラント設備点検整備委託

(ア) 契約概要

No.	項目	内容	摘要
1	契約日	平成 31 年 4 月 15 日	
2	契約期間	平成 31 年 4 月 15 日～ 令和 2 年 3 月 31 日	
3	履行場所	リサイクルプラザ	
4	契約金額 (税込)	19,871,500 円	
5	契約業者	極東開発工業株式会社	
6	契約方法	指名競争入札	
7	入札日	平成 31 年 4 月 12 日	
8	契約締結伺書日付	平成 31 年 4 月 12 日	
9	予定価格 (税抜)	** , ** , ** 円	
10	落札率	** . * %	

(イ) 契約方法

a 契約形態

指名競争入札 (地方自治法施行令第 167 条)

b 入札の結果

業者名	第 1 回 (税抜)	結果	摘要
極東開発工業株式会社	18,065,000 円	落札	

フジカン・エンジニアリング株式会社	18,100,000 円		
-------------------	--------------	--	--

※ 本委託の設計金額では、7 社以上を指名しなければならないが、自動色選別装置などの特殊機器の点検が出来る業者が他にいないため、当該業者 2 社を指名している。

(ウ) 監査で把握した問題点等

特段の検出事項はなかった。

ウ 廃スプレー缶処分業務委託

(ア) 契約概要

No.	項目	内容	摘要
1	契約日	平成 31 年 4 月 5 日	
2	契約期間	平成 31 年 4 月 1 日～ 令和 2 年 3 月 31 日	
3	履行場所	リサイクルプラザ	
4	契約金額 (税抜)	43,000 円/t	
5	契約業者	株式会社トベ商事	
6	契約方法	随意契約	※
7	入札日	平成 31 年 4 月 2 日 (指名競争入札) 同年 4 月 5 日 (見積合せ)	
8	契約締結伺書日付	平成 31 年 4 月 5 日	
9	予定価格 (税抜)	** , ***円/t	
10	落札率	***. *%	

※ 指名競争入札を実施したものの、不落になったため。

(イ) 契約方法

a 契約形態

指名競争入札 (地方自治法施行令第 167 条)

b 入札の結果

業者名	第 1 回 (税抜)	第 2 回 (税抜)	備考
岡安商事株式会社	200,000 円/t	辞退	
トベ商事株式会社	43,000 円/t	辞退	

※ 本委託の設計金額では、6 社以上を指名しなければならないが、廃スプレー缶を適正に処分出来る業者が他にいないため、当該業者 2 社を指名している。

指名競争入札で不落になったため、随意契約に移行している。

c 見積合せの結果

随意契約（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号）

d 見積合せの結果

業者名	第 1 回（税抜）	結果	
岡安商事株式会社	27,200,000 円		
トベ商事株式会社	5,848,000 円	落札	

※ 想定量を 136 トンとして見積り合せを実施している。

(ウ) 監査で把握した問題点等

指名競争入札において、2 者の入札内容に大きな差（約 4.7 倍）がある上に不落となり、随意契約に移行した結果、当初の予定価格を大きく上回る価格で契約するに至った。これでは、実質的には 1 者と随意契約をしている状態であり、実効性の高い入札を行えているのか疑問である。

（後述の本項（7）工事契約及び委託契約に共通する問題点を参照されたい。）

エ ペットボトル等選別・処理業務委託

(ア) 契約概要

No.	項目	内容	摘要
1	契約日	平成 31 年 4 月 1 日	
2	契約期間	平成 31 年 4 月 1 日～ 令和 2 年 3 月 31 日	
3	履行場所	リサイクルプラザ	
4	契約金額（税込）	78,316,500 円	
5	契約業者	社会福祉法人あかぼり福祉会	
6	契約方法	一者随意契約	
7	見積合せ日	平成 31 年 3 月 22 日	
8	契約締結伺書日付	平成 31 年 4 月 1 日	
9	予定価格（税抜）	**、***、***円	
10	落札率	***%	

(イ) 契約方法

a 契約形態

一者随意契約（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号）

b 一者随意契約の理由

当該団体は、社会福祉法人で障害者自立支援のための障害者就労支援施設を運営しており、国等による障害者優先調達推進法及び川口市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針に基づき、発注を進めているもので、当該団体は、資源物のリサイクル現場の状況にも精通しており、指導者が障害者への指導はもとより、場内で使用するショベルローダー等の重機の捜査にも熟達している。さらに年々厳しくなるリサイクル成型品の品質保持にも習熟しており、当該業務を着実、正確に執行するに当たり、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により一者指名する。

(ウ) 監査で把握した問題点等

特段の検出事項はなかった。

オ 空きびん等選別・処理業務委託

(ア) 契約概要

No.	項目	内容	摘要
1	契約日	平成31年4月1日	
2	契約期間	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日	
3	履行場所	リサイクルプラザ	
4	契約金額(税込)	62,244,600円	
5	契約業者	株式会社トベ商事	
6	契約方法	一者随意契約	
7	見積合せ日	平成31年3月22日	
8	契約締結伺書日付	平成31年4月1日	
9	予定価格(税抜)	** , *** , ***円	
10	落札率	** . *%	

(イ) 契約方法

a 契約形態

一者随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)

b 一者随意契約の理由

当該業者は、資源物リサイクルに精通しており、場内で使用す

るショベルローダー等の重機の捜査を行う 4 名の社員も熟達している。また、18 名のうち 9 名の障害者を雇用して処理業務を行っていることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定により一者指名する。

(ウ) 監査で把握した問題点等  
特段の検出事項はなかった。

#### カ カレット残渣処理委託

(ア) 契約概要

No.	項目	内容	摘要
1	契約日	平成 31 年 4 月 1 日	
2	契約期間	平成 31 年 4 月 1 日～ 令和 2 年 3 月 31 日	
3	履行場所	リサイクルプラザ	
4	契約金額 (税抜)	16,800 円/t	
5	契約業者	ガラスリソーシング株式会社	
6	契約方法	一者随意契約	
7	見積合せ日	平成 31 年 3 月 22 日	
8	契約締結伺書日付	平成 31 年 4 月 1 日	
9	予定価格 (税抜)	** , ***円/t	
10	落札率	***%	

(イ) 契約方法

a 契約形態

一者随意契約 (地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)

b 一者随意契約の理由

リサイクルプラザ資源化施設のびん処理施設から発生するカレット残渣の処理については、公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会の再商品化事業者に登録されており、カレット残渣という特殊な物の処理が出来ること、また、関東周辺で他に入札参加登録業者がないことから、上記業者を地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により一者指名する。

(ウ) 監査で把握した問題点等  
特段の検出事項はなかった。



(7) 工事契約及び委託契約に共通する問題点

本項（４）及び（６）にて工事契約及び委託契約を調査したところ、共通の問題点が認められたので以下に記載する。

【指摘 23】 実効性のある競争入札

指名競争入札において、指名業者の入札辞退が散見される。指名業者数は、川口市工事請負業者指名選定基準で設計金額に応じて定められているが、辞退者が多くては競争原理が働かず、指名競争入札の効果が得られているとは言い難い。

指名競争入札としての実効性が期待できない状況が認められるのであれば、まずはその原因を調査し、解決方法を探ったうえで、指名競争入札によることが困難との結論に至った場合は、別の契約方法を検討すべきであろう。

ただし、他者の参入余地が少しでもある場合には、原則どおり競争入札を実施し、また、安易に辞退を継続する業者に対しては、市の指名業者から外す等入札辞退者が出ないように対策を講じるべきである。

(8) 安全対策、危機管理

ア 整備されているマニュアル

安全対策として、以下のマニュアルを策定している。

- ・安全作業マニュアル（平成 14 年 12 月制定、令和 2 年 4 月改正）
- ・資源化施設運転マニュアル
- ・紙ヤード運転・清掃作業マニュアル
- ・プラント点検整備作業マニュアル

危機管理として、以下のマニュアルを策定している。

- ・事故発生時の行動手順（令和 2 年 4 月改正）

イ 監査で把握した問題点等

川口市災害廃棄物処理計画において、資源物のリサイクル体制の確保が求められている。また、確保済み一時保管場所として、リサイクルプラザ南ストックヤードが挙げられている。しかし、リサイクルプラザにおいて、川口市災害廃棄物処理計画に基づいた災害時のマニュアルが準備されていないことから、災害時に十分な対応を取ることができない恐れがある。

**【指摘 29】 災害発生に備えた事前対策**

災害発生時においては、想定していない事態も起こりうることから、既に策定済みの環境部風水災害タイムラインや総合防災訓練の対応方法以外に、より大局的な観点からも事前に十分な対策を立てておくべきである。

**(9) 啓発事業**

ア リサイクルに関する啓発として、以下の事業を行っている。

**(ア) リサイクルショップ（常時開設。月曜祝日休業）**

不要になったものを無償で譲り受け、必要とされる方に無料で提供。

資源循環型社会におけるリユース（再利用）を目的とし、家庭の不用品を橋渡しする無料リサイクル品橋渡しコーナーを常設している。取扱い品目は子ども用品や衣類、食器、おもちゃ等多岐に渡る。

**(イ) おもちゃの病院（毎月第2日曜日開催）**

壊れてしまったおもちゃを専門のボランティアスタッフが修理する。

資源循環型社会におけるリユース（再利用）を目的に、壊れてしまったおもちゃを専門のボランティアスタッフが修理して、再び利用できるようにしている。おもちゃの診察は、1人1点で修理代金は無料。ただし、別途部品代等がかかる場合がある。

**(ウ) リサイクル家具オークション（毎月第4日曜日開催）**

收拾された粗大ごみの中から再利用可能なものについて、リサイクルプラザ内のリサイクル工房で再生修理し、有償販売（オークション形式）している。

粗大ごみとして収集された家具類を手直しして販売することは、物を大切にし、ごみを減らすリデュース、物を繰り返し使うリユースの推進に即したものである。

**(エ) 朝いち親子フリーマーケットの開催（毎月第4日曜日開催）**

資源循環型社会におけるリユース（再利用）の大切さを親子で学んでもらう機会として、朝いち親子フリーマーケットを開催。資源循環型社会におけるリユース（再利用）の大切さを親子で学んでもらうこ

とを目的に実施している。

#### イ 実施した手続き

リサイクルショップに置かれているリサイクル品を観察するとともに、リサイクルショップに来ている人がいて、有効活用されている事業であることを確認した。また、リサイクル家具オークションに出品予定のリサイクル家具を観察し、いずれも非常に良い状態であることを確認した。

### 5 施設固有の課題、問題等

市が認識している施設固有の課題、問題等は以下のとおりである。

リサイクルプラザの資源化施設は、平成 14 年の開設から、大規模な施設の更新等を行っていないため、老朽化した設備の計画的な更新が必要である。 また、開設当初に比べ、資源物の回収量と種類が増えて来ていることに加え、選別及び処理の方法が変化しているため、作業場所が狭小となってきた。
--

出所:川口市資料

#### 【意見 32】設備の修繕の計画的な実行

リサイクルプラザは、大規模な施設の更新等を行っておらず設備の老朽化が進んでいる。現在策定中の長寿命化総合計画に従って、長期的な観点で修繕費を十分に確保し対応していくことが望ましい。

#### 【意見 33】狭小解消に向けた対策の検討

リサイクルプラザは平成 14 年の開設から約 18 年が経過している。一般的にリサイクル施設の耐用年数は約 40 年が目安であり、全面的な建て替えのタイミングとしては時期尚早と言える。このため、作業場所の大規模な更新をした場合と、リサイクルプラザ南ストックヤードなどへの移設をした場合の費用の比較をするなど、長期的な視野で対策を検討することが望ましい。

#### 【意見 34】作業者の安全確保

屋内の作業場所は換気が悪くなりがちであるため、新型コロナ等感染症防止のために換気を徹底して欲しい。また、夏場は作業場所が非常に暑くなることから、熱中症にも気を付けた運営を望みたい。

#### 第4 鳩ヶ谷衛生センター

生活排水は、大きく「し尿」と台所、洗濯、風呂等からの排水である「生活雑排水」に分けられる。し尿の処理方法には、

- ① 水洗トイレから公共下水道に排出し、流域下水処理場で処理する方法
- ② 水洗トイレに浄化槽を設置する方法
- ③ 汲み取りトイレの便槽から一般廃棄物として汲み取ってし尿処理施設で処理する方法

の3種類がある。

都市におけるし尿処理方法として理想とされているのは、①水洗トイレから公共下水道に排出する方法である。しかし、環境衛生面からみて悪臭発生などの問題がある汲み取りトイレも、未だ使用されているのが現状である。

令和2年4月現在、し尿の収集は地区毎に15業者が行っている。また、浄化槽の使用により発生する汚泥の収集には、15清掃業者を許可している。

市のし尿処理施設である鳩ヶ谷衛生センターでは、収集されたし尿と浄化槽汚泥の処理を行っている。

##### 1 施設の概要

###### (1) 所在地

川口市八幡木3丁目18番地の11

###### (2) 開設年月日

昭和40年

###### (3) 敷地面積、建築面積、延床面積

敷地面積：21,867.49 m<sup>2</sup>

現在のし尿処理棟の建築面積：1,272.337 m<sup>2</sup>

現在のし尿処理棟の延床面積：2,115.776 m<sup>2</sup>

###### (4) 処理能力

し尿 28k1/日、浄化槽汚泥 112k1/日、合計 140k1/日

###### (5) 沿革

年月	内容
昭和40年	鳩ヶ谷市は処理能力 50k1/日のし尿処理施設（鳩ヶ谷市環境センター）を建設。
昭和45年	鳩ヶ谷市環境センターにし尿処理施設（処理能力 50k1/日）を増設。処理能力合計 100k1/日になる。

昭和 59 年 12 月	鳩ヶ谷市環境センターのし尿処理施設を改築。 処理能力：90kl/日 処理方法：低希釈二段活性汚泥処理方式（高度処理）
平成 22 年 3 月	鳩ヶ谷市環境センターし尿処理施設のリニューアル工事を施工。 処理能力：140kl/日 処理方法：前脱水＋標準脱窒素処理＋高度処理（凝集沈殿＋オゾン酸化＋砂ろ過）
平成 22 年 4 月	鳩ヶ谷市との合併を見据えて、川口市のし尿処理施設であった領家衛生センターを廃止し、鳩ヶ谷市にし尿処理の事務を委託。
平成 23 年 10 月	鳩ヶ谷市と合併。鳩ヶ谷市とのし尿処理の事務の委託を廃止。

## 2 施設に対する各種規制

し尿処理施設には、その排出物に含まれる物質、騒音等に対し各種規制が課されている。鳩ヶ谷衛生センターでは、定期的に環境測定を実施し、実測値をホームページで公表している。

### (1) 水質汚濁防止法による放流水質（新芝川放流口）

放流水質は、毎月川口市分析センターが検査を行っている。令和 2 年 9 月までの 12 か月間の実測値は次のとおりであり、いずれも水質基準に適合している。

項目	単位	法定基準値	実測値			
			R1. 10. 3	R1. 11. 7	R1. 12. 5	R2. 1. 9
水素イオン濃度 (pH)		5.8～8.6	7.1	7.0	7.1	7.2
生物学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	25 以下	2.1	1.1	0.8	2.7
化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	—	6.4	6.1	6.3	4.6
浮遊物質 (SS)	mg/L	60 以下	<1	<1	<1	<1
大腸菌群数	個/cm <sup>3</sup>	3,000 以下	<30	<30	<30	<30
窒素含有量 (T-N)	mg/L	120 以下	4	3	3	4
リン含有量 (T-P)	mg/L	16 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
塩化物イオン	mg/L	—	150	140	150	170

実測値							
R2. 2. 5	R2. 3. 4	R2. 4. 8	R2. 5. 13	R2. 6. 4	R2. 7. 1	R2. 8. 6	R2. 9. 3
7.1	7.3	7.4	7.2	7.2	7.3	7.1	7.1
1.0	0.8	1.5	1.1	1.9	0.8	0.6	0.7
5.8	7.2	8.0	6.0	5.8	6.0	6.0	5.0

<1	<1	1	<1	<1	<1	<1	<1
<30	<30	<30	<30	<30	<30	<30	<30
3	3	3	3	3	2	2	2
<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
130	150	140	140	120	110	120	120

出所：川口市資料

(2) 騒音規制法による騒音（敷地境界）

し尿処理施設は24時間稼働している。騒音検査は年1回、敷地境界4地点で測定し、施設に最も近い地点のものを公表している。いずれも法定基準値を満たしている。

項目	単位	法定基準値	実測値
			令和元年10月3日
6時～8時	デシベル	65以下	49
8時～19時	デシベル	70以下	50
19時～22時	デシベル	65以下	46
22時～翌朝6時	デシベル	60以下	45

出所：川口市資料

(3) 振動規制法による振動（敷地境界）

振動検査は年1回、敷地境界4地点で測定し、施設に最も近い地点のものを公表している。いずれも法定基準値を満たしている。

項目	単位	法定基準値	実測値
			令和元年10月3日
6時～8時	デシベル	60以下	37
8時～19時	デシベル	65以下	44
19時～22時	デシベル	60以下	32
22時～翌朝6時	デシベル	60以下	31

出所：川口市資料

(4) 悪臭防止法による臭気

臭気検査は年1回、敷地境界4地点で測定し、施設に最も近い地点のものを公表している。いずれも法定基準値を満たしている。

項目	法定基準値	実測値
		令和2年2月20日
臭気指数（排出口）	29 以下	12 未満
臭気指数（敷地境界）	18 以下	10 未満

出所：川口市資料

#### (5) 汚泥中に含まれる放射性セシウム量

鳩ヶ谷衛生センターでは、し尿処理から発生する脱水汚泥を再利用のため民間事業者へ搬出している。平成23年の福島第一原子力発電所の事故を契機として、汚泥を肥料原料として利用する際には、汚泥の放射性セシウム濃度を測定することが求められている（平成23年6月24日付け農林水産省消費・安全局長通知「汚泥肥料中に含まれる放射性セシウムの取扱いについて」）。

令和2年7月までの12か月間のセシウムの実測値はつぎのとおり不検出（検出下限値未満）である。

（単位：Bq/kg）

採取日	基準値			合計	結果
		セシウム 134	セシウム 137		
R1年8月9日	200	不検出 (14)	不検出 (14)	不検出	適正
R1年9月13日	200	不検出 (11)	不検出 (13)	不検出	適正
R1年10月11日	200	不検出 (12)	不検出 (15)	不検出	適正
R1年11月8日	200	不検出 (12)	不検出 (13)	不検出	適正
R1年12月13日	200	不検出 (16)	不検出 (17)	不検出	適正
R2年1月17日	200	不検出 (12)	不検出 (14)	不検出	適正
R2年2月14日	200	不検出 (13)	不検出 (11)	不検出	適正
R2年3月6日	200	不検出 (14)	不検出 (15)	不検出	適正
R2年4月20日	200	不検出 (10)	不検出 (10)	不検出	適正
R2年5月11日	200	不検出 (10)	不検出 (10)	不検出	適正
R2年6月1日	200	不検出 (10)	不検出 (10)	不検出	適正
R2年7月6日	200	不検出 (10)	不検出 (10)	不検出	適正

注1 測定機関：令和2年3月までは東邦化研株式会社、令和2年4月以降は一般社団法人埼玉県環境検査研究協会。

注2 測定方法：ゲルマニウム半導体検出器を用いたガンマ線スペクトル測定

注3 不検出とは、検出下限値未満を表す。()内は、検出下限値を表す。検出下限値とは、その機器で検出できる最小の量(値)のことで、個々の検体の重量、密度、性状、形状、測定時間により異なる。

出所：川口市資料

### 3 施設の稼働状況

#### (1) 公共下水道普及率

し尿処理量は、公共下水道普及率（総人口に対する公共下水道の整備された区域に住む人口の割合）が上昇すれば減少する。令和元年度の市の公共下水道普及率は、87.5%であり埼玉県 63 市町村のうち第 16 位である。

		全国平均	埼玉県	川口市
R1 年度	普及率	79.7%	81.9%	87.5%
	順位		全国 13 位	埼玉県内 16 位

(公益社団法人日本下水道協会資料及び埼玉県資料より作成)

#### (2) 生活排水処理率

市は第 6 次計画において、平成 29 年度までの数値目標を生活排水処理率 90.9%に定めた。生活排水処理率とは、総人口に対する公共下水道人口及び合併処理浄化槽人口の合計人口の割合である。

$$\text{生活排水処理率} = (\text{公共下水道人口} + \text{合併処理浄化槽人口}) \div \text{総人口} \times 100$$

平成 29 年度の生活排水処理率は 90.4%であり、残念ながら目標値は達成できなかった。翌平成 30 年度の生活排水処理率は 90.8%\*である。これを周辺市の状況と比較すると、越谷市を除いた他市よりも低い。

\* 第 7 次計画に記載されている平成 30 年度の生活排水処理率は 90.7%である。これは計画策定時に平成 30 年度の合併処理浄化槽人口が確定していなかったため、想定値を用いたことによる。

#### <平成 30 年度川口市及び周辺市の生活排水処理率>

	川口市	さいたま市	草加市	越谷市	蕨市	戸田市
生活排水処理率	90.8%	94.7%	92.2%	87.0%	96.1%	98.3%

(川口市清掃事業概要及び環境省一般廃棄物処理実態調査より作成)

#### (3) 処理量の推移

鳩ヶ谷衛生センターにおいてし尿処理が必要な汲み取り便槽の利用状況、鳩ヶ谷衛生センターの平成 27 年度以降のし尿及び浄化槽汚泥の処理量は、次のとおりである。し尿処理量は汲み取り世帯数及び汲み取り人口の減少に伴い、年々減少している。



<汲み取り便槽の利用状況>

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
川口市世帯数	272,472	276,461	281,681	286,887	292,000
汲み取り世帯数	1,704	1,567	1,423	1,283	1,167
川口市人口(人)	593,485	596,505	601,055	604,675	608,390
汲み取り人口(人)	3,409	3,086	2,742	2,423	2,162

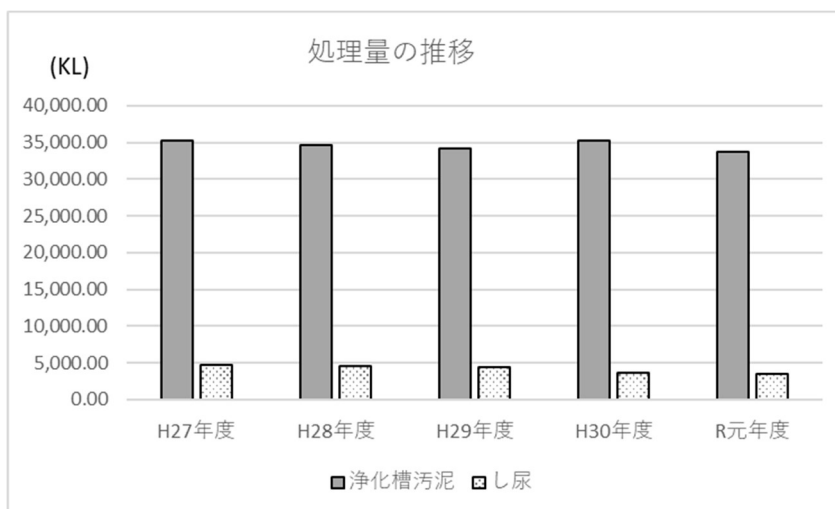
出所：川口市資料

<し尿及び浄化槽汚泥処理量>

(単位：KL)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
し尿	4,709.66	4,549.72	4,451.93	3,685.11	3,522.04
浄化槽汚泥	35,166.24	34,637.33	34,137.63	35,235.31	33,645.36
合計	39,875.90	39,187.05	38,589.56	38,920.42	37,167.40

出所：川口市資料



(4) し尿収集運搬手数料収入の推移

市が徴収しているし尿収集運搬手数料は、次表のとおりである。

取扱区分	単位	収集及び運搬手数料
普通世帯 (世帯割)	月額1世帯につき	480円
普通世帯 (人数割)	月額1人につき	220円
生活保護法により生活扶助を受けている世帯	月額1人につき	40円

事業所、寮その他多数の者が利用する施設	36 リットルにつき	270 円
---------------------	------------	-------

※市長が指定する改良便所を使用する世帯は、便槽 1 槽につき月額 260 円を加算

出所：川口市資料

平成 27 年度以降のし尿収集運搬手数料収入（歳入）の推移は、次表のとおり、し尿処理量の減少に伴いし尿収集運搬手数料も減少している。

<し尿収集運搬手数料収入>

（単位：千円、千円未満切捨）

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
収入済額	3,882	3,506	2,972	2,515	2,335

出所：川口市資料

#### （5）脱水汚泥量及び脱水し渣量の推移

し尿及び浄化槽汚泥の処理に伴い、脱水汚泥（し尿及び浄化槽汚泥から水分を除去した後に残る固形物）及び脱水し渣（し尿及び浄化槽汚泥から選別される異物）が発生する。脱水汚泥は民間事業者処分に委託しているが、処分された脱水汚泥は肥料原料として再利用されている。脱水し渣は朝日環境センターへ搬入し、焼却処分を行っている。

脱水汚泥と脱水し渣の搬出量は、処理量の減少を要因として減少している。また、脱水汚泥の処分費も脱水汚泥の搬出量の減少に伴い減少している。なお、脱水汚泥の搬出量の減少に比べて、令和元年度の脱水汚泥処分費の減少幅が小さいのは、令和元年度にトン当たりの処分費が 17,000 円から 18,000 円へと値上げされたこと、また、消費税率が 8%から 10%へ変更されたことによる。

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
搬出量	脱水汚泥(t)	1,067	1,059	1,047	1,025	953
	脱水し渣(t)	57	53	46	41	40
脱水汚泥処分費(千円)		19,586	19,441	19,222	18,827	18,166

出所：川口市資料

## 4 施設の運営、維持管理の状況

### （1）現金

し尿収集運搬手数料の請求は、2 か月毎 6 期（1 期 3、4 月分、2 期 5、6 月分、3 期 7、8 月分、4 期 9、10 月分、5 期 11、12 月分、6 期 1、2 月分）

に分けて行っている。滞納が発生した場合、職員が該当世帯を訪問して現金収納しており、現金収納は年間 10～20 回である。

鳩ヶ谷衛生センターに保管されている現金は、現金収納のし尿収集運搬手数料とつり銭用の 5 万円である。

収納した現金は、鳩ヶ谷衛生センターの金庫に保管し、原則として翌日に市の収納代理金融機関に一括納付している。

## (2) 未収金

し尿収集運搬手数料の収納状況は、次表のとおりである。

(単位：千円、千円未満切捨)

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	
		金額	金額	金額	金額	金額	対前年伸率
現 年 分	調定額 (A)	3,599	3,301	2,879	2,564	2,342	91.3%
	収入済額 (a)	3,205	3,054	2,676	2,348	2,168	92.3%
	不納欠損額	0	0	0	0	0	—
	収入未済額	394	247	203	215	173	80.6%
	収納率 (a/A)	89.1%	92.5%	92.9%	91.6%	92.6%	1.0%
滞 繰 分	調定額 (B)	1,436	1,109	838	679	659	91.7%
	収入済額 (b)	677	451	296	167	167	100.0%
	不納欠損額	43	66	66	67	85	126.3%
	収入未済額	715	591	475	444	406	91.6%
	収納率 (b/B)	47.1%	40.7%	35.4%	24.6%	25.4%	0.8%
計	調定額 (C=A+B)	5,035	4,411	3,718	3,243	3,001	92.6%
	収入済額 (c=a+b)	3,882	3,506	2,972	2,515	2,335	92.8%
	不納欠損額	43	66	66	67	85	126.3%
	収入未済額	1,109	838	679	659	580	88.0%
	収納率 (c/C)	77.1%	79.5%	79.9%	77.6%	77.8%	0.2%

出所：川口市資料

収入未済額で未収のまま 5 年経過し損失処理されたものが不納欠損額である。現年分の収入未済額は調定額の減少で減少傾向にあり、収納率は 92%程度となっている。

一方、滞繰分は、収入済額、収納率のいずれも低下している。平成 28 年度以前の収納率は 40%以上であったが、平成 30 年度以降は 25%程度に留

まっていることから、近年は滞納されると収納が難しくなっている状況が読み取れる。

そこで、令和2年9月1日現在の収入未済額 654,750 円について、該当者別の滞納状況を調査した。

(令和2年9月1日現在、単位：円)

該当者	発生年度						
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	合計
A	11,040	11,040	5,520	3,680	3,680	3,680	38,640
B					1,840	3,680	5,520
C	8,280	4,200					12,480
D	11,040	10,380	7,700				29,120
E	8,400	7,000	8,400	8,400	8,400	2,800	43,400
F					5,600	2,800	8,400
G						1,360	1,360
H					2,800	2,800	5,600
I	8,400	8,400	8,400	8,400	8,400	2,800	44,800
J					5,600	2,800	8,400
K					700		700
L						1,840	1,840
M	4,200	4,200	8,400	700			17,500
N	1,400	8,400	7,000	8,400	8,400	2,800	36,400
O						2,280	2,280
P		2,720	15,000	13,680	13,680	4,560	49,640
Q					1,400	1,400	2,800
R					1,840		1,840
S		4,200	4,200				8,400
T				1,840	11,040	3,680	16,560
U						1,350	1,350
V					2,360		2,360
W						920	920
X	3,680	3,680	11,040	11,040	11,040	4,600	45,080
W					1,400	2,800	4,200
Z	5,520	7,360	5,520	11,040	11,040	3,680	44,160
a					13,900	4,120	18,020

b	11,040	11,040	11,040	11,040	11,040	3,680	58,880
c	8,400	5,600					14,000
d	5,520						5,520
e				2,800	2,100	2,800	7,700
f					5,520	3,680	9,200
g						1,360	1,360
h						2,800	2,800
i	2,800						2,800
j				1,840			1,840
k						2,280	2,280
l			7,000	8,400	8,400	2,800	26,600
m	8,400	8,400	4,200				21,000
n				2,800	8,400	2,800	14,000
o					7,000		7,000
p			4,200	8,400	8,400	2,800	23,800
q					2,800	1,400	4,200
合計金額	98,120	96,620	107,620	102,460	166,780	83,150	654,750
合計人数	14人	14人	14人	15人	26人	30人	43人

出所：川口市資料

滞納該当者 43 人のうち、平成 27 年度以降で単年度のみ未納となっているのは 15 人、残り 28 人は 2 年度以上連続して未納となっており、さらにこのうち 7 人は平成 27 年度以降現在まで 5 年連続で未納となっている。この結果から、現年度分で未納が発生すると翌期以降も続けて未納となる可能性が高いことがわかる。

なお、不納欠損の該当者数とその理由は次表のとおりである。

(単位：人)

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
不納欠損該当者数		6	12	9	10	10
内 訳	死亡	2	6	4	4	3
	生活困窮	4	3	3	5	7
	所在不明(事業者の 廃業等)	0	3	2	1	0

出所：川口市資料

【意見 35】 発生年度の翌年度の回収に注力すべきである。

平成 28 年度まで 40% 台であった滞繰分の収納率は、この 2 年間は 25% 程度に低下している。そして、現年度分で未納が発生すると翌期以降も続けて未納となる傾向があることから、発生年度の翌年度の回収に注力し 2 年を超える未納を発生させないことが、未納を断ち切り収納率を回復させる鍵になると考える。

滞納期間が長期化すればするほど回収は難しくなり、不納欠損額も増える。また、利用者負担の公平性の観点からも、滞納発生年度の翌年度の回収に注力し、収納率の向上に努めていただきたい。

### (3) 設備の運転、点検整備の計画と実施状況

#### ア 運転計画及び管理状況

鳩ヶ谷衛生センターの設備は、原則として 1 日 24 時間 365 日運転することが求められており、計画的な点検、検査は不可欠である。そのため、毎月、実施すべき点検、検査、部品交換、清掃等の項目を記載した月間計画を作成している。この月間計画には、工程別に各週において実施する項目が記載されており、この計画に基づいた運転を行っている。

日々の運転状況は運転日報と運転管理日報で管理している。運転日報は業務委託先である浅野アタカ株式会社から提出を受け、運転管理日報はプラント管理システムのデータログ装置から出力し、いずれも職員が内容を確認している。

#### イ 設備機器の整備計画及び実施状況

鳩ヶ谷衛生センターは 1 日 24 時間稼働しているため、設備機器類の劣化が早い。鳩ヶ谷衛生センターでは設備機器類の延命化を図るため、平成 25 年度に、設備機器別に令和 5 年までの劣化状況と耐用予測に基づく整備計画を策定した。策定後現在まで、毎年概ねこの整備計画に従って点検整備を実施している。

### (4) アセットマネジメント

#### ア 耐震化の状況

鳩ヶ谷衛生センターは昭和 59 年 12 月施工であり、現行の耐震基準に適合している。

#### イ これまでに作成した中長期修繕計画

鳩ヶ谷衛生センターの設備は、令和 2 年 3 月末時点でリニューアル工

事（平成 22 年 3 月）から丸 10 年が経過したところであり、これまで中長期修繕計画を策定したことはない。

しかし、前述のとおりこの設備は 1 日 24 時間稼働し一般の設備機器類よりも劣化が早いことから、老朽化対策及びより一層の長寿命化を目指して、令和 2 年度に個別施設計画を策定予定である。

#### ウ 修繕、改修等工事の状況

鳩ヶ谷衛生センターでは、令和元年度に契約金額が 1,000 万円を超える大規模改修工事が 1 件実施されている。また、契約金額が 100 万円未満の修繕工事は、平成 27 年度以降令和元年度まで、毎年 3 件実施されている。そこで、令和元年度の大規模改修工事 1 件及び修繕工事 2 件について、手続等の妥当性を検証した。

#### (ア) 汚泥脱水機 B 号機改修工事

本工事は、汚泥脱水機 B 号機陰極ベルトの改修工事を行うもの。

##### a 契約概要

No.	項目	内容	摘要
1	契約日	令和元年 7 月 12 日	
2	工事場所	川口市八幡木 3-18-11	
3	工期	令和元年 7 月 12 日～ 令和 2 年 2 月 28 日	
4	契約相手先名	日立造船株式会社東京本社	
5	契約金額(税込)	11,440,000 円	
6	契約保証金	1,144,000 円（履行保証保険証券）	請負代金額の 10 分の 1 以上
7	前払金	支払いなし	4,570,000 円以内
8	中間前払金	支払いなし	2,280,000 円以内
9	完成工事通知書	R2. 2. 18	
10	検査済書	R2. 2. 21	
11	請求書	R2. 3. 18	
12	予定価格(税抜)	11,540,000 円	
13	落札率	98.7%	

##### b 契約方法

指名競争入札（地方自治法施行令第 167 第 3 号）

c 入札結果（令和元年7月5日）

（単位：円）

業者名	金額(税抜)	結果	摘要
元郷プラント株式会社		辞退	市内
日立造船株式会社東京本社	10,400,000	落札	県外
那須電気工業株式会社	10,500,000		市内
株式会社アオキ技研	10,500,000		市内
矢澤フェロマイト株式会社	10,500,000		市内
有限会社イーアンドエス	10,510,000		市内
水明機工株式会社	10,520,000		市内

d 監査で把握した問題点等

(a) 予定価格について

予定価格を契約の相手方である事業者の参考見積書のみに基づいて積算していた。

（後述の本項（7）工事契約及び委託契約に共通する問題点の「ア 予定価格の積算に使用する見積書について」を参照されたい。）

(b) 予定調和的な指名競争入札

1 千万円を超える工事にもかかわらず、入札回数 1 回で 98.7%の高落札となっている。指名業者 7 社のうち落札業者を除く他の 6 社は市内業者で、さらに、応札市内業者のうち 3 社は同金額、他 2 社も僅差である。この状況に加え、前述（a）の予定価格を契約の相手方からの見積書のみから積算していることから考えると、入札結果は不自然である。つまり、応札業者は事前公表による入札情報公開システムの発注情報を閲覧することにより設計価格を把握しており、また、市内業者は形式的に入札参加しているとの印象を受けた。

本件は、受注した日立造船株式会社が脱水方式の特許を有する汚泥脱水機の改修工事のため、実質的に他者が受注するのは困難な案件であると思料される。

（後述の本項（7）工事契約及び委託契約に共通する問題点の「イ 競争入札の実効性の確保について」を参照されたい。）



(イ) 排オゾン排風機修繕

本修繕は、排オゾン排風機の分解補修を行うもの。

a 契約概要

No.	項目	内容	摘要
1	契約日	令和2年2月5日	
2	工事場所	川口市八幡木3-18-11	
3	工期	令和2年2月5日～ 令和2年3月31日	
4	契約相手先名	日立造船株式会社東京本社	
5	契約金額(税込)	990,000円	
6	予定価格(税抜)	900,000円	
7	落札率	100%	

b 契約方法

随意契約(2者以上の見積合せ、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)

c 見積合せ結果(令和2年2月4日)

業者名	金額(税抜)	結果
日立造船株式会社東京本社	900,000円	決定
株式会社アオキ技研	977,000円	

d 監査で把握した問題点等

特に問題点は認められなかった。

(ウ) 非常照明修繕

検査にて不点灯が確認された非常用照明の整備を行うもの。

a 契約概要

No.	項目	内容	摘要
1	契約日	令和2年2月21日	
2	工事場所	川口市八幡木3-18-11	
3	工期	令和2年2月21日～ 令和2年3月31日	
4	契約相手先名	有限会社あづま電工社	
5	契約金額(税込)	910,800円	

6	予定価格(税抜)	828,100 円	
7	落札率	100%	

b 契約方法

随意契約（2 者以上の見積合せ、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号）

c 見積合せ結果（令和 2 年 2 月 10 日）

業者名	金額(税抜)	結果
有限会社あづま電工社	828,000 円	決定
有限会社貫井電機工事	899,000 円	

d 監査で把握した問題点等

予算執行何書に決裁日及び施行日が記載されていなかった。

【指摘 41】決裁文書への決裁日付の確実な記入

予算執行何書に決裁日が記載されておらず、以降の手続きの妥当性を判断できない。決裁日付は確実に記載すべきである。

(5) 固定資産管理

ア 固定資産台帳上の価額（平成 31 年 4 月 1 日現在）

固定資産台帳には、し尿処理施設の固定資産のほか、同センターが管理する同センター内粗大ごみ分別場、近隣住民の厚生施設、市内にある公衆便所のうち 5 か所（東川口駅北口、東川口駅南口、新郷交通広場、川口神社裏、西川口駅西口）が含まれる。

（単位：千円）

	現在簿価	取得価額
土地	2,103,340	2,103,340
建物	379,813	1,726,620
工作物	18,202	18,468
物品(重要物品及び車両)	3,078	8,502

注 重要物品とは、取得価額が税込 50 万円以上の備品をいう。

鳩ヶ谷衛生センターの固定資産台帳の内容を調査した。特に物品については、写真によりその実在性を確認した。

イ 重要物品

重要物品（取得価額税込 50 万円以上の備品）は、平成 23 年 10 月に 2,310 千円で取得した防災倉庫 1 点である。

(6) 委託費

鳩ヶ谷衛生センターでは、令和元年度分として、指名競争入札 18 件 119,768 千円、一者随意契約 4 件 24,743 千円、見積合せによる随意契約 10 件 4,361 千円、合計 32 件 148,872 千円の業務委託契約を締結している。

委託費の契約プロセスを検証するため、これらのうち指名競争入札 3 件、一者随意契約 2 件、合計 5 件を抽出し関係書類を閲覧した。

ア し尿処理施設運転管理業務委託

(ア) 契約概要

No.	項目	内容	摘要
1	契約日	平成 31 年 4 月 25 日	
2	履行場所	鳩ヶ谷衛生センター	
3	履行期間	令和元年 6 月 1 日～ 令和 4 年 5 月 31 日	地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約
4	業務委託料	106,407,600 円(税込) (内訳) 令和元年度:29,402,100 円 令和 2 年度:35,541,000 円 令和 3 年度:35,541,000 円 令和 4 年度: 5,923,500 円 (月額) 消費税抜き: 2,692,500 円 消費税 8%: 2,907,900 円 消費税 10%: 2,961,750 円	
5	契約保証金	免除	
6	契約相手方	浅野アタカ株式会社	
7	契約締結何書日付	平成 31 年 4 月 25 日	
8	予定価格(税抜)	** , *** , *** 円	
9	落札率	** . * %	

(イ) 契約方法

指名競争入札（地方自治法施行令第 167 条第 1 号）

(ウ) 指名業者選考

入札指名通知書：平成 31 年 4 月 12 日

契約執行伺書：起案日 平成 31 年 4 月 9 日

決裁日 平成 31 年 4 月 12 日

(エ) 入札結果（平成 31 年 4 月 25 日）

業者名	金額(税抜)	結果	摘要
株式会社前澤エンジニアリングサービス関東支店	—	辞退	
水 ing エンジニアリング株式会社北関東営業所	—	辞退	
クボタ環境サービス株式会社	—	辞退	
JFE 環境サービス株式会社	—	辞退	
浅野アタカ株式会社	96,930,000	落札	
株式会社ウオーターエージェンシー埼玉営業所	103,500,000		
株式会社西原環境北関東営業所	111,600,000		
テスコ株式会社埼玉支店	114,300,000		

(オ) 監査で把握した問題点等

特に問題点は認められなかった。

イ 一般機器（受入・水処理設備）点検整備委託

(ア) 契約概要

No.	項目	内容	摘要
1	契約日	令和元年 7 月 8 日	
2	履行場所	鳩ヶ谷衛生センター	
3	履行期間	令和元年 7 月 8 日～ 令和 2 年 3 月 31 日	
4	業務委託料(税込)	19,657,000 円	
5	変更契約金額(税込)	3,025,000 円	部品交換の追加による増額
6	契約保証金	免除	
7	契約相手方	株式会社アオキ技研	
8	契約締結伺書日付	令和元年 7 月 5 日	
9	予定価格(税抜)	** , ***, ***円	
10	落札率	** . **%	

(イ) 契約方法

指名競争入札（地方自治法施行令第167条第1号）

(ウ) 指名業者選考

入札指名通知書：令和元年6月20日（電子入札）

契約執行伺書：起案日 令和元年6月4日

決裁日 令和元年6月19日

(エ) 入札結果（令和元年7月5日）

業者名	金額(税抜)	結果	摘要
元郷ブランド株式会社	—	辞退	市内
株式会社アオキ技研	17,870,000	決定	市内
広和産業株式会社	17,900,000		市内
有限会社イーアンドエス	17,920,000		市内
矢澤フェロマイト株式会社	17,990,000		市内
水明機工株式会社	18,000,000		市内
那須電気工業株式会社	18,100,000		市内

(オ) 監査で把握した問題点等

2千万円近い契約にもかかわらず、入札回数1回で98.7%の高落札となっている。応札業者6社は全て市内業者であるが、落札金額と最も高い金額で入札した業者との差は23万円しかない。

加えて、同一事業者が継続して受注していることから判断すると、応札業者は事前公表による入札情報公開システムの発注情報を閲覧することにより設計価格を把握しており、また、市内業者は形式的に入札参加しているような印象を受けた。

（後述の本項（7）工事契約及び委託契約に共通する問題点の「イ競争入札の実効性の確保について」を参照されたい。）

ウ 一般機器（汚泥脱水設備）点検整備委託

(ア) 契約概要

No.	項目	内容	摘要
1	契約日	令和元年6月5日	
2	履行場所	鳩ヶ谷衛生センター	
3	履行期間	令和元年6月5日～ 令和2年3月31日	

4	業務委託料(税込)	19,580,000円	
5	契約保証金	免除	
6	支払い条件	前払金なし	
7	契約相手方	日立造船株式会社東京本社	
8	契約締結伺書日付	令和元年6月4日	
9	予定価格(税抜)	** , *** , ***円	
10	落札率	** . *%	

(イ) 契約方法

指名競争入札（地方自治法施行令第167条第1号）

(ウ) 指名業者選考

入札指名通知書：令和元年5月17日（電子入札）

契約執行伺書：起案日 平成31年4月26日

決裁日 平成31年4月26日

(エ) 入札結果（令和元年7月5日）

業者名	金額(税抜)	結果	摘要
株式会社西原環境東京・東北支店	—	辞退	県外
元郷プラント株式会社	—	辞退	市内
日立造船株式会社東京本社	17,800,000	決定	県外
株式会社アオキ技研	18,000,000		市内
広和産業株式会社	18,000,000		市内
水明機工株式会社	18,000,000		市内
有限会社イーアンドエス	18,100,000		市内

(オ) 監査で把握した問題点等

a 予定調和的な指名競争入札

2千万円近い契約にもかかわらず、入札回数1回で97.9%の高落札となっている。応札業者5社のうち落札者以外の4社は市内業者で、うち3社は同金額、残りの1社も僅か10万円の差しかない。この入札結果は不自然であり、応札業者は事前公表による入札情報公開システムの発注情報を閲覧することにより設計価格を把握しており、また、市内業者は形式的に入札参加しているような印象を受けた。

（後述の本項（7）工事契約及び委託契約に共通する問題点の

「イ 競争入札の実効性の確保について」を参照されたい。）

b 予定価格について

予定価格は市場価格方式を採用しているが、契約の相手方である事業者の見積書のみに基づいて積算していた。また、予定価格と見積書金額が一致していた。

（後述の本項（7）工事契約及び委託契約に共通する問題点の「ア 予定価格の積算に使用する見積書について」を参照されたい。）

c 入札辞退への対策

委託費の契約プロセスを検証するため抽出した指名競争入札 3 件のうち 2 件において、元郷プラント株式会社が入札を辞退していた。なお、同社は、前述の汚泥脱水機 B 号機改修工事の指名競争入札でも辞退している。

（後述の本項（7）工事契約及び委託契約に共通する問題点の「イ 競争入札の実効性の確保について」を参照されたい。）

エ 脱水汚泥処分業務委託（その 2）

（ア）契約概要

No.	項目	内容	摘要
1	契約日	平成 31 年 4 月 1 日	単価契約
2	履行場所	鳩ヶ谷衛生センター	
3	履行期間	平成 31 年 4 月 1 日～ 令和 2 年 3 月 31 日	
4	業務委託料	1 トン当たり 18,000 円(税抜) <令和元年度支払実績> 479.12 t 9,376,370 円(税込)	
5	契約保証金	なし	
6	契約相手方	よりいコンポスト株式会社	
7	契約締結伺書日付	平成 31 年 4 月 1 日	
8	予定価格(税抜)	1 トン当たり 18,000 円	

（イ）契約方法

一者随意契約（地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号）

<一者随意契約の理由>

廃掃法に基づき地元自治体との受入れ合意が可能であり、脱水汚泥（一般廃棄物）を肥料の堆肥として再資源化しているのは、

寄居町の彩の国資源循環工場内にある同社である。本市から排出する脱水汚泥の年間量 1,200 トン程度に対して、同社が受入れできる量は年間 700 トン程度であるため、受入れ可能分を搬出するものとして同社を指名する。

(ウ) 指名業者選考

契約執行伺書：起案日 平成 31 年 3 月 11 日

決裁日 平成 31 年 3 月 11 日

(エ) 監査で把握した問題点等

特に問題点は認められなかった。

オ 清掃汚泥処分業務委託

(ア) 契約概要

No.	項目	内容	摘要
1	契約日	平成 31 年 4 月 1 日	単価契約
2	履行場所	鳩ヶ谷衛生センター	
3	履行期間	平成 31 年 4 月 1 日～ 令和 2 年 3 月 31 日	
4	業務委託料	1 トン当たり 25,000 円(税抜) <令和元年度支払実績> 49.59 t 1,338,930 円(税込)	
5	契約保証金	なし	
6	契約相手方	新和企業有限会社	
7	契約締結伺書日付	平成 31 年 4 月 1 日	
8	予定価格(税抜)	1 トン当たり 25,000 円	

(イ) 契約方法

一者随意契約（地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号）

<一者随意契約の理由>

槽清掃に伴って出る清掃汚泥を日曜日に、安全で安定的に処分できる業者は同社 1 者であり、安全で安定的に管理運営を行っている実績を持ち、かつ衛生面においても特に優れているため。

(ウ) 指名業者選考

契約執行伺書：起案日 平成 31 年 3 月 11 日

決裁日 平成 31 年 3 月 11 日



(エ) 監査で把握した問題点等

特に問題点は認められなかった。

(7) 工事契約及び委託契約に共通する問題点

本項(4)及び(6)にて工事契約及び委託契約を調査したところ、共通の問題点が認められたので以下に記載する。

ア 予定価格の積算に使用する見積書について

【指摘 40】 予定価格決定のための十分な吟味検討

予定価格を契約の相手方からの参考見積書のみに基づき積算しているが、1社の見積書だけではその金額が適正な市場価格を反映したものであるかを判断できない。複数の参考見積書を入手し、その内容を十分に吟味検討したうえで予定価格を決定すべきである。

イ 競争入札の実効性の確保について

【指摘 23】 実効性のある競争入札

競争入札は、応札業者が真に受注を目指して価格競争をすることを前提とした制度であり、予定調和的な形だけの入札では意味がない。

指名競争入札としての実効性が期待できない状況が認められるのであれば、まずはその原因を調査し、解決方法を探ったうえで、指名競争入札によることが困難との結論に至った場合は、別の契約方法を検討すべきであろう。

ただし、他者の参入余地が少しでもある場合には、原則どおり競争入札を実施し、また、安易に辞退を継続する業者に対しては、市の指名業者から外す等入札辞退者が出ないよう対策を講じるべきである。

(8) 危機管理

環境省は、東日本大震災及び近年全国各地で発生した台風・竜巻・台風等への対応から得られた経験や知見を踏まえ、平成26年3月に「災害廃棄物対策指針」を策定し、また市も同時期に「川口市防災計画」を策定した。そしてこれらに基づき、市は平成27年3月にこれまでの「川口市災害廃棄物処理計画」の改訂を行った。

川口市災害廃棄物処理計画における鳩ヶ谷衛生センターの役割は、次表のとおりである。

区分	事務の内容
基本的な業務	○災害時に発生するし尿、浄化槽汚泥の適正処理
予防	○施設の定期的な改修 ○定期的な防災訓練の実施 ○し尿処理施設の耐震性の検討 ○非常用電源、必要な機材、燃料等の確保
応急対策	○施設の被害状況の収集 ○施設の応急危険度判定・被災度区分判定の実施 ○施設の応急措置の実施 ○仮設トイレの設置情報の把握と収集・処理体制の確保 ○安定的なし尿収集体制の確保
復旧・復興	○安定的なし尿処理体制の復旧

出所：川口市災害廃棄物処理計画（表 12）

川口市災害廃棄物処理計画では、上表、応急対策の「施設の被害状況の収集」に関し、地震発生直後の緊急点検チェックリスト例も示している。

さらに、市は東京湾北部地震等の大規模地震を想定し、地震による影響によって市役所機能が低下する場合であっても、業務を継続し早期に復旧させるための事前対策として、平成 29 年 11 月、「川口市業務継続計画(BCP)」を策定している。同計画では、鳩ヶ谷衛生センターの

- ・し尿処理受付業務
- ・し尿処理施設運転管理業務
- ・公衆便所維持管理業務（市内 5 か所）
- ・し尿収集運搬業務
- ・脱水し渣運搬・処分委託業務
- ・脱水汚泥運搬・処分委託業務

の 6 業務を、優先度 A の業務、すなわち、住民の生命・生活及び財産、または都市機能維持に重大な影響を及ぼすため発災当日中に着手すべき業務と位置付けている。

こうした状況において、鳩ヶ谷衛生センターの災害時の初動対応への備えについて調査した。鳩ヶ谷衛生センターでは、平成 28 年 4 月に「災害時の初期対応について」という書類を作成していることから、書類の内容を確認したところ、地震発生時の初期対応、水害発生時の初期対応及び職員の分担のみが、極めて簡単に記載されたものに過ぎず、マニュアルの水準には達していない。また、施設の被害状況の収集のための緊急点検チェックリストは作成されていなかった。加えて、し尿の収集運搬、施設の運転管理、脱水汚泥の運搬、脱水汚泥の処分等、し尿処理の中心的業務は外部の業者に委託しているにもかかわらず、委託業者との連携についても明確に記載されていない。

**【指摘 29】 災害発生に備えた事前対策**

平時を大きく上回る処理量が生じ、また、初動期には様々な混乱が発生しやすい災害時において、し尿処理は公衆衛生の確保の点から平時にも増して継続的、確実に実施されることが求められるが、鳩ヶ谷衛生センターでは、災害時の初動対応マニュアルが作成されておらず、適切な対応が取れるのか疑問を抱かざるを得ない。

災害時は水道が断水し、水洗トイレが使用できない可能性があり、仮設トイレも設置される。また、し尿収集運搬業者と連絡が取れない事態や収集運搬車両の燃料の確保が困難な事態も想定される。こうした状況や危機感を前提として、特に災害時の初動対応のために実効性のあるマニュアルを準備することが必要である。

## 第5 新戸塚環境センターの建設整備

### 1 戸塚環境センターの建設整備の概要

戸塚環境センターの西棟は、平成22年度から平成24年度の3年間で15年程度の施設の延命化を図る大規模改修工事を実施したが、令和10年度前後には主要設備が更新時期を迎える。このため、西棟に変わる一般ごみ処理施設として、廃炉にした東棟を建て替える必要がある。

また、戸塚環境センターの粗大ごみ処理施設は、竣工から45年以上が経過し、施設全体の老朽化が進んでいるため、東棟と併せて建替えを計画している。

このような現況を踏まえ、市は一般ごみ及び粗大ごみ処理施設の整備に向けて、令和元年度に新戸塚環境センターの基本設計を策定し、令和2年度から令和3年度にかけて施設整備等の請負業者を事業者選定委員会にて選定する予定である。

### 2 整備事業地の現況及び主な整備対象施設

#### (1) 住所

川口市大字藤兵衛新田290番地（川口市戸塚環境センター）

#### (2) 面積

4.74ha（本整備事業実施区域面積）

#### (3) 主な整備対象施設

新焼却処理施設、新粗大ごみ処理施設、環境啓発棟（環境啓発、余熱利用）

現状稼働中の戸塚環境センター西棟及び粗大ごみ処理施設と、新戸塚環境センターの処理能力の比較結果は以下のとおりである。

将来、一人当たりのごみ排出量及び人口の減少を予測していることから、新戸塚環境センターは、現在の戸塚環境センターよりもごみ処理能力が低く設定されている。

整備対象施設	戸塚環境センター	新戸塚環境センター
焼却処理施設の焼却能力（2炉・t/日）	300t/日	285t/日
粗大ごみ処理施設の処理能力（t/日）	75t/日	26t/日

出所：川口市資料

新戸塚環境センターでは、現在の厚生会館の代替施設として環境啓発棟の建設を予定している。両施設の比較は以下のとおりである。

施設	面積	内容
現厚生会館	約 530 m <sup>2</sup>	ごみ焼却余熱を利用した施設。入浴、カラオケ・囲碁将棋等による憩いの場。
計画中の環境啓発棟	約 4,000 m <sup>2</sup>	焼却処理の過程で発生する余熱を利用する施設。温浴施設、健康増進用プールや多目的室などの整備を予定するとともに、これまでの憩いの場としての機能を維持する。また、3Rや環境問題に関する体験学習や啓発展示による環境意識の向上を目的とした機能についても整備予定。

### 3 概算事業費

#### (1) 施設建設費

総事業費は 497 億 5 千万円で、内訳は以下のとおりである。

項目	金額（千円、税込）
新焼却処理施設	32,980,000
新粗大ごみ処理施設	4,080,000
その他工事	12,690,000
合計	49,750,000

出所：川口市資料

#### (2) 財源計画

施設建設費 497 億 5 千万円の財源は、以下のとおりである。

財源内容	金額（千円）
建設工事費	49,750,000
交付金（環境省循環型社会形成推進交付金）	12,736,173
市債	31,012,200
一般財源	6,001,627

出所：川口市資料

### 4 事業スケジュール

事業スケジュールは、以下のとおりである。

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
1. 事前調査	→													
2. 計画等業務	→	→	→	→	→	→								
3. 環境影響評価		→	→	→	→									
4. 新粗ごみ処理施設建設工事							→	→	→	→				
5. 新焼却処理施設建設工事								→	→	→	→	→	→	
6. 環境啓発棟・厚生会館												→	→	→

出所：川口市資料を加工